

## 市民が愛着と「希望」の持てるまちづくりを

～3.11から1年を経て～

川崎市長 阿部 孝夫

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から1年が経過しました。そしてこの間、私たち地方自治体はさまざまな課題に直面してきたわけですが、川崎市では「被災地・被災者などへの支援」、「市民生活の安全・安心を守る取り組み」、「地域経済の活性化に向けた取り組み」を柱に機動的に対策を講じてきました。

その一方で、これまで手がけてきた施策を着実に推進し、さらに、将来を見据えた未来志向の事業に果敢に取り組んできました。これもまた、自治体の重要な責務であり、平成23(2011)年度は、未来志向の明るい話題として発信できる取り組みを数多く行った年でした。

中でも、平成23(2011)年9月3日に開館した藤子・F・不二雄ミュージアムは、ドラえもんに代表される多くの名作を生み、海外にもその名を知られる藤子・F・不二雄氏の貴重な原画などを展示し、作品の世界やメッセージを幅広い世代に伝えるもので、「夢」、「希望」、「友情」、「勇気」など、心温まる作者の思いを川崎の地から発信しています。

また、年末の12月22日には、川崎市・神奈川県・横浜市が共同で申請した「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」が国際戦略総合特区の一つに指定されました。日本経済の活力の向上と持続的発展に寄与し、個別化・予防医療分野におけるイノベーションを創出するために、今後、国と地方で政策資源を集中させて構想を実現していきます。

特集1「新たな『地域の魅力』を活かす」は、こうした新たな地域の魅力を創造し、地域資源の魅力をどう発信し、同時にそれらを活用しながら都市としての価値をどう高め、都市のブランド力を高めていくかなど、市民が愛着と誇りを持つ魅力あるまちづくりの方向性について、今後の川崎を展望するとともに、関連する具体的な取り組みを紹介しています。

これと併せて、平成23(2011)年3月11日から1年余りを経過したことを踏まえ、特集2『3.11後の川崎』を振り返る」では、今回の大震災に対して川崎市がどのように取り組んできたかについて、概括するかたちで取り上げています。

現在も被災地への支援については、宮城県気仙沼市への職員派遣を継続しています。また、被災したミュージアム川崎シンフォニーホールは、リニューアルオープンを平成25(2013)年4月と定め、安全でこれまで以上の音響を誇るホールとして再開するために復旧工事に着手していますが、ザルツブルグ音楽祭からの義援金など、ホール休館中に支援・協力をいただいた方々への感謝の気持ちを表しながら事業を進めています。

これからも、大震災からの一刻も早い復旧・復興を願い、被災地・被災者などへのきめ細やかな支援を通じて東北地方の復興を応援しながら、地域防災計画の見直しをはじめとする市内の震災対策強化や経済活性化など、引き続き対策を講じていきます。

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けて、活力とうるおいに満ちた川崎の魅力を育て発信していくことにより、都市イメージのさらなる向上をめざし、市民が愛着と誇り、そして「希望」の持てるまちづくりに邁進してまいります。

巻頭のことば 市民が愛着と「希望」の持てるまちづくりを ~ 3.11 から1年を経て~

川崎市長 阿部 孝夫 1

特集1 新たな「地域の魅力」を活かす

巻頭座談会 新たな「地域の魅力」を活かす

~川崎の地域資源とブランディングを考える~

《コーディネーター》 横浜商科大学商学部教授 羽田 耕治  
 総合企画局自治政策部長 三橋 秀行 / 市民・こども局シティセールス・広報室長 北 篤彦  
 市民・こども局市民文化室長 中島 健志 / 経済労働局産業振興部長 原田 津一 4

「川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム」開館

総合企画局藤子・F・不二雄ミュージアム整備準備室 担当課長 河合 征生 17

動き出した京浜臨海部でのライフイノベーション ~国際競争力の強化をめざして~

総合企画局臨海部国際戦略室 担当係長 嶋村 敏孝 22

川崎の環境力の発信 ~「かわさきエコ暮らし未来館」を活用して~

環境局地球環境推進室 関野 小百合 26

地域資源を活用した観光都市づくり

経済労働局商業観光課 担当係長 御簾納 誠 30

「音楽のまち」の新たな展開 ~「モントルー・ジャズ・フェスティバル」から見えてきたこと~

市民・こども局市民文化室長 中島 健志 34

特集2 3.11 後の川崎

東日本大震災における対応と今後の本市の防災対策について

総務局危機管理室 担当係長 間島 哲也 38

わたしの視点 3.11と川崎 ~正しく恐れ、かつ可能な限り備えよとの警告~

川崎市危機管理アドバイザー 大貫 啓行 43

とどろきアリーナ避難所の管理運営 ~東日本大震災の避難者を受け入れて~

市民・こども局庶務課 落合 勝明 44

わたしの視点 都会で避難生活を送る子どもたちの学習支援「とどろき学習室」

慶応義塾大学研究員[川崎市職員] 鈴木 健大 47

市民の想いを目に見える形で ~東日本大震災被災者等支援基金を活用した取り組み~

財政局資金課 資金係長 土浜 義貴 / 健康福祉局地域福祉課 課長補佐 高階 清策 48

被災地派遣を振り返って ~派遣職員4名からの報告~

総務局人事課 担当係長 鹿島 智 / 財政局資産税管理課 家屋・償却資産係長 岡田 康弘  
 健康福祉局精神保健福祉センター 課長補佐 熊切 真奈美 / 消防局警防課 課長補佐 山本 久夫 53

この街みんなの元気を届けます! ~「ようこそ宮前区へ実行委員会」の東日本大震災被災者支援活動~

ようこそ宮前区へ実行委員会 目代 由美子 57

## 本市の政策展開から

### 区役所サービス向上指針の改定

総合企画局自治政策部区行政改革推進担当 渡辺 和也 60

### 市税事務所構想

～新たな税務組織構築への道のり～

財政局 市税事務所整備担当部長 小金井 隆一 64

### セレサモスと地産地消の 取り組みについて

経済労働局農業振興センター農地課 主任 地引 俊輔 69

### 多摩川緑地バーベキュー広場の開設

～バーベキューは気持ちよく～

建設緑政局多摩川施策推進課 計画調整係長 丸山 浩史 74

## 現場の目

### 中原区「大型集合住宅住民組織 支援事業」の取り組み

～地域コミュニティの充実をめざして～

中原区役所地域振興課長 川添 文夫 78

#### わたしの視点

### 中原のまちづくりで感じること

～住民活動の実践者として～

小杉地区町内会連絡協議会 会長 吉房 正三 80

### 介護予防のまちづくり

～高津公園体操の取り組みから～

高津区役所地域保健福祉課 高田 裕美 81

### 川崎フロンターレを通じた スポーツのまちづくり

～第2回あさお青まつりの経験から～

麻生区役所地域振興課 担当係長 藤原 亮子 84

## 研修の窓

### 第3次川崎市人材育成 基本計画の策定

～市民に信頼される自治体をつくるために～

総務局人材育成課 中川 幸 87

### 「市民の力」を活かした 持続可能な地域社会のあり方を探る

～地域コミュニティ再生の動きをめぐって～

高津区役所保護課 大江 桂太郎 90

### 東京都の都市外交における取り組み

～アジア地域の発展をめざす都市間ネットワーク～

総務局人材育成課〔東京都派遣〕 井上 裕文 92

## 市民の目

### 「麻生市民交流館やまゆり」の活動

～地域コミュニティづくりの取り組み～

NPO法人あさお市民活動サポートセンター 理事長 竹市 八郎 94

### 若者支援は社会投資である

～かわさき若者サポートステーションの社会的価値～

NPO法人「育て上げ」ネット 理事長 工藤 啓 97

### 子どもたちに科学の 面白さを伝えたい

かわさきアトム工房 代表 酒井 義彦 99

## 記者の目

### この町でよかった

テレビ神奈川報道部 副部長 川崎市政担当 富樫 吉樹 102

## 川崎元気商店紹介

### 音楽で地域を活性化する若き起業家

経済労働局商業観光課 窪田 瑞 103

# 新たな「地域の魅力」 を活かす

～ 川崎の地域資源とブランディングを考える～



《コーディネーター》

横浜商科大学商学部教授 **羽田 耕治**

総合企画局自治政策部長 **三橋 秀行**

市民・こども局シティセールス・広報室長 **北 篤彦**

市民・こども局市民文化室長 **中島 健志**

経済労働局産業振興部長 **原田 津一**

司会 本日は「新たな地域の魅力を活かす」をテーマに、本市の地域の魅力づくりなどを進めている皆さんにお集まりいただきました。

昨年、平成 23 (2011) 年は川崎市においては藤子・F・不二雄ミュージアムの開館をはじめとする新たな地域の魅力の創造や、浮島、扇島での大規模太陽光発電所(メガソーラー)の運転の開始、「エコ暮らし未来館」の開館など、川崎市のショーウィンドウの整備や京浜臨海部のライフイノベーション国際戦略総合特区の指定といった、川崎の強みを内外にアピールするニュースが数多くありました。

皆さんからそれぞれ昨今の取り組みを紹介していただきながら、本市が有する地域資源をどう魅力として発信していくのか、また同時にそれらを活用しながら市としての価値、都市のブランド力をどう高めていくのか、また市民が愛着と誇りを持つ魅力あるまちづくりの方向性はどうあるべきかなど、今後の展望について話を進めていただきたいと思います。

また、本日は横浜商科大学商学部の羽田耕治教授にコーディネーターをお願いしています。

羽田先生は、観光まちづくり、観光マーケティングなどがご専門で、本市におきましては「川崎観光振興プラン」の策定などに関っておられるほか、産業観光をはじめとした川崎の魅力や強みなどについてもよくご存じでいらっしゃいます。

それでは、はじめに羽田先生から、都市の魅力とブランディングについて概括的なお話をいただきまして、併せて座談会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 都市の魅力を構成する5つの要素

羽田 羽田です。よろしくお願いたします。ではまず、都市の魅力を構成する一般的な要素をいくつかあげてみたいと思います。

1つ目は「自然」です。鹿児島ですと借景として



羽田 耕治 氏

羽田 耕治 (はだ・こうじ) 氏

横浜商科大学商学部貿易・観光学科教授、川崎産業観光振興協議会会長。1974年株式会社日本交通公社入社、同時に財団法人日本交通公社に移籍、同財団調査部に所属。1998年から現職。国土交通省中部運輸局観光まちづくりアドバイザー会議座長なども務める。著書に「地域振興と観光ビジネス」、「産業観光への取り組み - 基本的考え方と国内外主要事例の紹介 - 」(共著)など。

の桜島と噴煙、長崎ですと坂のまち、それぞれの都市には固有の自然・風土を形成してきた気象あるいは地形があり、それを視覚とか触覚などを通して目や肌で感じさせるものです。

2つ目は「歴史」です。歴史が現在でも息づき、尊重されている都市。函館ですと江戸時代末期の開港の歴史、長崎も海外との交易の歴史に関わる魅力が中心となっています。川崎も、川崎の発展を支えてきた産業に関わる歴史は魅力です。

3つ目は「街並み」です。それぞれの都市の地域性と統一感が感じられる街並みが残されている、あるいは再生されているというものです。金沢や倉敷などが代表的かと思えます。

4点目として、例えば城郭など、まちのシンボルとなり、イメージ形成の源になっているものがみられるということも都市の魅力の要素の一つです。

さらに、都市に特有の構成要素として加わるのが、いわゆる「界索性」です。都市には多くの人が集まり、そこには賑わいが醸し出されます。楽しく歩くことができる場、空間、そして刺激的な盛り場を持っています。加えて、そこにはその都市固有の、また

その都市ならではの「味」、すなわち「名物料理」「郷土料理」があります。

自然、歴史、街並み、界索性そして味・料理。このような要素が都市の魅力としてあります。そして多くの観光客を集める都市は、こうした要素を複合的に持っています。それが都市の魅力、観光の魅力を形づくっているのです。

## 大都市ならではの魅力の源泉

羽田 次に、大都市について大都市ならではの“魅力の源泉”を3つ挙げたいと思います。

まず1つは、非常に華やいだ雰囲気があって、自由な空気が漂っているということです。そのことが大都市のいわば“磁力”になって、多くの人々を引きつけ、そこに多様な形での相互刺激が生み出され、経済・文化活動が活発になり、それが新たな魅力となってさらなる集積へと向かうということです。

2つ目として、大都市はそれぞれの発展基盤を持っています。京都、パリのように政治・行政で発展してきた都市。交易で発展した神戸、上海、シンガポール。また、川崎はもちろん、北九州、あるいはイタリアのミラノなどは製造業、産業活動の発展をその都市の基盤にしてきた都市です。

そこに各地から多様な人が集まり、交じり合い、刺激し合うことによって、固有の産業とか、生活文化が生み出され、発展していくというわけです。

3つ目として、大都市には、時代の最先端の技術成果が集まり、集められてくるということです。とりわけ建築物や空間開発の有りにその成果が現れます。

「大都市は人間が創り出した最大の芸術である」ともいわれますが、都市は時代の最先端をいき、そこに多くの、しかも多様な価値観、才能を持った人々が集まります。こういったことが、大都市の魅力の源になっているのではないかと思います。

さて、ここまで、都市の魅力について概括的にお話をさせていただきました。ここからは川崎市という地域の特性と固有の魅力について話を進めたいと思います。

川崎は「ものづくり先進地」として、明治、大正、



北 篤彦 氏

昭和と、日本の産業を牽引してきました。最近では「環境先進都市」へと発展してきています。また、川崎は研究開発の機能集積を継続して進めてきました。その集積が新たな集積を生み、新しい価値の創造へとつながっていると思います。

こうした川崎市におけるこれまでの取り組みと現状について、皆さんからお話をいただきたいと思います。

まず、川崎市の魅力をどう捉え、発信してきたかという点について、シティセールスに関わるお話をいただきたいと思います。

## 川崎市におけるシティセールスの取り組み

北 川崎市におけるシティセールスの取り組みは、平成15(2003)年4月新たに担当を設置してスタートしました。川崎市は産業都市として成長し、京浜工業地帯の中心として日本の産業を支えてきた歴史を持ち、ものづくり都市を基盤として、IT、環境技術をはじめとした先端技術を持つ企業、研究機関の集積が進み、先端科学技術都市に変貌を遂げてきたという経緯がありました。

取り組みを始めた当時は、川崎駅や武蔵小杉などの拠点整備が次々と進み、川崎が東京と横浜の間にある、首都圏の中心に位置するという優位性もより高まっていました。また、市制80周年を迎えた平成16(2004)年7月にオープンしたミュージアム川崎シンフォニーホールを核とした「音楽のまちづくり」や川崎フロンターレの活躍など、文化・芸術、スポーツの面でも川崎の魅力を高めるさまざまな地域資源の存在感が増し、着目されてきた

時期でもありました。

そのような、変貌しつつある川崎市の姿や、さまざまな地域資源が、市内外にどのように知られているか、平成 16(2004)年 3月に「シティセールス推進調査」を行いました。副題は「他都市の市民から見た川崎市のイメージ調査」というもので、その調査結果から、川崎市の持つ魅力要素に対する認知度が低く、限られた情報で都市イメージが形成されているという状況が分かりました。そうした中、平成 17(2005)年 3月に「シティセールス戦略プラン」を策定し、本当の川崎の姿を知ってもらい、シティセールスの取り組みを進めてきました。

この「シティセールス戦略プラン」では次の 3つの目標を掲げています。

- 目標 1 川崎の対外的な認知度やイメージ向上
- 目標 2 市民による川崎の魅力の再発見、市民としての誇りや一体感の醸成
- 目標 3 川崎らしさを活かした、川崎ならではの魅力や活力の創出

また、重点的に情報発信するテーマとして、「先端産業・研究開発」、「芸術文化」、「スポーツ」、「自然」の 4つを掲げ、川崎の魅力、地域資源などの強みを活かす取り組みを展開してきました。

### 市民や事業者によるイメージアップ

市全体のシティセールスの取り組みについては、他の皆さんから後ほど事例の紹介があるかと思いますので、シティセールス・広報室の取り組みを 2つほど紹介したいと思います。

ひとつは「川崎市イメージアップ事業」です。

この事業は平成 17年度から実施しているもので、例えば川崎フロンターレが紙芝居を子ども向けにつくったり、読書を推奨するキャンペーンを行ったりと、市民や事業者、各団体による川崎のイメージアップにつながる事業を支援するというものです。

もう一つは「イメージアップCMコンテスト」です。高校生や大学生などが、その若い感性をもって制作した川崎市のCM映像を募集する企画です。学生さんが自由な気持ちでつくる、ユーモアがあり、

地域への愛情・情熱があふれる作品が話題になって、親しみやすい川崎のイメージを発信できる、そういうイベントです。

また、シティセールスのもう 1つの大きな柱として、「パブリックリレーションによる情報発信」があります。テレビや雑誌など、メディアが川崎を取り上げるような、そのためのつなぎ、リレーションを行っていて、「るるぶ川崎市」、「川崎市ウォーカー」などの発行にも結び付けました。

パブリックリレーションの効果をはかる一つの指標として、広告換算額を算出しています。21年度には約 15億 6,000万円、22年度で約 22億円、広告換算するとそれぐらいの価値の取り組み、とみることができます。23年度は、藤子・F・不二雄ミュージアムの開館などの影響が大きく、相当な額になるのでは、と思います。

羽田 ありがとうございます。「るるぶ」というガイドブックのタイトルは、「見る」「食べる」「遊ぶ」の語尾をとって付けられたわけですが、最近では、さらに「体験する」、「学ぶ」、「交流する」という楽しみが求められてきています。こうした「見る」「学ぶ」「体験する」という観点からみれば川崎のポテンシャルは大きく、産業観光などの取り組みは川崎のシティセールスとも密接に結びつくものだと思います。

それでは、次に、産業など地域資源の魅力を活かした取り組みについてお願いします。

### 地域資源を活かした魅力の創出、発信

原田 川崎市は「ものづくり先進地、ものづくり都市」として発展してきた都市です。「このような都市ならではの魅力を発信する」ということで、産業を地域資源と捉え「産業観光」という取り組みを行っています。

本市では、平成 17年度に策定した「かわさき観光振興プラン」に基づき、川崎を訪れる人に出会いと感動、そして喜びを与えることのできる、そういう魅力のある街、賑わいのある街、都市観光地川崎をめざした取り組みを行っています。

本市の強みである産業を活かした産業観光の推進

は、川崎市と商工会議所を中心に、関係企業、観光事業者などで組織する「川崎産業観光振興協議会」を設置して、羽田先生には会長としてご協力いただき、川崎の魅力発信を行っています。

### 産業観光による新たな魅力創出

具体的な取り組みとして、まず始めに「産業観光ツアー」について紹介したいと思います。これは、川崎の産業観光の魅力を多くの人に知ってもらうため、平成20(2008)年5月、「産業観光モニターツアー」という取り組みからスタートしました。

通常の産業観光施設といわれているところに加えて、ミュージア川崎シンフォニーホールでのランチタイムコンサートや川崎フロンターレの試合見学、映画スタジオの見学、競馬場での競馬体験など、音楽のまちや映像のまち、あるいはスポーツのまちならではの新しい観光資源の企画を加えたモニターツアーを行いました。また、老舗料亭での食事やコアタウンでの焼肉、江戸時代からの名物である奈良茶飯を味わっていただくなど、食事にもこだわった取り組みを行っています。

そして、見る、食べる、学ぶ、楽しむ、体験するというような見学の場としての観光を提供し、市民の皆さんのニーズを調査しました。

現在は、このモニターツアーの経験を踏まえて、一般の旅行会社、旅行事業者とタイアップした「川崎産業観光ツアー」を実施しています。

魅力創出としての産業観光ツアーを軸に、さらなる魅力発信として取り組んだのが全国初となる「工場夜景バスツアー」、「工場夜景屋形船クルーズ」でした。

工場夜景というのは、普段は入ることができない施設内から、川崎の臨海部を楽しんでもらう企画で、多くの皆さんに喜んでいただき、マスコミでも大きく報道されたりもしています。

また、市民の皆さまに川崎を知ってもらうために「産業観光検定」を実施し、検定試験に合格した方などを対象として、観光ガイドの養成講座も行いました。

さらに、全国各地の中学生あるいは高校生を対象



原田 津一 氏

に「スタディーツーリズム」として、修学旅行の誘致を行っています。川崎の産業観光を中心にプロモーションを行って、生徒さん、学生さんにも川崎に来てもらうような取り組みも行っているところです。

### 外国人観光客の誘致と海外への情報発信

羽田空港の再拡張、国際化を踏まえ、外国人観光客誘致の取り組みが非常に重要と考えています。

本市では平成22(2010)年10月に羽田空港の国際線ターミナルの観光情報センターで情報発信をスタートさせています。中国の方に向けては、川崎を紹介した情報誌を発行したりしていますが、「トラベルマート」という、海外の旅行会社向けの大商談会にも出展し新たな観光客の誘致に取り組んでいます。

また、毎年2月に行っている「国際環境技術展」は、市内の企業が持つ優れた環境技術を国内はもとより海外にも情報発信する取り組みですが、昨年整備された「かわさきエコ暮らし未来館」やメガソーラーなどと併せてこの環境技術展でも情報提供を積極的に行い、川崎の魅力を外に発信しています。

羽田 ありがとうございます。私は、研究開発機関の集積、音楽のまち、映像のまち、芸術のまち、環境先進都市などといった取り組みが川崎の魅力の比較優位性につながっていると思います。そこには、市として進めてきたまちづくりの基本計画や実行計画に基づく計画的な施策の推進が大きく関係しているものと思います。そのあたりについてお願いします。

## 総合計画が示す川崎のポジション

三橋 私からは本市が総合計画でどのようなまちづくりを考えているかということと、拠点におけるまちづくりについて、いくつか紹介したいと思います。

まず、本市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」は平成17(2005)年3月に策定しています。ちょうどバブル経済崩壊後、低成長経済へ移行している中で、その社会経済状況も大きく変わっていく、例えば少子高齢化も進んでいく中で、着実にまちづくりを進めるための経営プランとして策定したものです。

その基本目標は『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」でした。

特に「持続可能」というところがキーワードとして、川崎の特徴や長所を活かした「持続型社会の実現」ということを掲げています。

本市は、我が国有数の産業が集積しているという特徴があり、豊かな地域と人材をもっています。人口は平成24(2011)年1月現在で約143万人、首都圏に位置する地理的条件が非常にいいということ、特に首都圏の中心部に位置していて、東京と横浜という巨大消費地にも隣接しているということ、羽田空港も近いというようなことなどです。

そのような川崎の特徴や長所を活かして持続型の社会を実現しようということで、基本的な方針として「広域調和、地域連携型のまちづくり」としての拠点整備を進めているところです。

「広域調和」というのは、首都圏に位置し、考え方として川崎市だけで完結するのではなく、近隣自治体も含めた広域的、総合的な視点から施策を展開するという広域調和です。

「地域連携型のまちづくり」というのは、川崎は南北に非常に長いわけですから、特にターミナル駅を中心に、地域連携のまちづくりを進めることです。具体的には、その拠点整備を進めている中で川崎臨海部のエリアを1つの拠点として考えると、川崎とか武蔵



羽田空港に近接する殿町地区は国際競争力を牽引する拠点に

小杉、新百合ヶ丘などのターミナル駅を中心に整備を進めるといことでまちづくりを進めています。

## 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

平成23(2011)年12月、神奈川県、横浜市とともに申請していた、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」が国際戦略総合特区に指定され、臨海都市拠点の整備に大きく弾みがつきました。

「国際戦略総合特区」とは、規制緩和と減税で日本経済の国際競争力を牽引する拠点づくりをするもので、今回川崎を含む京浜地区をはじめとして、全国で7地区が指定されています。

「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」では、川崎の殿町区域と、横浜の末広区域、福浦区域、みなとみらい区域、その4つが指定され



三橋 秀行 氏

ました。特に中心となるのが川崎の殿町地区(キングスカイフロント)です。

多摩川を挟んで羽田空港の対岸に位置して、羽田空港にも非常に近い。羽田空港は平成 22 (2010) 年に再拡張、国際化されまして、年間発着枠も 1.4 倍になったということで、ますます羽田空港を利用しての発展が期待されています。殿町地区には自動車工場が撤退した後の広い土地がありまして、首都圏で羽田空港に近接したまとまった土地であったことから、ターゲットになったというわけです。

特区の今回の申請の内容は、特に再生医療、がん・生活習慣病、公衆衛生・予防医学、この3つの分野を重点的に取り組みます。そういうライフイノベーションの特区ですが、個別化・予防医療時代に対応した革新的医薬品、医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標にしています。

特区の申請前にもこちらの戦略拠点の取り組みは進めていまして、既に平成 23 (2011) 年 7 月には第 1 段階となる実験動物中央研究所の再生医療・新薬開発センターが運営を開始し、既に再生医療の取り組みの研究を行っています。24 年度にはその第 2 段階として、本市の「環境総合研究所」、それから「健康安全研究所」などが入居する「(仮称)産学公民連携研究センター」が運営を開始します。特区申請が認められましたので、今後はさらなる企業誘致に取り組んでいくことになっています。

また、武蔵小杉駅周辺では、現在、大規模工場跡地で民間活力を活かした再開発を進めています。駅周辺には公共施設や、商業、業務、都市型住宅などが整備され、駅を中心としたコンパクトなまちづくりが進んでいます。

大規模工場の撤退を逆にチャンスと捉えることにより、まちづくりが急速に進んでいるという状況です。

### 藤子・F・不二雄ミュージアムの開館

平成 23 (2011) 9 月には、生田緑地の中に藤子・F・不二雄ミュージアムがオープンしました。

オープン 4 カ月の来館者が 22 万人を超えたとの



国内外から多くの人々が訪れる藤子・F・不二雄ミュージアム

報道がありましたが、1日平均 1,850 人にご来館いただいています。地元である多摩区を中心に、藤子・F・不二雄ミュージアムの個性と魅力を活用したまちづくりを進めているところです。

併せて、同じ生田緑地内で平成 24 (2012) 年 4 月に「青少年科学館」がリニューアルオープンする予定です。名称は「かわさき宙(そら)と緑の科学館」に決定しており、こちらは大型のプラネタリウムを備え、新たな地域資源として期待が寄せられています。

また、川崎フロンターレの本拠地である中原区の等々力陸上競技場は、長年の懸案でありました陸上競技場の整備に着手し、平成 27 (2015) 年度に第 1 期整備としてメインスタンドの完成をめざします。併せて、公式野球場についても順次整備することとなっています。

川崎市の魅力の一つである緑地の整備も着実に進んでいくという動きになっています。

羽田 ありがとうございます。多様な文化創造ということも川崎の強みですが、文化資源を活かした魅力の創出と発信の取り組みについてお願いします。

### まちづくり、人づくりに活かす文化行政

中島 まず初めに、本市は文化行政に対しては比較的歴史を持っている都市だということをお話しておきますが、本市の文化行政は昭和 47 (1972) 年「第 1 回市民文化賞」からスタートしています。当時は

教育委員会が文化行政を担当していました。

その後の第1次オイルショックの頃は、物の豊かさから心の豊かさ求められるような時代背景であったかと思いますが、神奈川県知事が「地方の時代」というテーマを提唱し、本市でも昭和55(1980)年に市民文化室という組織ができ、「地方の時代映像祭」が始まりました。

その後、非常に大きな転換点となったのは、やはり平成16(2004)年の「音楽のまちづくり」であったと思います。

川崎には多くの文化資源があります。ミュージア川崎シンフォニーホール、洗足学園音楽大学、昭和音楽大学、さらに最近では「映像のまち」を進める中で、日本映画学校が国内初の単科の映画大学になるなどしています。そしてそれらの活動を支えてくれる人々が市内には大変に多くおられます。

川崎は今、「音楽のまちづくり」から始まって、新百合ヶ丘を中心にした「芸術のまち」、そして「映像のまち」と展開し、それぞれの取り組みの中に、川崎市内に縁を持つ多くの人の顔が見えるまちになったと感じています。また、「点」の活動を「線」でつないで「面」にしていこうという発想をもって取り組んでいくようになりました。

文化行政についても、文化行政を文化振興だけではなくて、それをまちづくりにどう活かすのかというような視点で取り組んでいます。本当に民間の方々のやる気をどう引き出して、そこに行政がどう関わっていくかといったようなことに、文化行政を進める



中島 健志 氏

中でも非常に重きを置いて展開しています。そういう意味では、行政しか持っていなかったフィールドを民間に開放し、そして民間の方と一緒にまちづくりを進めている。それは文化というツールを使って今進めているというように感じています。

羽田 冒頭で申し上げたことと関連しますが、大都市の強みは、「非常に多彩で、多才な人々が集積している」ことにあると思います。

私は川崎市の「観光振興プラン」の策定に関わりましたが、プランの中で観光振興戦略の第1番目に「川崎の人を活かした観光振興と人材の育成」という「柱」を掲げています。全国の都市の観光基本計画の中で、「人を活かした観光振興」というのを1番目に持ってきている計画は、川崎しかないはずです。

そこで、「人づくり」という点で具体的な事例をお話いただけますか。



工場夜景を背景にした野外ロックフェスも川崎ならではの

中島 例えば「音楽のまち」を始めたわけですが、「音楽のまち」というのは演奏する人だけではもちろん成り立たなくて、オーディエンスがいて、オーディエンスも一緒に育っていかないといけないわけです。そこには市民が受動的な立場で参加するということではなくて、能動的な立場で参加するような仕組みづくりというものも大事になってきます。

昨年(平成23)年11月に、川崎でモントルー・ジャズ・フェスティバル

を開催しましたが、川崎を元気にしたいという共通の思いの下、行政が全てをリードするというのではなくて、民間や市民の方々への参加意欲を高め、各々の自主的、自発的な活動を連携させ、成功に結びつけることができました。行政の役割としてそういう場をつくっていく、仕掛けをしていくということが大事だと思います。

また、臨海部の東扇島東公園で行われているロック・フェスティバルでも、「川崎大好き」な人たちに運営を手伝ってもらい仕組みをつくり始めています。あるいは麻生区の新百合ヶ丘のアルテリッカでも、ボランティアの方が50人、運営に参加するようになってきています。市民の方が音楽や文化系のイベントや施策に関われる、あるいは民間セクターに関われるような仕組みをつくっていくというのが、「持続可能性」につながるのではないかと考えています。

羽田 ありがとうございます。本日、いろいろなお話を伺って、川崎が、非常にダイナミックな都市づくりを計画的に、そして着実に取り組んできておられるということを改めて理解いたしました。

先端技術開発も、環境や医療技術の集積も、また映像・音楽といった文化的な取り組みも、非常に多彩に展開し、それもここ5年ぐらいの間に拍車がかかっているという印象を受けます。

それでは、後半は、都市のブランディングについてその意義を確認し、ブランド力を高め、持続していくための考え方などについて話を進めていきたいと思っています。

## 「地域が輝く」ブランディング

羽田 都市または地域のブランディングの意義を、私が専攻する「観光まちづくり」という観点から捉えると、「地域が輝く」という点にあると思います。

産業が輝き、生活文化が輝き、そして人が輝く地域づくり、都市づくりというのが、地域・都市のブランディングの最終的なゴールではないでしょうか。

特に人口の流入の度合いが大きな大都市にあっては、地域への愛着と誇り、意識を醸成するということがとても大切です。市民の方々が地域に愛着と

誇りを感じるような、そういうまちづくりが大切であり、その考え方が域外からの来訪者の増大につながっていく「観光まちづくり」であると思います。

グローバルなレベルで都市間競争が非常に激しくなっている時代であるだけに、都市のブランディング、私が言う観光まちづくりの考えとその実践が大切なのです。

## 地域ブランディングの3要素

地域のブランディングには不可欠となる3つの要素があります。

1つは、「個性化」です。川崎ならではの強み、独自性を発揮するという事です。よく「らしい」という言葉が使われますが、私は「ならではの」という表現を使います。川崎の魅力を紹介する場合、「ものづくりの歴史と集積を持っている川崎ならではの魅力」という言い方をします。「らしい」と言うと、往々にして本物ではないものが紛れこんできますが、「ならではの」は本物そのものであり、個性そのものであるからです。

2つ目の要素は「イメージ創出」です。とにかく行ってみようとか、訪れてみようというときに、何もイメージが思い浮かばないような地域や都市では選択の対象に成り得ません。イメージをどう創り出していくか、それをどう効果的に発信していくか、コミュニケーションをしていくかが非常に重要です。

3つ目は、「品質の維持・管理」です。期待を裏切らないということです。なぜ高級ブランドが支持され続けているか。常に安心できる品質が維持されているからです。都市のブランド、地域のブランドも同様です。期待を裏切らない品質を保ち、本物を提供していくことが求められるということです。

また、地域のブランディングをより強固なものにしていくためには、まず、市民の方が「まちを知る」こと、そして「地域への愛着と誇りを持つ」こと、さらにさまざまな形、レベル、場で「まちづくりに関わる」こと、この3つの原理が必要です。

産業観光ツアーを例に挙げれば、ツアーを通して市民の方に地域やまちを知っていただくことが大切です。また、「産業観光検定試験」の例では、検定



毎年2月に行う「国際環境技術展」は、過去最高の来場者数を記録した

試験に合格されてガイドとして活躍している方もいらっしゃるし、希望されない方々で「川崎の産業観光を支援する会」を組織しています。

川崎市にはまちづくりに関わっていらっしゃる市民の方が非常にたくさんおられます。

まさに「まちづくり」は「人づくり」だと思うのです。

### 川崎「ならでは」の魅力

羽田 地域のブランディングに必要な「個性化」という点で少し質問したいのですが、「川崎ならではの魅力」とは、例えば何でしょうか。

北 ひとは先端科学技術の分野でしょうか。

国際環境技術展を川崎で初めて開催するとか、地球環境、地球温暖化対策の展開、浮島、扇島にメガソーラーができるとか、そこにエコ暮らし未来館というような体験、啓発施設ができる。そういう先端技術をテーマにした魅力は「川崎ならでは」といえるのではないのでしょうか。

また、スポーツの分野でも、平成19年(2007)7月のアメリカンフットボールの世界カップの初開催、翌年のスーパー陸上2008の開催といった、単に国内大会の誘致ではない、世界に向けた大会を誘致して、そういう特徴ある大会を川崎で開催することや、川崎を拠点とするホームタウンスポーツ推進パートナーの活躍で川崎の都市イメージが知られ

ていく、ということでしょう。

あと、歴史の部分でも、二ヶ領用水竣工400年、円筒分水竣工70年であるとか、大山街道、東海道など、川崎の歴史的な魅力というのも数多くあります。

シティセールスの取り組みは10年、戦略プランを策定して8年経とうとしていますが、この間に川崎は大きく変わり、「川崎ならでは」の魅力が数多く生まれてきたと、感じています。

羽田 もうお一人、どなたか、川崎ならではの個性というか特質というか、そのあたりをどのように捉えられているか、お尋ねしたいと思います。

### よそ者を拒まない風土の醸成

中島 川崎は、さまざまな地域から人々が集まって生活をしてきたまちです。川崎のまちの成り立ちが、「よそ者を拒まない」という独自の風土を醸成しているのではないかと感じています。

私は文化を担当していますが、それぞれの人々の文化を否定したり拒んだりすることなく受け入れることができる。実はこれがもしかしたら川崎の固有の魅力なのかもしれません。

川崎は非常に柔軟性があって、何でも受け入れることができるまちです。たとえば、工場の移転などで空洞化した地域へ新たな計画が起こっても、それを拒否することもそれほど強くない、「川崎のためだったらいいんじゃない」というような寛容さがあるのではないかと、いうふうに私は見ているのです。

羽田 外からおいでになる方々を地域ぐるみ、まちぐるみでいかにおもてなしできるかということは大切なことだと思います。川崎が好きで、誇りに思うという方がいっぱいいらっしゃる、いろいろな地域からおいでになった皆さんを温かく受け入れていただけるまち、とても素晴らしいことだと思います。その後、川崎に定住している方々が非常に多いということが「川崎ならではの」特徴であるということ

がよくわかります。

次に、2つ目の要素、「イメージ創出と対外的なコミュニケーション」についてですが、先ほどPRのお話もありました。川崎の魅力は色々あるだけに、そうした情報やイメージを効果的に外に発信していくことの難しさもあると思いますが、そのあたりについてのご苦労や工夫とかはいかがでしょうか。

### 川崎のイメージ～環境先進都市～

原田 冒頭で海外向けの情報発信についてもお話ししましたが、産業振興の立場からは、近年は「環境先進都市」という川崎のイメージが形成されていると感じています。

川崎はかつて深刻な公害を経験しましたが、そういうものを克服する過程でいろいろな技術が市内の企業には蓄積されていて、そして今の川崎が、臨海部が出来上がっているわけです。

「工場夜景ツアー」に関連して申し上げますと、観光の商品として成り立つのは、大気や水がきれいだからこそ夜景ツアーというものが成り立っているわけです。その意味では、工場夜景ツアーなどの産業観光と、環境技術の進展というのは車の両輪のよ

うなものだと思っています。

それが何を意味するのかというと、これまでの臨海部というのは鉄鋼業とか、あるいは石油化学コンビナートという生産の場で、市民の皆さんの居住空間から隔絶された、隔離された地域だったわけです。それが環境技術によって、そしてこの産業観光によって、市民の皆さんが臨海部に再び来ることができるようになった。閉ざされた空間を再び開いたということで非常に意義があると思っています。

私は、昨年11月に国際環境技術展開催のPRを行うために中国を訪問したのですが、中国では、川崎という街は環境先進都市として非常に有名です。胡錦濤国家主席が川崎臨海部の環境施設を視察されたこともあるのですが、「川崎のイメージは、環境都市」ということで、新しいステージに進んでいると思います。

羽田 私は出身が名古屋でして、名古屋や愛知はものづくり王国と言われています。そうした産業の発展は、名古屋城築城に始まるとされています。築城の際に木工などさまざまな分野の職人が集まった。それが連鎖的に発展して、自動車や航空宇宙等の産業立地につながっているというストーリーです。



川崎ならではの景観は夜景ツアーなどの企画に展開した



国内最大級の大規模太陽光発電所（メガソーラー）を見学するツアーも行われている

今のお話を伺って、歴史的なものもさることながら、横の連関、産業間の連関であるとか、空気や水、環境というようなところで川崎ならではのストーリーを対外的にアピールしていくことが大切だと思います。

最後に、ブランディングの3つ目の要素、「品質の維持・管理」について、計画の進行管理などの観点からお話をいただけますか。

三橋 一昨年くらいに、マスコミの方に、「川崎は今非常に元気がありますね。見てみると東京や横浜よりも川崎が一番元気があるのではないですか」と言われたことがありました。おそらく、川崎や武蔵小杉の駅周辺の拠点整備も進んでいた時でしたので、それが外から見て非常に元気があるということで目に映ったのだと思います。また、ちょうどその時に合わせて、音楽のまち、映像のまちなどの川崎のPRも進んで、そういう点も目についたのかなということです。

また、実行計画に基づく施策を着実に進めていくことにより品質を維持する、先ほどの言葉で言えば期待を裏切らない川崎市を形づくることではないかと思えます。さらに、今まで気が付かなかった川崎市の持つ特長や強み、羽田空港への近接性や産業集積、技術や人材が豊かであるということなど、そうした地域資源を今後もしっかり探し、発掘して、育て、さらにPRすることで、持続可能なまちづくりが可能となり、川崎の魅力ある都市づくりを進めていくことができるのではないかと考えて

います。

羽田 ありがとうございました。それでは最後の論点として、今までいただいたお話の、その先の課題というか、川崎のこれまでの比較優位な点や、魅力、価値をさらに高めて、都市づくりに活かしていくときに大切なこと、そして今後の展望についてお話しいただきたいと思えます。

#### 「川崎にある = 在川崎」をPR

北 シティセールスでは、例えば一つのセールスポイントに焦点を当てて、意表をついた手法で話題性を高め、全面的に押し出してイメージをつくりあげるといったようなプロモーションが注目を集める、ということがあります。川崎の場合、そういう手法はなかなかやりにくいところがあると思っています。

多彩な魅力をもつ川崎の場合は、ひとつに決め打ちがしにくいのです。多くの魅力の中から時宜、タイミングに合わせて旬なものを重点的に発信しているところです。

先ほど羽田先生ブランディングのお話の中に、「期待を裏切らない、本物の提供」というお話がありましたが、川崎市のシティセールスの取り組みとしても、「本物の川崎」を知ってほしいということ、今後さらに深めていけるのではないかと感じました。知れば知るほど期待を裏切らないよいまちだ、ということが分かってもらえるのだと思います。

今後、ブランディング、シティセールスの展開の中で、魅力ある拠点であるとか、地域資源が、「川崎にある = 在川崎」というのですか、国内外に知られる有名なものが川崎に、この場所にあるのだという切り口でPRしていく、そういうアプローチを強めていきたい。羽田空港国際化の時宜を捉えた海外向けの情報発信も含めて、そういう視点でも取り組んでいきたいと考えています。

#### 環境共生型の産業都市へ移行

原田 川崎は研究開発都市に変貌を遂げています。そういう面があっても、今までの工場が全くなく

なってしまうというわけではなく、むしろ生産活動とか産業活動を継続しつつ、新しい環境共生型の産業都市として移行しているわけです。

そういう意味では川崎というのは新しい都市モデルとなっていると思います。そういう取り組みと併せて、市民生活を豊かにするような芸術や文化、そういう発信もしつつ、市民と協働して、市民、事業者、行政が適切な役割分担をしながら、魅力的な都市づくりを進めていくべきだと思っています。

## 新しい時代に対応した地域資源の活用

中島 全国の研究都市といわれるような都市が無機質なまちであるという話を耳にしますが、川崎はこれまでどおり、猥雑性も持った、研究者にも優しいまちであってほしいなと思います。

川崎のこれまでの、どちらかというと負の遺産だったアンダーグラウンドの文化が、サブカルチャー、カウンターカルチャーを生み出してきたという側面も持つと思います。新しい時代にはそういったことが逆に求められる部分もあると思いますので、まちのこれまでの成り立ちと、そういう貴重な資源を、新しい時代にどのように転換していけるのか。そしてさまざまな方々と一緒にまちづくりをどう進められるのか、というあたりが、私たち行政が一番考えなければいけないところでしょう。

そこにどういう関わり方をしていくのかということが、川崎の持続的な魅力を引き出すための一番大事なポイントなのではないかと思っています。

そのためにも、市役所の中で横串を通しながら、経済の動きに連動し、効果的な取り組みを進めていくことも必要なのではないのでしょうか。

## さまざまな主体がまちに関わること

三橋 総合計画の中でも謳っていますが、魅力あるまちをつくるにあたっては、協働と協調の下に、いきいきと健やかに暮らせるまちをつくること、つまりは今後さまざまな主体とのパートナーシップに基づく取り組みを進めていくことにより、魅力あるまちをつかっていきたいと思っています。

川崎市も今、自治基本条例に基づき、地域の課題を地域の中で解決するというを基本とする取り組みを進めています。川崎市のまちをつくるに当たっては、市民一人一人が主体的にまちに関わるような仕掛けも考えていく必要があります。

取り組みを進めていくためには市だけではできないですし、また事業者だけでもできないでしょうから、さまざまな主体が主体的に取り組む中で、魅力あるまちづくりを進めていくことが大事ではないかと考えています。

## 行政の役割は「芽出し、後押し、橋渡し」

羽田 皆さんのお話を伺い、「都市のブランディング」には、基本要素である、「個性化」、「イメージ創出と対外的なコミュニケーション」、「品質維持、品質保証」、この3つがうまくバランスが取れていないといけなことを改めて痛感させられました。

最近、観光振興の面ではプロモーションに重きを置く傾向があり、それはそれで必要なことではありますが、やはり肝心なことは、持続的に魅力を保ち、発揮する都市・地域を、それも計画的かつ着実につくっていく努力、取り組みです。

情報発信と同時に、それぞれ取り組まれている事業、プロジェクトを通して川崎ならではの魅力をつくり上げていくという視点が大切です。そして、それぞれをベースで担っていくのは「人」です。

そういう方々が活躍できるような場をつくっていくということも行政の役割であることを、今日改めて感じました。

観光まちづくりにおける行政の役割について、私は「芽出し、後押し、橋渡し」と言っています。

今日は、大都市川崎であっても同じことがいえるのだなと思いました。ありがとうございました。

司会 羽田先生、ありがとうございました。本日の座談会では、これまでの川崎市の取り組みを踏まえ、新たな魅力をどう活かし、今後のブランド力に結びつけていくか、さまざまな示唆をいただきました。

本日はありがとうございました。

(平成24年1月18日実施)

# 「川崎市 藤子・F・不二雄 ミュージアム」開館



総合企画局藤子・F・不二雄ミュージアム整備準備室 担当課長 **河合 征生**

## 1 「ドラえもん」の生誕 101 年前

「ドラえもん」の誕生日の 101 年前に当たる 2011 年 9 月 3 日（土）に「川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム」（以下「ミュージアム」という。）は開館した。

ミュージアムは、藤子・F・不二雄氏（以下「藤子氏」という。）の夢、希望、友情、勇気、大いなる好奇心。そして、人を愛する優しい気持ちなどの大切なメッセージを全国・世界、また後世の人々に発信していく文化施設として開館し、連日多くの方が訪れている。

市内はもとより全国・海外からの注目も高いミュージアムも、開館までに 12 年の年月を費やしている。その 12 年の事業のあゆみなど、本市の新たな魅力の発信拠点として歩みだしたミュージアムを紹介する。

## 2 事業のあゆみ

### 事業のきっかけ～事業初期

藤子氏は、昭和 8（1933）年に富山県高岡市で生まれ、幼少期より「まんが」を描き、本格的なまんが家をめざして安孫子氏<sup>1</sup>とともに上京し、「トキワ荘」（練馬区）に入居した。昭和 36（1961）年には川崎市生田に転居し『ドラえもん』をはじめ多くの国民の人気まんがを創出した。休みの日には生田緑地を散歩したり、家族と向ヶ丘遊園に遊びに行ったり、川崎市を生活基盤に活動を続け、昭和 56（1981）年には「川崎市文化賞」を受賞するなど、川崎市と深いつながりが築かれた。



川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム

藤子氏は平成 8（1996）年に 62 歳の生涯を閉じている。その後、ご夫人の藤本正子さんは「支えてくださったファンの方々へのお礼」と「5 万枚余りの原稿の保存」の思いを抱くようになり、著作権管理者である(株)藤子・F・不二雄プロ（以下「藤子プロ」という。）とともに記念館の創設を考えた。これが藤子・F・不二雄ミュージアム事業（以下「当該事業」という。）のきっかけである。平成 11（1999）年 2 月には、本市に記念館を整備してほしいとの申し出があり、当該事業がスタートする。

事業初期の本市は、教育委員会が中心となり、平成 12（2000）年 7 月には学識者を交えた基本構想委員会が設置されるなど、公設公営を前提とした検討を進めた。また、候補地も市民ミュージアムへの併設などで進められたが、調整が整わず、事業進展が図れない状況が続いた。

### 新たなスタートへ

事業進展が図れない中、平成 16（2004）年 10 月

に藤子プロなどから新たな事業スキームが提案される。この提案は「官」「民」協働のプロジェクトの成功事例である「三鷹の森ジブリ美術館」(正式名称は「三鷹市立アニメーション美術館」)を参考にしたもので、本市はこの提案を快諾し、これを機に事業が進展する。以降、総合企画局が中心となり取り組むことになる。

平成 18 (2006) 年 2 月には、本市と藤子プロ、藤本正子さんと「(仮称)藤子・F・不二雄アートワークス<sup>2</sup>の整備に向けた基本合意」を締結し、正式に新しい事業スキームでの事業展開と基本事項を確認した。基本合意の内容は以下のとおりである。

「(仮称)藤子・F・不二雄アートワークス」の整備に向けた基本合意

川崎市と藤子プロは「(仮称)藤子・F・不二雄アートワークス」の整備に向けて、次の事項を確認し、お互い協力して、その実現に向けた取り組みを行うものとする。

- 1 「(仮称)藤子・F・不二雄アートワークス」は、子どもたちの夢と希望を育み、藤本弘氏の作品を通じて、「夢」「希望」「優しさ」「温かさ」「勇気」などのメッセージを全世界また後世の人々に対して発信できる文化施設とする。
- 2 アートワークスの立地場所は、生田緑地内を有力な候補地とし、立地にあたっては、十分、緑と環境に配慮する。
- 3 開館時期は、5年以内を目的に、できる限り早期実現をめざし、双方努力する。
- 4 事業の推進にあたっては、藤子プロを含めた民間活力を活用することを基本とし、建物整備及び運営は民間主導、土地・基盤整備は市主導を基本的な役割分担とする。
- 5 事業内容の詳細は、今後、川崎市と藤子プロで内容を協議し、覚書を結ぶこととする。

平成 18 年 (2006) 年 2 月 7 日

立地場所については、生田緑地を候補地として民有地も含め検討が進められ、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地の開発(以下「小田急開発」という。)との調整・協力が整い、平成 19 (2007) 年 3 月の小田急開発内の候補地公表に至る。こうして立地場所も決まり具体的な検討に入る環境が整った平成 19 (2007) 年 4 月には総合企画局に「藤子・F・不二雄ミュージアム整備準備室」が設置され新たなスタートを切った。



基本合意締結の様子

一歩ずつ着実に歩み出して

基本合意を結び、民間との協働事業として新たにスタートした当該事業は、藤子プロ側ではコンセプトブ

くりなど、具体的な内容の検討に入った。一方本市では社会経済状況などの変化による小田急開発の大幅な見直しにより、候補地の変更が必要となり、再検討・再協議の結果、単独で事業展開できる現在の立地場所に変更となる。そして平成 20 (2008) 年 12 月、初めてミュージアムの概要を示す基本構想を発表するとともに、小田急電鉄との新たな立地場所の合意について基本合意書を締結した。

度重なる候補地変更で藤子プロ側が不安を抱くなど、紆余曲折した当該事業も基本構想の発表以降は一歩ずつ着実に歩んでいくことになる。

基本構想発表後から開館年度(平成 23 年度)を迎えるまでのあゆみは以下のとおりである。

平成 21 年度当初

川崎市建築行為および開発行為に関する総合調整条例手続きをはじめ、各種行政手続きを開始

平成 21 年 6 月

川崎市と藤子プロら間で整備に向けた具体的な役割分担や基本的な運営事項などを取り決めた覚書を締結

平成 21 年 10 月

パブリックコメントを経て基本計画を策定

平成 21 年第 3 回川崎市議会定例会(平成 21 年 10 月)

負担付きの寄附の議案が可決(正式にミュージアム建物の寄附受納が認められる。)

平成 21 年末

本市の役割分担である周辺基盤や直行バスなどの整備方針が整い、庁内外の関係者と準備開始

平成 22 年 3 月

都内ホテルで藤子プロ主催によるプレス発表会が行われ、初めてイメージ映像などを公表

平成 22 年 5 月

ミュージアム建物着工

平成 22 年度

ミュージアム前の歩道拡幅・無電柱化や五ヶ村堀緑地の整備などの時間を要する基盤整備工事に着手

平成 22 年第 4 回川崎市議会定例会(平成 22 年 10 月)

「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例」議案が可決(「公の施設」としての位置付けが明確になる。)

平成 23 年第 1 回川崎市議会定例会(平成 23 年 3 月)

覚書に基づき藤子プロとの協議の上、外部委員による民間活用推進委員会を経て(株)藤子ミュージアムを指定管理予定者として選定し、指定管理者選定議案を提案・可決(指定管理者が決定する。)

こうして一歩ずつ取り組みが進む中、ソフト系事業としても、平成 18 (2006) 年「こども 110 番」(「ドラえもん」活用)、平成 19 (2007) 年「みんなのドラえもん展」(市民ミュージアム)、平成 21 (2009) 年「ドラえもんなかまたち展」(「川崎・しんゆり芸術祭」)などが実施され、開館 1 年前の平成 22 (2010) 年 9 月 3 日には、本庁舎・区役所巡回での等身大ドラえもんのカウントダウンを開始するなど、藤子プロなどの協力を得て作品の世界観と合致した事業や認知

促進、興味の喚起・期待の醸成を目的とした取り組みを展開してきた。

開館年を迎えて

開館する平成 23 (2011) 年を迎えたミュージアムは、3月 11 日に起きた東日本大震災の影響を受けながらも 5 月 31 日に建物が竣工し、6 月 1 日には寄附受納式が行われ、正式に本市の施設となった。そして 7 月 15 日より指定管理者による運営が開始され、同月にはチケット販売を開始するとともに、展示工事やスタッフの教育などが忙しく続いた。



寄附受納式の様子

平成 23 年度は、東日本大震災に配慮して控えめな広報を予定したが、その後の状況変化を鑑み、市内の元気づくりにつながる広報に立て直して展開した。具体的には数カ所でのプレイベントをはじめシャトル（直行）バスお披露目式や市民内覧会の開催、各種媒体への広告掲出、民間イベントとの連携など、幅広い広報に努めるとともに、徹底したパブリシティとリレーションによる広報を展開する。その結果が以下のとおりである。



プレイベントの様子  
(川崎アゼリア)

市民内覧会の応募数：約 1 万通  
報道関係者向け内覧会出席者：約 200 社 380 名  
内覧会全体の参加者（約 5,000 人（藤子プロ招待も含む））  
メディアへの掲載実績  
～ 6 月から 9 月中旬～  
テレビ放送 48 件、ラジオ放送 16 件、雑誌・新聞などの紙媒体 602 件、  
WEB 516 件（広告換算値：10 億円以上）  
～ 9 月中旬以降 11 月まで～  
雑誌 100 件以上・新聞 400 件以上 など

ミュージアムは今も多くのメディアに取り上げられており、改めて藤子氏の作品世界の魅力と藤子ミュージアムへの注目の高さを実感させられる。

こうした取り組みを通じて平成 23(2011)年 9 月 3 日に「川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム」は開館した。

### 3 事業スキームの詳細

当該事業の最大の特徴は、「官」「民」協働での事業展開で、平成 18 (2006) 年に締結した基本合意が基本になっている。具体的な本市の役割としては、小田急電鉄から公園施設の所有を目的に事業用定期借地による賃貸借契約で土地を用意している。なお、ミュージアムは生田緑地（都市計画区域内、都市公園として供用済み）に位置しており公園施設の設置許可を得て建設・運営している。また、本市のもう一つの役割としてアクセス路や直行バスなどの周辺基盤と敷地内の緑化や舗装などの敷地内基盤の整備を行っている。

一方、藤子プロ側は市が用意した土地に建物を建設し、市に負担付きの寄附<sup>3</sup>を行っている。負担付きの寄附を活用したのは、寄附の条件として第三者への譲渡を禁じ、また、覚書の遵守を盛り込むことにより運営面での役割分担を担保するなど、寄附者の思いを尊重したミュージアムの設置を可能としたところにある。運営は指定管理者制度を活用しており、ミュージアム運営を目的に藤子プロの出資により設立された(株)藤子ミュージアムが指定管理者に選定されている。この他、ミュージアムの本来業務での持続的運営を期待して、収入が不安定な物販・飲食事業は指定管理業務から切り離している。ただし、物販・飲食事業もミュージアムの魅力を高める要素として期待されるので現在は藤子プロの推薦を受けミュージアム支援を目的に設立された協力 6 社による「藤子・F・不二雄ミュージアム製作委員会」（以下「製作委員会」という。）が行政財産の目的外使用許可を得て運営している。

このように当該事業は、本市と指定管理者、藤子プロや製作委員会など「官」「民」が協力して魅力を高め、持続的に運営していくことをめざしている。

### 4 藤子・F・不二雄ミュージアムの特徴

#### 建物・展示

ミュージアムの建築計画は、生田緑地の自然保護に配慮して新たな緑の伐採などは行わず、既存の地形を活かした連続性と一体感を大切にデザインになっている。

展示は基本的に一筆書きの流れで鑑賞し、原画の中

心とした展示空間は緊張感のある静かな空間とし、来館者全員（無料）に「おはなしデンワ（音声ガイド：4カ国語、日本語は子ども用も用意）」を配布している。原画を中心とした展示空間以外はエンターテイメント空間が広がり、開放的な気持ちで楽しむことができる。また、展示の高さをドラえもんの身長（129.3cm）にしたり、施設案内に「ねずみ入館禁止」の案内があったり、さまざまな藤子氏らしい「遊びゴコロ」や「SF（すこしふしぎ）」を取り入れ、楽しませてくれる。



展示室



みんなのひろば

### 運営

ミュージアムの運営面の特徴は、入れ替え制ではない日時指定の予約制である。これは定員を定めた予約制にすることで、全ての来館者にゆっくり楽しんでもらいたいなど、ミュージアムの基本理念である「おもてなし」の思いによる。チケットは全国から予約が取れるように全国のローソン（コンビニエンスストア）で委託販売され、1日4回の入館時間に分けて予約を受け付けている。また、川崎市内在住者のみを対象とした市民優先販売も全体の1割分用意しており、市内8カ所のJTB店舗で販売している。販売枚数は各回500枚（ローソンとJTBの合計）の1日2,000枚が上限である。また、障害者手帳の交付を受けている方と介護者1名については、入館料は免除となる（無料チケットの予約が必要）。なお、ミュージアムは、交通集中による交通渋滞など、周辺環境に配慮し、車いす利用者用駐車施設以外の駐車施設を設けていない。

## 5 「まちづくり」に資する基盤整備

### 周辺基盤の整備

本市がミュージアムの開館に合わせて進めてきた周

辺の基盤整備の考え方は、単にミュージアムの来館者の利便性向上ではなく、岡本太郎美術館など、豊かな地域資源を有する本市の地域生活拠点としての登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の魅力向上につなげる「まちづくり」に資する事業としての展開である。整備に向けてはミュージアムをきっかけとしたこの地区への新たな来訪者も意識して、暮らす人・訪れる人のにぎわいや交流が広がる空間づくりに努めた。

整備内容は、多摩区役所が既に計画していた道路整備事業などとも連携・調整を図り、回遊性や安全性を考慮して整備路線を選定し、道路改良、バリアフリー化、交通安全対策、景観整備を実施している。整備に際しては、この地区が有する自然や歴史などの特徴を考慮し、土・緑・水などの自然を基調とした色の採用など、デザイン統一とまとまりを意識して実施している。

また、第2期多摩区区民会議（環境・観光部会）においても緊急性の高いテーマとして「藤子・F・不二雄ミュージアムへのアクセスロード整備」が選定され、審議・提言をいただいております。これらも参考にさせていただいた。また、地区の魅力とミュージアムへの愛着づくりとして、藤子プロの協力を得て、案内サイン・橋の高欄・転落防止柵へのキャラクターレリーフの設置と単独のプロンズ像を整備している。キャラクターを活用する際のデザインなどは、藤子プロや区内関係者と協議して決定しているが、生田緑地をはじめとした豊かな資源を有する地区の特徴・雰囲気に配慮して色・大きさを決めるなど、街並みに溶け込むようなデザインを意識しているのが特徴である。



- キャラクターの活用例
- ①橋の高欄
  - ②案内サイン
  - ③単独モニュメント

### キャラクター直行バスの整備

ミュージアムは、一般の駐車施設を設けていないため、本市では代替機能として登戸駅とミュージアムを結ぶ直行バス「藤子・F・不二雄ミュージアム線（市バス）」を運行している。この直行バスは内外装を藤子氏のキャラクターで装飾し、ナンバーを「ドラえもん」の誕生年にちなみ「21-12」にするなど「遊びゴコロ」満載のバスで来館者の約6割が利用している。生田緑地東口へも1時間に1本程度運行され、この地区の回遊性を高める役割として期待されている。また、このバスが街中を走ると誰もが振り返り注目する。こうして「藤子・F・不二雄ミュージアム線」は貴重な交通手段としての役割に併せて、この地区の新しい顔になっている。



市バス「藤子・F・不二雄ミュージアム線」

## 6 おわりに

さまざまなジャンルの漫画が創出され続けている中、藤子氏の作品は、数十年にわたり現在進行形で支持されている。それは、ありふれた町、ありふれた子どもたちの日常をベースとした平凡な世界の中で藤子氏が描く「遊びゴコロ」や「SF（すこしふしぎ）」がいきいきと展開し、どの世代にも、どの時代でも共感される作品世界と込められたメッセージが、普遍的な魅力になっているからではないだろうか。

また、こうして作品が劣化せずに元気であり続けているのは、作品の魅力に加えて、これまで「民」（藤子プロをはじめとした関係者）が作品世界を意識し、作品に対する思いと価値をしっかりと持ち、大切に扱い事業展開してきたことによると感じる。

ミュージアムは10年で閉めるような施設ではない。藤子氏の作品と連携した事業やまちづくりを展開する上でも、単にキャラクターの活用という視点ではなく、作品世界の魅力を捉え「民」が培ってきた思いを共有して展開することで、よい事業展開やよい連携を生み、

それが施設とまちの持続的な魅力に結び付くと考える。

当該事業は著作権などの知的財産権の管理者との連携を筆頭に「民」との連携が不可欠な事業であるが、「官」「民」がしっかりと連携するには、相互理解の上に、協力体制を築くことが必要で、ミュージアムではそれが確立しつつある。

また、ミュージアムは地域との温度差や波及効果不足を指摘されることがある。ただし、そうしたものは今日明日、直ちに成果が表れるものではないと感じる。類似事業の三鷹市（ジブリ）境港市（「水木しげる」ゲゲゲの鬼太郎など）や石巻市（「石ノ森章太郎」仮面ライダーなど）なども時間と段階を経て各事業らしいまちづくりなどが展開されている。

ミュージアムも地域とコミュニケーションを図りながら時間と段階を経て魅力と思いを共有し、「ミュージアムらしい」連携が築かれていくのではないだろうか。それを築いていくのが当該事業の役割でもある。

最後に、無事に開館することができたのも、これまで当該事業に関わった方々の努力によるものだと改めてご紹介しておきたい。

また、「おわりに」に書いた内容は個人の感想も含まれるが、ミュージアムが伝える作品世界は誰もの思いや体験と必ず重なるはずである。ミュージアムを訪れたことがない方は、ぜひ足を運んでいただき、藤子氏の作品世界に触れ、あの時の自分を思い出し、懐かしく温かい気持ちになってみてはいかがだろうか。



#### 1：安孫子氏

藤子氏とは小学生時代に出会う。藤子不二雄として藤子氏とコンビを組んでいた。1987年のコンビ解消後は藤子不二雄Aとして活動している。代表作「怪物くん」など

#### 2：藤子・F・不二雄アートワークス

当初の当該事業の呼び名。平成19年1月に藤子・F・不二雄ミュージアムに名称変更した。

#### 3：負担付きの寄附（地方自治法第96条第1項第9号）

寄附の際に付された条件そのものに基づいて、地方自治体が何らかの形で法的な義務を負い、その義務不履行の場合にその寄附の効果に影響を与えるものをいい、議会の議決が必要となる。

# 動き出した京浜臨海部での ライフイノベーション

～国際競争力の強化をめざして～



総合企画局臨海部国際戦略室 担当係長 嶋村 敏孝

## 1 なぜ京浜臨海部でライフイノベーションなのか

現在、世界市場の競争環境は目まぐるしく変化しており、京浜臨海部に立地している企業もコスト競争力で戦える余地は限られている。そのような中、日本の産業が世界で戦っていくためには、日本固有の強みを生かした知識集約型産業を育成することが、国際競争を勝ち抜くためには必要となっている。

また、医療技術の進歩と国民皆保険制度により、世界一の健康長寿国を実現した我が国においては、長寿命化に伴い世界のどの国も経験したことがない超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸やQOL（生活の質）の向上、さらには、医療費の抑制といった課題に直面している。

これらの課題を解決し、日本がリーダーシップを持って、今後の経済成長に結びつけることができるライフ

イノベーションの推進が、今、求められており、国の「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」においても、今後強みを生かす成長分野として位置付けられている。

さらに、中国をはじめとしたアジア地域においても、今後、急速に高齢社会を迎えることから、日本での超高齢社会に対する課題の解決策が、アジア地域で進むことが想定される高齢化への対応に貢献することができる。

一方、川崎臨海部を中心とした京浜臨海部に目を向けると、これまで日本経済の成長を牽引してきたグローバル企業や高度な技術を有する中小企業など産業の集積がある。また、ライフイノベーションを推進するための基盤となる公益財団法人実験動物中央研究所（以下「実中研」という。）などの地域資源も存在している。さらに、国際拠点空港化が進む羽田空港が多摩川を挟んだ対岸にあり、品川、新横浜を中心とする

交通アクセスの良さから、一部アジア地域を含むほぼ日本全域が日帰り圏内となるなど、国内外とのネットワークも構築されている。また、首都圏3,700万人の人口集積や理工系学部・研究科のある大学・大学院が35機関あるなど、高度人材の集積もある。

以上のことから、ライフイノベーションの実現を図ることが、国際的な課題の解決に貢献しながら、京浜臨海部の国際競争力の強化へとつながる。



国際戦略拠点としての優位性を持つ京浜臨海部

## 2 国際戦略拠点の形成

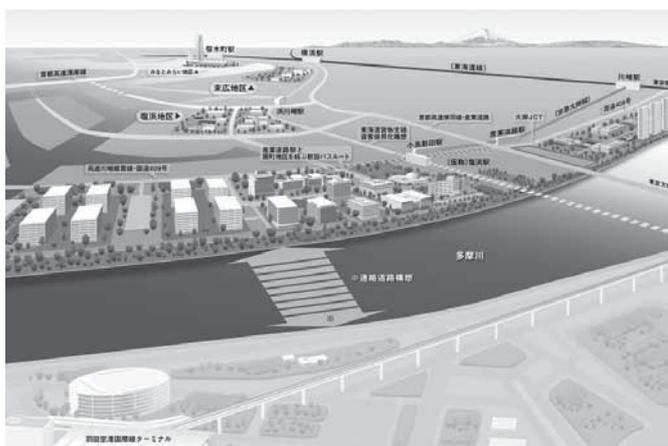
本市では、京浜臨海部のポテンシャルを活かして、ライフイノベーションの実現を図るため、川崎区のいすゞ自動車工場跡地であるキングスカイフロント（殿町地区）において国際戦略拠点の形成をめざしている。

その第1段階の中核施設として、「実中研 再生医療・新薬開発センター」が平成23（2011）年7月に竣工した。実中研は、世界で唯一の動物実験システムを確立し、多くの企業や研究機関に活用されている。この中にはFDA（アメリカ食品医薬品局）WHO（世界保健機関）などと安全性評価システムの世界標準を確立した実験動物もあり、医薬品開発などに貢献している。その代表的な動物としては、異種細胞に対する拒絶反応が少ない超免疫不全マウスであるNOGマウスや英国科学雑誌である「nature」にも掲載された遺伝子改変コモンマーモセットなどがある。

また、同センターではこの遺伝子改変コモンマーモセットを活用して、慶應義塾大学医学部の岡野栄之教授の研究チームが脊髄損傷や脳梗塞などの治療法の研究を行っている。

今後も、実中研の研究により生み出される実験動物による革新的な医薬品・医療機器の研究開発への貢献が期待されている。

第2段階の中核施設としては、現在、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）による「（仮称）産学官公民連携研究センター」が、平成24年度中の完成をめざしている。このセンターには、「川崎市衛生研究所」の機能を高度化し、健康危機管理の拠点として整備される「健康安全研究所」が入居するとともに、



キングスカイフロント将来イメージ図

4階部分には、研究開発機関や企業・大学等向けのレンタルラボが整備され、ライフサイエンス分野の企業などの入居が想定されるなど、今後のライフイノベーションの推進が期待されている。

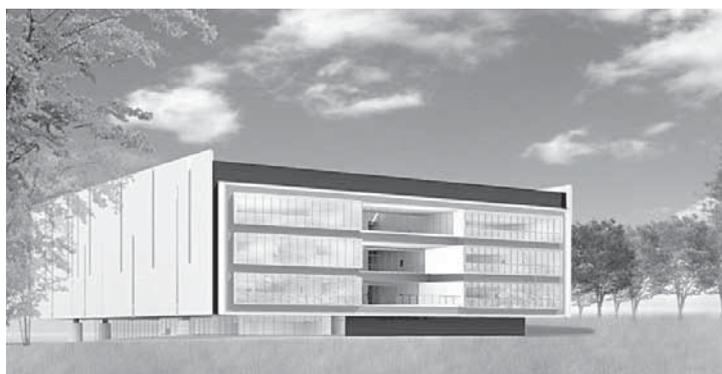
この他にも、キングスカイフロントの周辺には、血中のアミノ酸濃度のバランスを解析することで、健康状態や疾病のリスクを明らかにする、世界初の技術である「アミノインデックス技術」を開発した味の素株式会社をはじめ、ライフサイエンス分野の研究開発や医療用素材を生産している企業などが多く立地している。

## 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

川崎市では、ライフイノベーションの推進をめざして、キングスカイフロントを中心とした国際戦略拠点の形成を進めるとともに、医学と工学の連携により新たな医薬品・医療機器産業を育てる、医工連携の事業などに取り組んでいる。



公益財団法人実験動物中央研究所



（仮称）産学公民連携研究センター

また、横浜市においても、世界最高レベルの研究機関である理化学研究所横浜研究所（以下「理研横浜」という。）の誘致をはじめ、平成 23（2011）年 4 月には、公的機関では国内唯一となる治験原薬の受託製造施設「横浜バイオ医薬品研究開発センター」を新たに整備するなど、木原記念横浜生命科学振興財団（以下「木原財団」という。）などが中心となり、ライフサイエンス分野で先進的な取り組みを行っている。

さらに、神奈川県においても、企業・研究機関・大学などによる首都圏最大となるバイオネットワークの構築や、バイオ分野の人材養成を図るための事業などライフサイエンス分野の取り組みを行っている。

このように各団体がライフイノベーションにそれぞれ取り組み、地域内の企業、研究機関などは共同研究を行ってきていた。そこで、京浜臨海部のポテンシャルを活用し、ライフイノベーションの一層の推進を図るため、企業などが規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置などを受けることができる、国際戦略総合特区制度の活用をめざして、3 団体が共同で、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」を国に対して平成 23（2011）年 9 月に申請し、同年 12 月に指定された。本特区は、「個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出」を目標とし、「再生医療」「がん・生活習慣病」「公衆衛生・予防医学」の 3 分野を重点的に取り組む分野として、京浜臨海部にある産業集積を活かした企業主導による研究開発から産業化までをめざす、ライフイノベーションを進める計画としている。

今回の指定申請においては、支援措置などを受けることができる総合特区の区域として、本市が国際戦略拠点の形成を進めているキングスカイフロントを中心とした「殿町区域」、理研横浜、木原財団のある横浜市鶴見区の「末広区域」、横浜市立大学医学部のある横浜市金沢区の「福浦区域」とパシフィック横浜のある横浜市西区を中心とする「みなとみらい区域」の 4 区域としている。これらの区域内に立地する企業、大学、研究機関と神奈川県、東京都に立地する企業、さらには、羽田空港を中心とした国内外の企業、大学との連携と、規制の特例措置などの活用により、ライフイノベーションを一層推進し、目標の達成をめざすものである。

その目標を達成するため、3 つの政策課題を設定し、その解決を図る具体的な取り組みを実施する。

まず、政策課題 1 では、個別化、予防医療を進める上で必要となる、個人情報をもとにした統合的医療データベースが未確立であるため、健康時から疾病時までの経時的なデータベースを構築する。これは、味の素株式会社が、アミノインデックス技術の研究開発の過程で構築した、検体収集方法を基盤として、さまざまな企業や研究機関も参加する共同データベースを構築する。

政策課題 2 は、国内での医薬品・医療機器の開発期間が欧米諸国に比べて長期化してしまう、ドラッグラグ・デバイスラグを解消し、国内製品をアジア市場へ展開するため、再生医療などの新たな医療分野で、安全性や有効性の評価・解析手法を確立し、治験を迅速化しようとするものである。

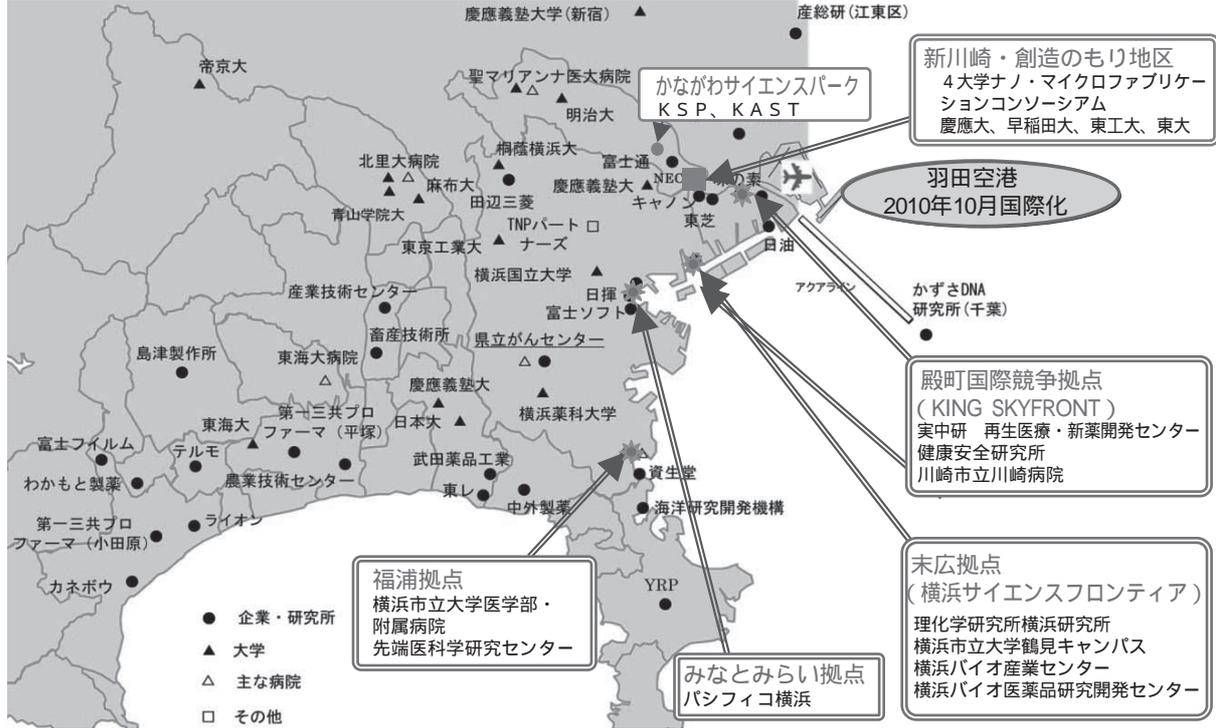
最後に、政策課題 3 では、日本の優れた要素技術を製品化するため、京浜臨海部の産業集積や優れた技術を病院などの臨床現場のニーズとマッチングさせ、産業化し、ベンチャー企業を創出するものである。京浜臨海部は、もともと東北地方と強いつながりがあり、京浜臨海部での研究開発成果の製品化や量産化を、東北地方で展開することにより、東日本大震災で大きな被害を受けた東北の復興にも貢献したいと考えている。

これら 3 つの政策課題を解決するために、「ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例措置」や「特定健康診査、特定保健指導に係る特例措置」などの規制の特例措置を提案し、革新的な医薬品・医療機器の実用化をめざしている。

また、推進体制としては、平成 23（2011）年 3 月に、金澤一郎宮内庁長官官房皇室医務主管を会長として、味の素株式会社、武田薬品工業株式会社、理研横浜、実中研、慶應義塾大学、東京工業大学などの事業実施者と、県、横浜、川崎の 3 首長で構成された「ライフイノベーション地域協議会」を設置して、本特区計画を推進する。また、小宮山宏株式会社三菱総合研究所理事長を座長、寺島実郎財団法人日本総合研究所理事長を副座長とした、「国際競争拠点形成戦略会議」において、特区計画の達成度評価を行う体制も整えている。

【国際戦略総合特区】

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区《神奈川県・横浜市・川崎市》



**目標** 個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

政策課題	解決策	新たな規制の特例措置などの提案
<p><b>政策課題 1</b></p> <p>個別化・予防医療を実現するための健康情報等のデータベース構築</p>	<p><b>解決策 1</b></p> <p>健診データを活用した検体バンク・検体情報ネットワークの整備</p>	<p>ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例措置 特定健康診査、特定保健指導に係る特例措置 など</p>
<p><b>政策課題 2</b></p> <p>国際共同治験の推進によるドラッグラグ・デバイスラグの解消と国内製品のアジア市場への展開</p>	<p><b>解決策 2</b></p> <p>革新的な医薬品・医療機器の新たな評価・解析手法の確立と国際共同治験の迅速化</p>	<p>医薬品・医療機器の承認手続に係る規制の特例措置 外国人医師、研究者、その家族の出入国に係る特例措置 など</p>
<p><b>政策課題 3</b></p> <p>大学等の優れた要素技術の産業化と既存産業の医療・健康分野への展開</p>	<p><b>解決策 3</b></p> <p>ニーズ主導のマッチングによるベンチャー企業等の創出、産業化</p>	<p>医療機器の承認手続における医師、企業連携による臨床研究の容認 医薬品・医療機器の承認手続に係る規制の特例措置など</p>

4 これからのライフィノベーション

川崎市では、京浜臨海部でのライフィノベーションの推進をめざし、キングスカイフロントにおいて、「実中研 再生医療・新薬開発センター」や、「(仮称)産学公民連携研究センター」を中核施設として整備を進め、国際戦略拠点の形成を進めてきた。今後は、指定された国の国際戦略総合特区制度を活用して、神奈川県、横浜市とも協力し、ライフィノベーションのさら

なる推進を図っていく。そして、世界に先駆けて超高齢社会と直面する日本の課題の解決を図り、その成功事例をアジア市場をはじめとする世界に向けて発信することで、国際的な貢献を果たし、ライフサイエンス分野の関連産業や中小企業などへの波及効果を実現し、我が国の持続的な経済成長を牽引する拠点形成を進め、京浜臨海部の国際競争力の強化に取り組んでいく。

# 川崎の環境力の発信

～「かわさきエコ暮らし未来館」を活用して～



環境局地球環境推進室 関野 小百合

## 1 はじめに

川崎市は、京浜工業地帯の中心に位置する日本有数の工業都市として、戦後の高度成長期を支えてきた。その過程で、大気汚染や水質汚濁などの深刻な公害が発生したが、市民・企業・行政がさまざまな取り組みを行うことで、富士山が望めるきれいな空、水など、市民が安心して暮らせる生活環境を取り戻すことができた。深刻な公害を克服する過程において、川崎市は今日の世界に必要とされる高度な環境技術やノウハウを集積し、環境産業の集積や資源循環・エネルギーの有効活用は本市の一番の強みとなった。

地球規模での環境問題の解決に貢献することは、本市が果たすべき大きな役割である。強みを活かし、海外への環境技術の移転による国際貢献を行うため、現在では、川崎の各地に立地する優れた環境技術を有する施設をショーケース化することによる情報発信や、温室効果ガス削減の市域外への貢献の取り組み、国連環境計画（UNEP）との連携などに取り組んでいる。

本稿では、平成 23（2011）年に開館した「かわさきエコ暮らし未来館」を活用した、川崎の環境力を発信する取り組みを紹介する。

## 2 国の動向と川崎の動き

京都議定書において、日本には温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 6%削減する義務が課せられている。日本の温室効果ガス排出量は、平成 20 年度

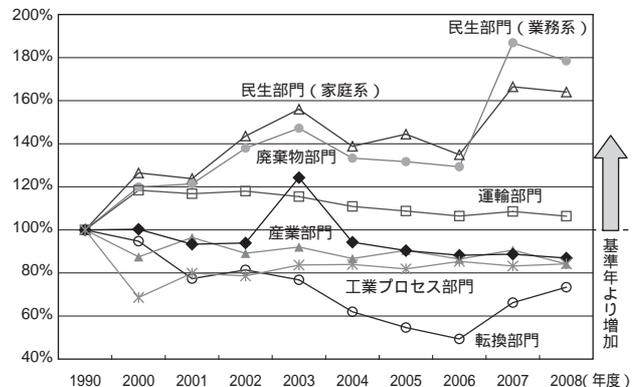


図1 二酸化炭素の部門別排出状況推移

で二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算 12 億 8,200 万トンであり、京都議定書の基準年である平成 2（1990）年の排出量である CO<sub>2</sub> 換算 12 億 6,100 万トンと比べると、1.6%の増加である。神奈川県においては、6.5%増加しているのに対し、川崎市については、平成 20 年度の CO<sub>2</sub> 排出量は、基準年比で 13.9%減少となっている。

部門別 CO<sub>2</sub> 排出量では、産業部門の割合が約 8 割を占めているが、CO<sub>2</sub> 排出量の増加率をみると、基準年比で 9.9%減少している。一方、家庭部門と、オフィスビルや商業施設などの業務部門は、基準年比で伸びが大きくなっており、その排出量の削減が課題となっている（図 1）。

## 3 カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略

本市では、平成 20（2008）年に、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球

規模で実現するため、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を策定・公表し、地球温暖化対策に取り組んできた。

これは次にあげる 3 つを大きな柱としている。

川崎の特徴と強みを活かした環境対策の推進  
環境技術による国際貢献の推進

多様な主体の協働による CO<sub>2</sub> の削減取り組みの推進  
については、環境と経済の好循環「CO<sub>2</sub>削減川崎モデル」を構築し、市内の先端環境技術により CO<sub>2</sub> 排出量削減をめざす、製品やサービスのライフサイクルでの対策を評価する川崎独自の仕組みを構築、これらの取り組みを通じて川崎発の「国際環境特別区構想」を推進するとしており、主な取り組みとして、先端産業創出支援制度の創設、企業間連携によるエネルギー利用や環境と経済の循環のまちモデル事業などを行っている。

については、優れた環境技術を持つ世界的企業の活動と連携し、世界全体の地球温暖化対策に貢献するとしており、主な取り組みとして、川崎国際環境技術展の開催などを行っている。

については、市民・事業者・行政が一体となり、実効性のある CO<sub>2</sub> 削減施策を構築するとともに、川崎市民の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限活かす取り組みを促進している。

#### 4 地球温暖化対策推進基本計画

このカーボン・チャレンジ川崎エコ戦略を踏まえ、平成 22（2010）年には、地球温暖化に係る施策を総合的かつ体系的に整理し、地球温暖化対策推進基本計画を策定した。この計画では、川崎の持っている優れた環境力を最大限活用しながら、「環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」こととしている。この計画における削減目標については、次のとおりである。

- ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで、2020 年度までに 1990 年度における市域の温室効果ガス排出量の 25% 以上に相当する量

の削減をめざす。

- ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取り組みを進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。

この計画において、「再生可能エネルギーの導入促進」を主要な施策の一つとして位置付けており、取り分け、再生可能エネルギーのうち、都市化した市内全域で利用可能であり、活用できるエネルギー割合が最も大きい太陽エネルギー（太陽光・熱）の利用促進を重点化して取り組みを行っている。

その目標として、「利用量を 2020 年度までに 2005 年度比で 30 倍にする」としており、次の 3 つの基本的方向を掲げ、導入促進に向けて積極的に取り組んでいる。

地域全体での有効かつ効率的なエネルギー利用を促進

再生可能エネルギーや地域の未利用エネルギー資源の利用を促進

低炭素エネルギー産業との共生を促進

#### 5 川崎大規模太陽光発電所

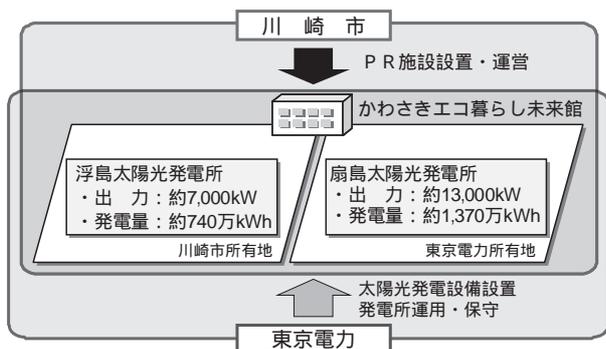
臨海部の浮島にある市所有の一般廃棄物の最終処分場は、一般の土地として利用できるように、雨水の浸透によりその土地を浄化しており、完了するまでに約 20 年を要すると想定している。

本市では「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」による地球温暖化対策を推進する中、この土地の有効活用について検討してきたが、東京電力(株)と協議した結果、平成 20（2008）年に浮島・扇島地区へのメガソーラー設置計画について、共同事業として進めることに合意し、平成 21（2009）年に基本協定を締結した。

浮島・扇島地区に設置した「川崎大規模太陽光発



浮島太陽光発電所



川崎大規模太陽光発電所 概要

電所」の合計最大出力は20,000 kWであり、現在、国内最大級のメガソーラーである。このメガソーラーは平成22(2010)年に現地着工し、平成23(2011)年に運転開始した。同発電所の年間発電電力量は、一般家庭約5,900軒分の年間使用電力量に相当する約2,100万kWhを見込んでおり、これによるCO<sub>2</sub>排出量削減効果は年間約8,900t(一般家庭約1,700軒分の年間CO<sub>2</sub>排出量に相当)を見込んでいる。

この事業における役割分担として、東京電力(株)が発電所の建設・運転を行うこととしており、市が浮島地点の土地の提供およびPR施設である「かわさきエコ暮らし未来館」の整備・運営を行い、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーや地球温暖化対策などについて、情報発信および普及啓発を行うこととしている。

## 6 かわさきエコ暮らし未来館

川崎大規模太陽光発電所の運転開始に合わせて、平成23(2011)年に開館したのが「かわさきエコ暮らし未来館」である。「地球温暖化対策」「再生可能エネルギー」「資源循環」などについて、体験的に学習することができる環境学習施設である。

1階はガイダンスゾーンであり、2階は上記の3つのテーマについて学べる展示室となっている。展示室ではテーマごとに、「問いかけ」「川崎の取り組み」「わたしたちの取り組み」の3つの要素で構成され、各要素に対応する展示物を1つずつ設けている(図2)。

前述したように、本市においては、CO<sub>2</sub>排出量について、基準年比で家庭部門や業務部門の増加率の伸びが大きくなっており、その排出量の削減が課題となっ

ている。かわさきエコ暮らし未来館で展示物を通して、楽しみながら学習することで、地球温暖化などについて、自分たちの問題として認識し、暮らしの中でどのように行動を起こしていくべきかを考えさせる構成となっている。

また、隣接する浮島太陽光発電所や、資源化処理施設、浮島処理センターを見学することができ、実物を見ながら再生可能エネルギーをはじめとした、さまざまな施設や取り組みについて、学ぶことができる。その他にも、近隣の環境系普及啓発施設である「環境エネルギー館」や「東芝科学館」と連携し、来館者のニーズに合わせて、一体的に情報発信を行うことを予定している。

### ガイダンスゾーン

川崎市域の航空写真が足元に広がっており、羽田空港や、横浜など、近隣の地域との位置関係を見ながら、川崎が行っている環境への取り組みを学べるようになっている。発電量表示モニターでは、浮島・扇島太陽光発電所の発電量がリアルタイムで表示されている他、何世帯分の電力が生み出されているのか、一目で把握することができる。そのほかにも、360回せる定点カメラがあり、浮島太陽光発電所や周囲の施設を見ることができる。

### 展示室

インタラクティブな展示物を中心に、見て・聞いて・

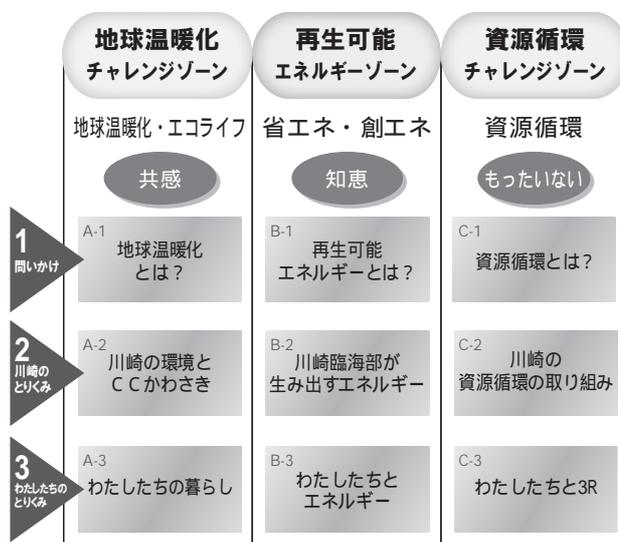
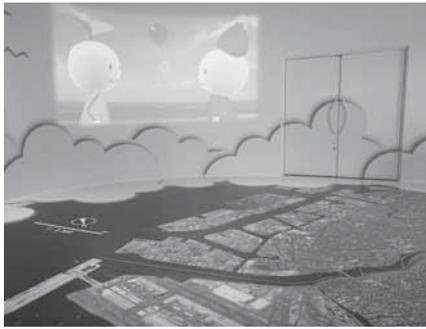


図2 かわさきエコ暮らし未来館コンセプト

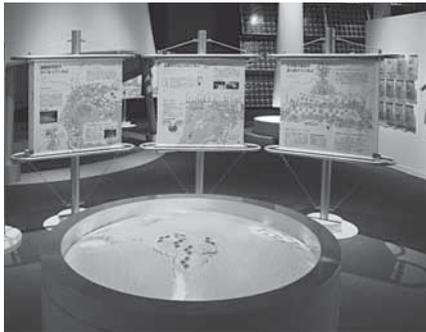
触って環境について学び、これからの暮らし方を考え、それぞれが行動につなげていくきっかけとなることを目的としている。



川崎市域の航空写真が足元に広がる

### 地球温暖化チャレンジゾーン

川崎の環境の歴史を振り返りながら、家庭での「エコ暮らし」のヒントにつ



「地球の危機」温暖化する地球を、手でなでてきれいにする展示物。一人一人が行動することを呼びかけている。

て楽しみながら学び、家庭でのCO<sub>2</sub>排出量削減に向けて、どのように行動を起こしていくかを考えることができる。

### 再生可能エネルギーゾーン

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーについて、臨海部に集積する最先端の環境技術を中心に、これからの生活にどのように再生可能エネルギーを活用していくかを学ぶことができる。

### 資源循環チャレンジゾーン

分別されたものが再び資源として利用されるまでの様子を理解することができ、ごみの分別から3R（リデュース、リユース、リサイクル）について学ぶことができる。

## 7 CC かわさきエネルギーパーク

川崎には、世界から注目される優れた環境技術を有する世界的企業が多く立地するとともに、前述した川崎大規模太陽光発電所、地中熱利用施設、マイクロ水力発電や川崎バイオマス発電所などの多様な再生可能エネルギー導入施設が各地に立地している。

かわさきエコ暮らし未来館を中心として、これらの

施設を有機的に連携させ、最先端の環境エネルギー技術のショーケースとして国内外に広く情報発信を行う取り組みが「CC かわさきエネルギーパーク」である。低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーなどについて、市民・事業者など、あらゆる主体の理解の向上を図ることを目的としている。最先端技術や産業遺産を体験・体感できる産業観光などと連携し、再生可能エネルギーや省エネルギー施設など、川崎の環境技術について、身近に感じてもらう取り組みを行っている（図3）。

## 8 おわりに

かわさきエコ暮らし未来館では、平成23（2011）年8月の開館から4カ月で、来館者数が当初の想定を大幅に上回る1万人を突破したところだが、アジア諸国などの海外の視察者から小学校の社会科見学まで、幅広い層が来館している。

このような来館者に対し、川崎の環境力をはじめ、地球温暖化防止に向けた取り組みについて情報発信や普及啓発などを行うことで、皆で地球温暖化に取り組みきっかけとし、低炭素社会の実現という大きな目標に向かっていきたいと考えている。



図3 CC かわさきエネルギーパーク

# 地域資源を活用した 観光都市づくり



経済労働局商業観光課 担当係長 御簾納 誠

## 1 「観光」には無縁だった工業都市・川崎

本市は、南部地域が京浜工業地帯の中核に位置し、重化学工業中心の全国有数の工業都市として発展してきた。

一方、工業都市として急速に発展していった反面、高度経済成長期のピークであった1970年代には、工場から排出されるばい煙などによる公害が深刻な問題となり、「公害の街」としてのイメージが定着していったのも事実である。

また、南北に細長く伸びる市域にもかかわらず、市域を縦断する鉄道や幹線道路の整備が遅れた反面、東京と横浜を東西に結ぶ鉄道や幹線道路が急速に整備されてきたことから、北部地域を中心に、東京都心にアクセスがよいという利点を生かしたベッドタウンとしての開発が進み、「観光地」というイメージには程遠いものとなっていた。

## 2 公害の克服と新たな産業の集積

公害の克服に向けて、市や企業が対策に懸命に取り組んだ結果、今では環境基準をクリアし、その技術は先進的なものとして、全国だけでなく、世界的にも高い評価を受けている。

また、市内には鉄鋼をはじめ、エネルギー、電機、精密機械、エレクトロニクス、情報通信、食品など、さまざまな分野の産業が集積しており、近年ではリサイクルプラントや研究施設なども増えてきている。



慶応大学新川崎タウンキャンパスの電気自動車「エリーカー」

世界的に環境保護に対する機運が高まっている中、注目を浴びている電気自動車の開発分野として、慶応大学新川崎タウンキャンパスも貴重な研究機関である。

こうした産業施設は有力な地域資源であり、本市の観光資源として活用することができないか、検討されていくことになった。

## 3 産業観光の推進

本市は、平成17(2005)年6月に「かわさき観光振興プラン」を策定し、戦略の一つとして、『かわさきの特性』を活かした産業観光の推進を掲げた。

これを受けて、同年7月には、産業観光を推進することを目的に、川崎市、川崎市観光協会、川崎商工会議所を中心に、学識経験者、関係企業、観光事業者などで構成する「川崎産業観光振興協議会」が



「川崎産業観光ツアー」での工場見学

設立され、産業観光の推進に向けた本格的な活動が始まった。

産業観光を推進するためには、産業施設などの公開や工場見学など、受け入れてもらえる企業の開拓が必要である。

企業にとって工場は生産の場であるため、見学者を受け入れるとなると、案内人が必要になる他、安全上の対策を講じる必要が生じるなど、相応のコストや手間が掛かってしまうことになる。こうした中ではあるが、地域貢献という視点で各企業のご協力をいただきながら、受け入れ企業の開拓を続け、年を重ねるごとに協力企業を増やしていくことができたのである。

先述したように、市域を縦断する鉄道や幹線道路の整備が遅れたこともあり、市民は市内各地域間の往来よりも、市外への往来が多いことから、自分の住んでいる地域の産業施設に、それほど大きな関心を寄せてこなかったのが実情ではないだろうか。

そこで、川崎の産業観光の魅力を多くの市民の方々に知ってもらうために、平成 20 年度から「川崎産業観光モニターツアー」を実施した。

産業観光施設の見学だけでなく、市場での買い物や日帰り温泉の入浴、川崎フロンターレの選手との触れ合いなど、新たな観光資源や観光スポットを組み込んだツアーの実施により、市民の間でもほとんど知られていなかった観光資源を掘り起こすきっかけになったと思われる。

このモニターツアーは、平均して定員の約 6 倍の応募があるほどの人気を博し、平成 21 年度から民間旅行会社とタイアップした「川崎産業観光ツアー」へと発展を遂げ、現在まで毎年度 10 回程度、継続して実



川崎の工場夜景

施している。

また、「工場萌え」という言葉に表されるように、工場の煙突・配管・タンク群の重厚な構造美を愛でる、工場景観を愛好する人々が増え、インターネットなどを通じて話題となった。工場鑑賞家の間で「川崎の工場夜景が一級品である」と評価されたことから、川崎の工場夜景が一躍脚光を浴びることとなった。

平成 20 年度の「川崎産業観光モニターツアー」の中で、ガイドに夜景評論家の丸々もとお氏を起用した「ドラマチック工場夜景ツアー」を実施したところ、定員の約 17 倍の方々から応募があり、参加者に大変ご好評をいただいた。

参加できなかった方を含め、多くの方々から「今度はいつ実施するのか」という問い合わせをいただき、平成 22 年度から民間旅行会社が主催する「川崎工場夜景バスツアー」の定期運行開始につながった。

しかし、定期運行を実現するためには、いくつかのハードルがあった。バスツアーでしか入ることのできない鑑賞場所の開拓（プレミアムの創出）や、トイレの確保もそうだが、その中で一番の高いハードルは、工場夜景を解説できるガイドの養成であった。通常の観光ガイドと違い、工場夜景の魅力を的確に伝え、その場の雰囲気に合わせてガイドを行うといったスキルが求められるためである。

#### 4 地域を巻き込む

平成 19 年度から、市民をはじめ多くの方々に、川崎の産業や、川崎の産業観光の魅力について理解を深めていただくために、川崎商工会議所の主催により

「川崎産業観光検定」を実施している。

実施当初は、検定試験に合格した方をどのように活用するか、また、検定試験の魅力向上のために、合格者にどんな特典を用意するかが課題となっていた。

そこで、知識豊富な検定合格者の中から希望される方に対して、ガイド講座や実地研修などを実施し、研修を修了した方に「川崎産業観光ツアー」でのガイド役「川崎産業観光ガイド」として活躍していただくこととなった。

「川崎工場夜景バスツアー」についても、市民活力を活かした地域での盛り上がりが見込まれることから、検定合格者の中から希望される方に対して、講師に夜景評論家の丸々もとお氏を起用した夜景専門講座や実地研修を実施し、「川崎工場夜景ナビゲーター」を養成することとした。

工場夜景バスツアーは川崎駅発着だけでなく、東京駅発着のツアーも定期運行され、韓国料理店が多数点在する川崎コリアタウンでの焼肉の夕食付きのツアーとし、市外からの観光客誘致に一役買っている。

また、海上からも工場夜景を観たいという要望に応え、平成 22 (2010) 年 1 月「川崎工場夜景屋形船クルーズ」の定期運航が工場夜景バスツアーより一足先に開始されたが、運航開始当初のガイド役は市港湾局の OB の方をお願いしていた。これは、一般市民である検定合格者が海上を航行した際に、見慣れていない景観により方向感覚を失うことに加え、夜間のため、十分な経験を積む必要があったためである。しかし、平成 23(2011) 年 7 月からは、工場夜景バスツアーと同様に、検定合格者から養成された「川崎工場夜景ナビゲーター」もガイド役として活躍している。



産業観光検定合格者の集い

この他にも、平成 23 年 (2011) 年 10 月から、大学生などが新たな産業観光ツアーの企画をはじめ、企業や商店と連携した産業観光グッズの開発などに取り組む「川崎産業観光学生プロモーター」が活動を始めた。

## 5 広域連携による新たな展開

工場夜景に注目が集まる中、平成 23 (2011) 年 2 月には、工場夜景観光に取り組んでいる室蘭市・四日市市・北九州市と共同して、全国初となる「全国工場夜景サミット」を川崎市で開催、この 4 エリアを「日本四大工場夜景」とし、工場夜景観光に取り組む全国の地域と連携して、工場夜景観光を一層推進していく「四大工場夜景エリア共同宣言」を行った。このサミットがマスコミで大きく取り上げられ、全国的に大きな反響を呼んだ。

今後は 4 市連携での取り組みとして、工場夜景スタンプラリーや工場夜景写真コンテストの実施などを検討しており、広域連携による魅力発信を行っていく予定である。

また、平成 22 (2010) 年秋に羽田空港国際線ターミナルが開業し、中国や韓国、台湾をはじめとしたアジア各国からの航空機が多く就航し、外国人旅行者の新たな日本の玄関口となった。

羽田空港と川崎は非常にアクセスがよいため、外国人旅行者に川崎を訪れていただく、絶好のチャンスである。

とりわけ、経済成長が著しい中国からは、ここ数年身近な先進国・日本の企業を視察に訪れる機会も増



全国工場夜景サミットでの「四大工場夜景エリア共同宣言」

えてきており、日本の産業の先端技術が集積している川崎にも注目が集まってきている。

中国は現在、急速な経済発展に伴って、大気汚染が深刻な問題となりつつあり、川崎の公害克服の歴史と重ね合わせれば、川崎の優れた環境技術について学びたいという声も多く聞かれるものと思われる。

さらに、川崎にはさまざまな産業が集積していることも見逃せない利点であり、複数の産業や環境技術の視察を効率良く行うことができ、日本での滞在スケジュールがアレンジしやすいといったメリットもセールスポイントになるであろう。

現在は、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、海外から日本への観光客が減少しているが、原発事故の状況が収まるにつれて、次第に日本への観光客が戻ってくるとの見方が大勢である。

その時に向けて、産業観光をはじめとした川崎の魅力を積極的にアピールしていくことが必要と考える。

本市は神奈川県、横浜市とともに「京浜臨海部産業観光推進協議会」を構成し、京浜臨海部の産業観光を一体的に推進する取り組みを行っているが、羽田空港が国際化されたことにより、外国人旅行客の誘致活動の取り組みも始まった。

外国人旅行客の誘致には「川崎」単独での取り組みよりも、「地域」として他の自治体と広域的に連携して取り組むことが、外国人旅行客にとって魅力的なものとなり、効果的なため、今後も連携しながら継続して取り組んでいく。

## 6 今後の課題

ここ数年、工場見学のガイドブックなどが何種類も発売されるほど、工場見学をはじめとした産業観光は全国的に盛り上がっている。

中でも工場夜景は、性別関係なく幅広い世代の方々に爆発的な人気を誇っており、ツアーも数カ月先まで予約が取れないほどである。

本市もかつて「公害の街」としてのマイナスイメージが強かったが、現在では、工場の保安灯に明かりが灯るのを観て、「キレイ」という声が聞かれるなど、マイナスイメージを払拭するほどだ。

この盛り上がりを一過性のブームに終わらせないよう、工場見学の受け入れ企業を増やしたり、工場夜景都市間のネットワークを活かした新たな仕掛けを展開するなど、魅力ある産業観光をつくっていくことが必要である。

また、川崎は工業都市として発展してきたビジネスの街であるため、観光都市としてハード、ソフトとも十分に整っていないのが実情である。

ハードでいえば、団体観光客を受け入れられる飲食施設や宿泊施設がほとんどなく、観光バスが駐車できる駐車場も十分に整備されていない。川崎に観光に訪れても、食事や宿泊は都内や横浜といったケースが多い。

ソフトでいえば、商業施設などで団体観光客を受け入れる体制が構築されていないことなどが挙げられる。近年、川崎駅周辺は大規模商業施設が増加してきたが、ターゲットが個人客のため、個々の店舗のキャパシティとしては小規模なものが多い。

ハードの整備については早急に対策を検討することが求められているが、相当な時間がかかるため、まずはソフトの面で改善していくことが現実的であると考える。

例えば、団体観光客への飲食場所の提供については、多様で豊富な大型商業施設の飲食店で食事ができるクーポン券を団体観光客に配布し、商業施設での買い物を含めて自由に楽しんでもらうことも考えられる。

また、その商店街版として、同様の飲食クーポン券とともに、商店街マップや割引チケットなどを一緒に配布し、商店街での食事と買い物を楽しんでもらうこともできるのではないだろうか。

こうした仕組みを構築するには、商業施設や商店街側の理解と協力を得ながら展開していくことが必要であるが、比較的短期間で実現可能なものとする。

川崎オリジナルの工夫で観光客に楽しんでもらうながら、地域経済に貢献する仕組みを構築し、地域を活性化させていくことが求められているとともに、市や観光協会も、観光客の受け入れ体制を早急に整備していかなければならない。

# 「音楽のまち」の新たな展開

～「モントルー・ジャズ・フェスティバル」から見えてきたこと～



市民・こども局市民文化室長 **中島 健志**

## 1 世界三大ジャズフェスティバルといわれる 「モントルー・ジャズ・フェスティバル」

「モントルー・ジャズ・フェスティバル」は、アメリカのモントレー・ジャズ・フェスティバル（カリフォルニア州）、ニューポート・ジャズ・フェスティバル（ニューヨーク州）と並んで、世界三大ジャズフェスティバルと称される音楽祭である。

フェスティバルが行われているモントルーは、スイス南西部に位置し、ジュネーブから約1時間というレマン湖の畔にあるリゾート地として名高い人口2万3千人ほどの小さなまちだ。

フェスティバルは、毎年7月初旬に16日間開催されており、世界でも有数の音楽フェスティバルとして、毎年20万人を超える人々が国境を越え、音楽のジャンルを超えて楽しんでいる。

昨年（2011年）45回目を迎えた「モントルー・ジャズ・フェスティバル」は、創始者クロード・ノブス氏が、避暑地として名高いモントルー市の避暑地としてのさらなる活性化を目的に、1967年に始めたフェスティバルで、始めたときはわずか3日間のフェスティバルだったという。

「モントルー・ジャズ・フェスティバル」は、コンサートはもちろんのこと、「新たな才能」を発掘し育成していく場所をつくるなど、教育的・文化的な取り組みが行われていることから、世界中から著名なミュージシャンや若いミュージシャンが集まり、歴史を刻んできた。

そんな音楽フェスティバルが、平成23（2011）

11月に「音楽のまち」、「映像のまち」を標榜する川崎市で開催されたのである。

## 2 川崎で「モントルー・ジャズ・フェスティバル」？

京浜工業地帯の中心的な都市として、重厚長大産業によって我が国の高度経済成長を支えてきた川崎市は、市制80周年を迎えた平成16（2004）年に、JR川崎駅西口の再開発事業で音楽専用ホール「ミュゼ川崎シンフォニーホール」を手に入れた。このときにハコモノづくりだけで終わらせず、まちづくりのテーマに「音楽」を掲げ、シンフォニーホールをフラグシップに、音楽文化の振興にとどまることのない音楽のもつさまざまな力と、民間の活力をまちづくりに活かすための取り組みをスタートした。

この間、市のフランチャイズオーケストラである



クラブチッタのライブコンサート

東京交響楽団や市内にある2つの音楽大学の活躍、ミュゼ川崎シンフォニーホールの高い評価はもちろんのこと、川崎が「音楽」のまちづくりに官民をあげて取り組んでいることが広く内外に知られることとなった。

そうした成果の一つが「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の川崎開催なのである。

「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の日本開催は過去にもあったが、そのときは、著名な外国人アーティストを招聘した単なる興行で、「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の名を冠しただけのイベントとなってしまうようだ。このため、日本開催事務局では、まちの活性化と次世代育成をめざした本国での開催趣旨を実現できる都市を探していたと聞いている。

羽田国際空港に近い立地の優位性、市内に2つある音楽大学、国際的にも評価の高いミュゼ川崎シンフォニーホール、合計で1万席を超える41のスクリーンを持つシネコンの集積など、豊富な音楽や映像関連の地域資源をまちづくりに活かす取り組みを進めている川崎市なら「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の理念を実現できるのではないかと、平成21(2009)年秋にモントルー・ジャズ・フェスティバル日本開催事務局から川崎での開催について相談をいただいたことが始まりとなった。大変に光栄な話である。

開催の提案をいただいてから平成22(2010)年11月に実行委員会を設立するまで、約1年かかったが、実行委員会を立ち上げてからも平成23(2011)年3月の東日本大震災の影響で、その開催は容易なものではなかった。しかし、開催直前になって創始者のクロード・ノブス氏が来日することが決まり、11月22日から27日まで開催された「モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさき」は、出演者のモチベーションも上がり、来場された方々には、国内外のトップレベルのライブコンサートを楽しんでいただくことができた。もちろん洗足学園音楽大学、昭和音楽大学で開催されたワークショップにも世界トップクラスのアーティストを迎えたことは、これから国際舞台での活躍をめざすアーティストの卵たちにも大いに刺激を与えてくれた。



洗足学園前田ホールでのビッグバンドコンサート

### 3 「音楽のまち」とは言ってみただけでも

モントルー・ジャズ・フェスティバル日本開催事務局のプロデューサーからは、「『音楽のまち・かわさき』と言っているけれど、ミュゼ川崎シンフォニーホールのクラシックと、アマチュアの活動ばかりで、ジャズやポピュラー音楽といった、一般に広く親しまれている本物の音楽がない」という指摘があり、「だから、『モントルー・ジャズ・フェスティバル』を川崎で市域を縦断して行うことが必要！」と提案をいただいた。

他にも同じように感じている市民がいて、彼らは、平成20(2008)年に東扇島東公園ができたときから「京浜ロックフェスティバル」を開催している。

いずれも的をえた指摘だが、それまで、市内にはそうしたイベントに適した会場がないと思っていた。

東扇島東公園は、基幹的広域防災拠点としてのハードルはあるものの、広大な敷地と、運河を行き交う船舶や空を飛び交う旅客機と、運河を挟んで広がる工場群というロケーションは、音楽関係者にとってはとても魅力的な場所となっている。折からの工場夜景ブームと併せてこうした場所でライブコンサートを開催したいと多くの相談が寄せられている。

本市では、ミュゼ川崎シンフォニーホールを頂点にして進めてきた「音楽のまちづくり」が目玉されていたが、一方で、こうした活動についても民間からの提案を実現するためのさまざまな調整を行ってきた。

折しも、東日本大震災の影響で天井仕上げ材の一部が落下し、ミュウザ川崎シンフォニーホールが使えなくなってしまった平成 23 (2011) 年に、「FREE DOMMUNE ZERO」(8 月に開催予定だったが荒天のため中止)、「BAY CAMP」(9 月開催)といった新しい音楽イベントが生まれたことは、民間の活力を活かすための地道な取り組みが芽を出した年ともいえ、「音楽のまち・かわさき」の新しいステージをスタートできる環境は着々と整い始めているということになる。

#### 4 川崎のまちで面白いことをやってみよう

「モントルー・ジャズ・フェスティバル」や「京浜ロックフェスティバル」を企画している人たちの川崎というまちへのこだわりはとても強く、心強く思うとともに、こうした市民の方々の思いをしっかりと受け止めて、そうした活動を通じてまちづくりへ参加してもらうことがとても大事なことだと考えている。

これまで 4 回の開催実績をもつ「京浜ロックフェスティバル」は、市民ボランティアが運営に参加し、市内外から来場する大勢のお客様を「ようこそ！かわさきへ！」と、もてなしてくれていること、そうしたことで、自分自身のまちへの愛着や誇りを一層高めていることも忘れてはならない。

「川崎のまちで面白いことをやってみよう。川崎のまちなら、何か面白いことができるはず」と思っている人たちはたくさんいる。しかし、そのエネルギーをどう使ったらいいのかわからない人が多いの

も事実だと思われる。「京浜ロックフェスティバル」への市民ボランティアとしての参加の場が、まちづくりへの参加のきっかけになることは、とても意義のあることだと思う。

#### 5 「音楽のまち」「映像のまち」と産業振興

こうしたフェスティバルを企画運営しようとする彼らの思いは、ただ単にイベントを開催することにとどまらない。フェスティバルというコンテンツを核にしながらかその周辺でビジネスシーンをいかにつくることができるかということを最大のテーマにしている。

このことは、前述したスイスの「モントルー・ジャズ・フェスティバル」もそうである。「モントルー・ジャズ・フェスティバル」は、45 年前の 1967 年にスタートしたときから、その記録を映像で残しているのだ。そのことが、「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の特筆すべきことであって、そうしたところにビジネスシーズをしっかりと仕込んでいたのだから、その先見性には驚かされる。現在では「ライセシング」「マーチャンダイジング」「イベントの 2 次利用」などコンテンツによる集客を何らかの形でお金に換えていくことを考えている。それが、フェスティバルを 45 年も継続させるためには重要なことだと思う。

このように、コンテンツをビジネス化することでさまざまな業種にお金が回ることになる。イベント開催だけでも、多くの人が娯楽という目的を持って大移動をするわけだから、交通機関はもちろんのこと、飲食、物販、それらに関わるさまざまな経済活動が行われることになる。そして、現在のデジタル技術の進展やインターネット・ブロードバンドの普及とモバイル機器の進化など、IT 環境を踏まえた関連ビジネスは、より大きな経済効果をもたらしてくれるはずである。もちろん、音楽イベントを地球環境に優しいものにするだけで、川崎の誇る環境技術との融合も考えられる。

本市では「音楽のまちづくり」への取り組みを始めたときから、関連産業の振興を掲げていたが、4 年遅れでスタートした「映像のまち」の取り組みは、「映像コンテンツ」が放送事業や通信事業の新たな展開や、紙媒体に代わる媒体として多くの可能性を持つ



スイス本国のサイトのブログページ

ており、「音楽」との親和性も高いことから、関連産業への広がりを一層期待させるものとなっている。

## 6 民間提案を組み込んだ「文化芸術を活かしたまちづくり」

こうした取り組みは、平成 20（2008）年 3 月に策定された川崎市文化芸術振興計画でも、第 3 章で「文化芸術を活かしたまちづくり」を進めることを定めており、ただ単に文化の振興だけを進めるのではなく、文化と教育、文化と福祉あるいは医療、そして、観光、経済、環境など、文化・芸術の視点を、市の進めるさまざまな施策の中に取り入れていく取り組みが重要としている。

市経済労働局では、平成 22（2010）年 3 月に「川崎市コンテンツ産業振興ビジョン」を策定し、創造、

保護、活用のサイクルに基づく取り組みを進め、市内産業の活性化につなげていくことをめざしているので、フェスティバルを企画運営する彼らの志向は、市の方向性とも合致しているといえる。

文化イベントを提案するこうした市民のこのような「貪欲な思考」＝「創造性豊かな思考」と、そうした創造的な人材を誘引することや育成することが、本市のめざす「文化芸術を活かしたまちづくり」にとって重要なことで、民間からのこうした提案を実現するための行政の役割が明確になってきていると感じている。

まちづくりは、行政だけでは成立しないことも明確だ。これからも、地域の「特徴」と「強み」を活かして、公的セクター、私的セクター、非営利セクターが自主的・自発的に連携を図ることで、地域価値の向上をめざしたまちづくりを進めたいと思う。

芸術文化振興計画で示された、文化的施策の視点を反映した 7 つの取り組み

### 1 文化振興

（基本方向） 地域の文化芸術活動を促進 文化創造に溢れた潤いのあるまちづくりの推進  
大学などの研究機関と協働による文化芸術活動の促進

### 2 文化交流

（基本方向） 市内外における文化やスポーツ分野の交流の促進  
文化芸術活動を通じて国際化に向けた取組の促進  
文化芸術活動を通じて相互理解を深め、人を尊重し認め合うまちづくりの推進

### 3 文化と教育・青少年

（基本方向） こどもたちに文化的施策の視点を取り入れた教育や活動の実施  
市民を対象に学校をはじめ市民館などの社会教育施設での文化芸術関係の講座や研修等の開催  
美術館や博物館などの円滑な運営  
文化財等の保護の推進

### 4 文化と福祉・医療

（基本方向） 福祉現場において、文化芸術活動を利用した運営の促進  
高齢者や障害者等への文化芸術活動を通じた地域支援体制の整備

### 5 文化と観光

（基本方向） 文化資源の活用による観光都市の促進  
産業構造物や産業遺産などの観光資源の活用  
既存施設でのモニュメントや造形などの活用  
緑を育む市民文化による公園等の魅力づくりを図り観光資源として活用

### 6 文化と経済

（基本方向） 文化芸術を取り入れ、商店街等を含めた地域の活性化  
文化芸術活動を通じて企業との連携の促進 ものづくりを奨励し、産業の保護や育成

### 7 文化と環境・景観

（基本方向） 人が住みやすい生活環境に配慮し、緑を育む市民文化の視点を取り入れた魅力ある公園等の設置などによる地域づくりの促進  
建物等の外観やデザインに配慮し、人と自然が調和したまちづくりの推進

# 東日本大震災における対応と 今後の本市の防災対策について

総務局危機管理室 担当係長 間島 哲也



## 1 はじめに

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 (金) 14 時 46 分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) は、岩手県・宮城県・福島県を中心に、広範囲な地域に地震の直接的な被害をもたらしただけでなく、福島第一原子力発電所における事故や、それに伴う計画停電など、日本中に大きな影響をもたらした。

この大震災により、本市においても、震災に伴う災害対策本部を初めて設置することとなったばかりでなく、帰宅困難者や、液状化など、さまざまな課題に直面した。

本稿では、東日本大震災において発生した被害や、対応などを改めて確認し、その内容を検証することで、今後の本市の防災対策の一助となることを願うものである。

なお、本稿では、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質への影響などについては、特に触れていない。放射性物質による影響は、いまだ収束しておらず、かつ、取り組み内容や影響も非常に大きいので、改めて取り上げていただくこととしたい。

## 2 本市における被害状況

今回の大震災では、本市においてもさまざまな被害が発生した。

人的な被害としては、死者 1 名、重軽傷者 17 名



川崎アゼリアで帰宅困難者用の毛布を配布

の合計 18 名の被害が発生した。

また、火災については、川崎区内で 2 件発生。その他、エレベータへの閉じ込めなども見られた。

その他、今回の震災では以下のような被害などが見られた。

### 帰宅困難者の発生

震災発生当日は、停電の影響などで市内全ての鉄道が停止。完全復旧は翌日までかかった。そのため、本市では、ターミナル駅を中心に帰宅困難者が大量に発生。対策として、公共施設の開放、市営バスの終夜運行 (路線は限定)、毛布や飲料水の配布などを行った。結果、翌日の朝 6 時ごろには、ほぼ全ての方々が帰途に着くことが可能となった。

### 臨海部における液状化の発生

東扇島地区を中心に、公園などで液状化の被害が発生。また、後日行った臨海部の民間企業向けのアンケート調査では、民有地においても液状化が発生していたことが分かった。

### つり天井の落下

本市のみならず、広域的な範囲で、いわゆる「つり天井」の損壊が見られた。本市においても、ミュージア川崎シンフォニーホールをはじめ、複数の施設において、被害が発生した。

### 庁舎の停電・情報通信機器の停止

区役所をはじめとする一部公共施設では、停電の影響により、インターネット回線や、通信回線の使用ができなくなった。そのため、災害時の情報連絡体制の確保が困難な事態が発生した。

## 3 川崎市災害対策本部と川崎市東日本大震災対策本部の立ち上げ

今回の地震では、川崎区において震度5強を計測したことから、14時46分、「川崎市地域防災計画」に基づき、直ちに川崎市長を本部長とする「川崎市災害対策本部」を立ち上げ、15時10分に第1回川崎市災害対策本部会議を第3庁舎7階の災害対策本部室で開催した。

その後、16時に第2回本部会議を、3月14日9時15分には第3回本部会議を開催した。

「川崎市災害対策本部会議」は、3月18日の第4回会議まで開催され、その後は、危機管理主管会議などを随時開催した。

本市においては、「川崎市災害対策本部」における対応から、主に東北地方の被災地への救援物資の提供、避難者の受け入れ、震災による計画停電への対応など、地震による直接的な被害への対応に加え、市民生活の安定化や経済活動の活性化など、支援の内容が広範囲に及んできたことから、引き続き被災地・被災者への復旧・復興・生活再建支援に取り組むとともに、大災害により本市が被った市民生活や経済活動などにおける被害に全市をあげて対応し、災害に強いまちづくりを推進していくため、4月5日に「川崎市災害対策本部」の機能を拡充し、新たに「東日本大震災対策本部」を設置した。

同本部ではこれまでの被災地支援を継続するとともに、市民生活の安全・安心や地域経済の活性化をはじめとした総合的な施策を機動的に推進することとした。



3月14日第3回川崎市災害対策本部会議の様子

## 4 計画停電の影響

今回の大震災において、本市が最も影響を受けた被害の一つが、東京電力による「計画停電」の実施である。

福島第一原子力発電所の事故により、電力需要が逼迫したことから、3月12日に東京電力から、「輪番停電」実施の可能性が発表され、3月14日から、いわゆる「計画停電」が実施された。

計画停電は、本市内を数カ所のブロック・時間帯に分け、計画的に停電を行うものである。この計画停電の実施により、企業、家庭への電力の供給が順次停止した他、信号、公共施設などに対しても電力の供給が停止したため、市民生活に多大な影響を及ぼした。

特に、計画停電の実施予定が、直前まで発表されないことや、東京電力のホームページ上の計画停電の実施エリア、時間帯などが、本市が川崎支社から入手した情報と異なっていたこと、また、計画停電の実施エリアと未実施エリアが、実施予定のエリア内でも分かれていたこと、さらに東京23区内ではほとんど実施されなかったことなどから、市民から不安・不満の声が非常に多く寄せられた。

本市としては、非常用の蓄電池などを購入し、公共施設や一部病院などに設置を行ってはいたが、市内の大部分が、時間帯・エリアにより計画的に停電していくという異常な事態となった。

さらに、計画停電の実施対象エリアは、市立川崎病院などの災害時医療拠点病院も含まれていたため、計画停電による医療活動への影響を防ぐため、

当初は、専用の電力回線の敷設も検討したが、費用などの関係から、実施には至らなかった。

そのため、計画停電により、本市内の病院や、ライフライン施設が影響を受けることを避けるため、3月16日に市長名で、東京電力の代表取締役社長あてに、「地震に伴う計画停電に対する緊急要望」として、人命に係る施設（災害時医療拠点病院、緊急告示医療機関、消防署など）ライフライン関連施設（上下水道施設、ごみ焼却施設など）防災拠点施設（市役所、区役所など）について、計画停電の対象から除外するよう要望を行った。

しかしながら、要望書の提出にもかかわらず、災害時拠点病院以外の要望施設については、依然計画停電の影響が出ていたことから、3月23日に、市長名で改めて、東京電力に対し「地震に伴う計画停電に対する再要望」を行った。

4月8日には、東京電力から、「計画停電の原則不実施と今夏に向けた需給対策について」として、計画停電の原則不実施が通知された。

しかし、電力需要が伸びる夏期に向け、東京電力から示された「夏期の電力需給対策」では、再び計画停電の実施が、予定されていることが示されていたことから、6月8日には、市長名で、「夏期に向けた計画停電に対する緊急要望について」の要望を

行った。

本稿執筆の段階では、今後の計画停電の実施は予定されていないが、「計画停電」という未曾有の事態に、改めて防災対策・危機管理の再構築の必要があると考えさせられるものがあった。

## 5 被災地への支援状況

本市では、震災直後から、人的・物的な支援活動を行ってきた。

まず、人的な支援では、震災直後、すぐに消防局による消防援助活動が始まった。

今回の大震災では、東北3県の被害の大きさが目立ったが、茨城県、千葉県においても大きな被害が発生した。

特に千葉県では、石油コンビナートで火災が発生し、大規模な火災につながる恐れもあったことから、消防庁の要請を受け、震災当日の3月11日に本市消防局職員を「緊急消防援助隊」として、千葉縣市川市へ派遣した。

同じく千葉県内へは、上下水道局による給水車による応急給水部隊や、応急管路復旧部隊の派遣などを行った。

東北地方への派遣については、3月12日から宮城

表1 被災地への物的支援状況

	搬送場所	出発日時	救援物資内容
1	岩手県花巻市（相互応援協定）	3月15日	アルファ米 2,000食・毛布 200枚
2	宮城県仙台市（20大都市相互協定）	3月15日	アルファ米 5,000食・毛布 1,600枚
3	宮城県（神奈川県より要請） 県が物資を海上自衛隊横須賀基地に集積し、輸送艦にて海上輸送	3月15日	アルファ米 31,500食
4	茨城県（国：緊急災害対策本部より要請）	3月16日	毛布 3,000枚
5	福島市（市より要請）	3月17日	アルファ米 10,000食・水のペットボトル 740本・消毒アルコール 500本・マスク 10,000枚・ラジオ 100台
6	福島県（環境省より要請）	3月19日	災害用ボックストイレ 300基・汚物処理袋 15,000袋
7	宮城県（国：緊急災害対策本部より要請）	3月23日	災害用トイレ 5基
8	福島県（環境省より要請）	3月23日	災害用トイレ 100基
9	日立市かみね動物園、仙台市八木山動物公園、盛岡市動物公園（社団法人 日本動物園水族館協会より要請）	3月23日	動物用食料等
10	宮城県（環境省より要請）	3月24日	災害用トイレ 100基
11	宮城県仙台市（20大都市相互協定）	3月26日	アルファ米 3,000食
12	岩手県陸前高田市（（社）全国都市清掃会議より要請）	4月13日	災害用トイレ 100基
13	福島県いわき市	4月26日	高齢者用シューズ 21箱・杖 22箱
14	宮城県気仙沼市	5月10日	トイレトーパー 360ロール
15	宮城県仙台市（20大都市相互協定）	5月30日	アルファ米 20,000食

県仙台市へ、緊急消防援助隊を派遣した他、「こころのケア」として、医師、保健師などを派遣した。さらに、まちづくり局からは、応急宅地危険度判定のため職員を派遣した。

その他、岩手県盛岡市には上下水道局から下水道管きょ施設調査隊を派遣するなど、3月中には、初動、応急活動支援として、主に消防、保健福祉、インフラ整備などに伴う支援を行った。

その後、行政事務に対する支援要請や、ペットの保護などに関する支援、さらに、港湾施設の復旧整備などに伴う支援を行った。

延期されていた被災地における選挙事務については、本市の選挙管理委員会事務局職員の支援により、無事、行われたところである。

物的支援の面では、3月14日には、神奈川県トラック協会川崎支部の協力の下、「災害時における相互援助協定」を締結している岩手県花巻市へ、毛布およびアルファ米の支援を行った。

その後、「20大都市災害時相互応援に関する協定」などにより、さまざまな物資を提供した(表1)。

本市では、発災直後から被災地への支援を表明していたが、被災地の情報がなかなか得られず、支援方法の決定に遅れを生ずることとなった。今回の震災



被災地への物資支援トラックの出発式(3月14日)

における被災地支援をきっかけとして、いわゆる「カウンターパート」方式の支援が、全国的に議論されているが、まずは被災地の情報をいかに入手するかという課題を検討する必要がある。

## 6 本市への避難者への対応状況

今回の大震災では、地震や津波による被害、また、福島第一原子力発電所の事故により、本市へ避難された方への対応も必要となった。発災直後より、本庁や区役所に対し、避難者から避難所などについて

の相談が持ちかけられたことを受け、本市では、3月17日に、川崎市体育館を臨時避難所として開設することとした。

当初の想定は、100名程度としていたが、避難者の増加が見込まれたことなどから、3月19日にはとどろきアリーナを避難所として開設した。

とどろきアリーナ避難所では、本市職員がスタッフとして常駐したほか、ボランティアグループの方々の献身的なサポートもあり、避難者の方々には、川崎市での避難所生活において、少しでも安心して生活してもらいたいという気持ちが伝わったのではないかと思う。

市民の方々からのボランティアや、支援物資の受け入れなども滞りなく行われ、川崎市社会福祉協議会や、かわさき市民活動センターなどの協力により、市民の方々からの避難者に向けたさまざまな思いが届けられることとなった。

また、就労・生活相談や、各種イベントの開催など、避難者に対するさまざまな情報の提供を行い、本市に避難されてきた方々へのサポート拠点としての役割も果たすこととなった。

とどろきアリーナ避難所は、最大で39世帯112人(3月31日)の方々が避難していたが、避難者の生活再建という観点から、自立支援金や支度金給付制度を立ち上げるとともに、公営住宅や民間賃貸住宅などの借り上げによる応急仮設住宅のあっせんにより、全ての避難者が新たな生活をスタートさせることができたことから、7月31日をもって閉鎖された。

なお、それまで避難者の方々への情報発信の中心的位置を占めていたとどろきアリーナ避難所の閉鎖に伴い、情報の提供拠点として、中原区役所内に、「東日本大震災避難者支援総合相談窓口」を設置し、避難者の方々からのさまざまな相談に対応したり、情報の発信を行っているところである。

## 7 「川崎市東日本大震災被災者等支援基金」について

大震災直後から、市民や企業から、被災地に対して寄附をしたいという声が多数寄せられていた。当初は日本赤十字社などへの義援金を案内していたが、

被災地に対し直接支援したいという強い思いを受け、市民や市内の企業・団体からの寄附をもとに、きめ細かい支援を迅速に、かつ「目に見える形で」届けることを目的とした「東日本大震災被災者等支援基金」を4月20日に設置した。

基金の活用例としては、被災地では避難所から仮設住宅に移る方々が増えてきたことから、被災地からの必要物資などの情報をもとに、6月に大船渡市へ家庭用のカラーボックスなどを支援した。

その後、本市から被災地の避難所へ支援に向かっている職員からの情報をもとに、扇風機やエアコンを寄贈した。

また、被災地では、多くの車が流されもしくは被災し、使用ができないという現地からの情報により、車いす用のリフト付き軽車両を、岩手県、宮城県、福島県に計13台寄贈するなど、被災地のニーズに基づき、きめ細やかな物資の支援を行っている。

その一方で、基金の当初目的である「迅速に被災地へ支援を行う」ということに関しては、被災地からの情報入手手段の不足から、しばらくの間、支援が滞っていたことや、契約手続きなどが一般の物品の調達と同じ手続きが必要なことから、迅速な支援になかなか結びつかなかったことは、今後の検討を要する事項である。

また、避難者支援金として、本市へ避難してきた方々や、本市から地元などに戻った方々、高校や幼稚園に通う生徒に対し、支援金の提供を行った他、就学援助を行った。

さらに、原子力発電所事故による自治体への支援として、福島県内の警戒区域などに指定された12自治体に対して、支援金を贈った。

## 8 本市における防災対策の見直しについて

今回の大震災において、本市では平成22(2010)年秋に公表した「川崎市地震被害想定調査結果」や、大地震前日の3月10日に公表した「川崎市地震防災戦略」「川崎市備蓄計画」も見直しを余儀なくされた。

まず、本市では、これまでの地震被害の想定震度を、M7.3クラスとしていたが、今回の東日本大震

災においてはM9.0の地震が発生したことから、この想定震度について、改めて検討する必要が生じた。

今回の地震では、最大遡及高が40.5mにも及んだ津波が、甚大な被害を生じさせることとなった。

本市が位置する東京湾内では、これまで津波の被害はほとんど無いとされてきたが、改めて津波に対する検証が必要となった。このような中、津波について、神奈川県が11月24日に公表した津波浸水予測図(素案)では、本市においても一定の津波による浸水被害が予想されることが示された。

このため、津波対策を早急に講じる必要が生じるとともに、津波対策と併せて臨海部における防災対策、避難対策なども非常に重要であることが改めて認識されたところである。

臨海部のコンビナート対策の重要性も浮き彫りとなった。千葉縣市原市においてコンビナート火災が発生し、消火までにはかなりの時間を要したが、我が国有数のコンビナート群を抱える本市においても、コンビナート地域における防災対策は非常に重要な取り組み課題であり、関係局と協力し防災体制の強化策の検討を進めているところである。

また、帰宅困難者対策についても、これまで本市では主に川崎駅、武蔵小杉駅周辺での発生を想定していたが、市内全域における対策が必要であることを認識した。なお、広域的な帰宅困難者対策については、国、県市が一丸となった取り組みが必要であり、現在、さまざまな協議会が開催され、対応が検討されているところである。

この他、備蓄に関するもの、物資の搬送に関するもの、避難所の運営に関するものなど、さまざまな課題が今回の大震災で浮かび上がってきたことから、本市では、以下のスケジュールで各種計画の見直しを図っているところである。

なお、見直しにあたっては、学識者で構成される「川崎市防災対策検討委員会」においてさまざまな助言、指導を伺いながら進めていることも、併せて記載しておく。

地震被害想定調査の見直し

地震の想定規模や津波被害などの想定を加え、平成24年度末に公表。

川崎市地域防災計画(震災対策編)

地震被害想定調査の見直し結果によらず対応が可能なもの（帰宅困難者対策、災害時情報伝達、災害本部体制など）については、平成 24（2012）年 6 月を目途に、また、地震被害想定調査結果の結果を踏まえて対応が必要なものについては、平成 25 年度末を目途に公表予定。

#### 川崎市備蓄計画

新たな被害想定調査結果における避難者数や、今回の大地震で課題となったアレルギーなどに対応した備蓄食料の見直しなどを行い、平成 25 年度に公表予定。

#### 川崎市地震防災戦略

新たな被害想定調査結果や地域防災計画をもとに、本市の人的被害・経済被害などに対する減災目標と目標達成のための具体的な施策について、改めて取りまとめを行う。

## 9 おわりに

調べる限りでは、本市では地震による災害対策本部の設置は初めてであり、災害対策本部の設置・運営についても、さまざまな課題が認識されることとなった。

また、本市の地域防災計画に記載の無い事項（被災地支援、避難者対策など）が多く発生した。特に、九都県市や全国市長会などにおいて、広域的な災害対策の必要性が強く提唱されたことも、今回の地震によって生じた新たな課題に対する対応策の一つであろう。

今回の大震災の検証を踏まえ、地域防災計画の修正などさまざまな取り組みを行うためには、全市をあげた協力体制が不可欠であることから、引き続き、関係各位のご協力・ご指導をお願いするとともに、いずれ発生するであろう首都直下型地震に向けて、職員一人一人が、常日頃から危機管理意識を持ちながら行動されることを切にお願いしたい。

### わたしの視点

## 3.11 と川崎

### ～正しく恐れ、かつ可能な限り備えよとの警告～

川崎市危機管理アドバイザー **大貫 啓行**



3.11 は、ショックだった。率直に言えば、私にとって、改めて自然の威力の大きさ、危機管理の難しさを思い知らされた。ということで、賢しらに気の利いたコラムを書く気分にはなれない。

仙台市にも親戚が住んでいる。話を聞くと、スーパーなど近所の店は少なくとも 1 週間は閉まったままだった。1 週間を経て、次第にオープンして行ったが、3 時間並んで一人 3 品までという状態だったということだ。「備蓄だけはしっかりしておいてくださいよ」というアドバイスだった。これまでは最低 3 日間の備蓄とってきたが、これは阪神大震災級の、いわば局地的な震災を前提としての話だった。今回のような広域災害では 1 週間を超えるサバイバルも覚悟しなければならないのだった。

川崎市民にとっては、やがておきることが必須の首都直下地震や関東大震災型や東海地震型への最終警告であったのではないかと。私たちは、一人一人が、我が家の危機管理を再点検しておくべきだ。被災の最悪の状態をイメージしてかからなければならない。地震など自然災害は避けられないが、その被害は軽減できる。自然の力の偉大さを正しく恐れ、それへの備えを怠らないということだ。

危機管理では、悲観的に備え、楽観的に対処するという教えがある。平時にあっては、あれこれ最悪の事態を想定して、それに備える。危機事象が発生した際には、おどおどせず、臨機応変に対処する。

犠牲となった多数の人々の声なき声にしっかり耳を傾けようではないか。

# とどろきアリーナ避難所の 管理運営

～東日本大震災の避難者を受け入れて～

市民・子ども局庶務課 落合 勝明



## 1 はじめに

平成23年(2011)年3月11日午後2時46分、太平洋東北沖合で起きたマグニチュード9.0の地震と、その直後の津波は、東日本全域に甚大な被害をもたらした。発災当時、私はまだ、市民・子ども局市民生活部庶務課(以下、「庶務課」という。)に所属しておらず、避難所運営については、電話の問い合わせ対応の応援を行った程度の関わりであった。ところが、春の人事異動で庶務課に配属され、本市として前例のない避難所の管理運営の一端を担うこととなった。

本稿では、避難所の運営などについて、関係者からの聞き取りにより確認した事項も交え、震災の発生から現在までの経過を振り返る。

## 2 被災者の来川と避難所開設

震災発生直後より、被災地から多くの住民が徐々に県外へ避難を始めていた。本市においては避難者の受け入れ準備が整わない中、人道的観点から、3月17日に川崎市体育館で緊急的に避難者の一時的受け入れを開始した。この時点で、すでに避難者の人数は50人を超えていた。

しかし、この施設は計画停電の区域であることや施設に十分な暖房設備がないことなどから、3月19



3月22日時点の避難所の様子

日には、暖房設備等も十分に整備され、川崎市体育館より多くの方を受け入れることができるとどろきアリーナに正式な一時避難所を設置した。

## 3 全庁体制による避難所運営

### 職員の体制

とどろきアリーナの避難所運営は市民・子ども局が中心となり、全庁体制で取り組んだ。具体的には、昼間(8時30分から21時30分まで)と夜間(20時30分から9時30分まで)の2交替制とし、日替わりで各局・区の職員が運営に従事した。また、市民・子ども局からは、毎日、管理職1人が運営に従事し、主に対外的調整に当たった。その他、避難者からの健康相談に応じ、健康面での管理を行うため、保健師も配置した。

しかし、職員の体制が日替わりであるが故に、避難所の運営方法や情報の共有の徹底には非常に苦心した。職員交替の際には、申し送り事項や共通認識しておくべき事項をまとめた引継書をもとに引き継ぎを行ったが、その引継書を事前に従事者へ送付することにより、運営のイメージをつかんでもらうこととした。また、当初は過去の事例を参考にできるよう、引継書の内容を見え消しで改訂していたが、次第にボリュームが大きくなっていったため、古い事項を随時削除し、削除した事項は後の参考にできるように別途保存することとして、懸案事項や未対応事項などのみ引き継ぐようにした。

また、運営体制については、避難者数の減少や業務の実情などに応じて体制を縮小したりするなど、柔軟に変更を行った。最終的に避難所運営に従事した職員は、避難所を設置した135日間で、延べ1,500人以上となった(表1)。

#### ボランティア活動

##### 支援物資の整理など

とどろきアリーナに避難所が開設された当初から、衣類をはじめ、米や水、カップ麺などの食品のほか、寝具、日用品、おもちゃなど、多数の支援物資が市民から寄せられた。これらの支援物資については整理・分類され、避難者が自由に手に取れるように提供された。

支援物資の整理については、川崎防災ボランティアネットワーク延べ225人、市社会福祉協議会が募った市民ボランティア延べ285人の方に行っていただくとともに、かわさき市民活動センターの職員延べ94人には入所者の要望を聞いて関係機関との連絡調整を担っていただいた。

##### 食事の提供

避難者の食事については、ほぼ毎日、昼食と夕食で市民団体などのボランティアによる炊き出しが行われ、バラエティーに富んだ食事が提供された。また、大型炊飯器が市民団体から提供されたことにより、炊き出しがない場合やおかずだけの提供時には、避難者自身が自炊することもできた。

炊き出しの申し出がさまざまな団体から多数あったため、同じようなメニューが続かないよう受付時



市民から寄せられたさまざまな支援物資

に配慮した。また、夏場に近づくにつれ、被災地の避難所で食中毒が発生したとの情報もあり、炊き出しの実施者などへの注意喚起を徹底した。

##### 支援イベント

さまざまな団体により、とどろきアリーナの部屋を使った子ども向けイベントやカウンセリングなどの他、サッカーの観戦招待など、避難者を元気づけるためのさまざまな支援イベントが行われた。その他、弁護士会による法律相談や、ハローワークなどによる就労相談といった生活支援に関するものも定期的に行われたが、ダブルブッキングが発生しないよう、引き継ぎ・申し送りを徹底した。

また、避難者への周知が徹底されていなかったために、イベント参加者が少ないことがあり、避難者へイベント情報を周知するため、数カ所に情報を掲示するなど改善も図った。

##### 避難者からの意見・要望

市では、避難者の意見・要望を把握するために、避難所内に意見箱を設置した。寄せられた意見の中には、生活に必要な物資要望の他、空調の温度設定や、照明の点灯・消灯時間など、快適に避難所生活を送る上で重要なものがあつた。避難者全体の生活に関わる事項については、基本的には避難者同士で意見調整を行ってもらい、その結果に応じて変更をするなどした。

また、意見箱の設置により、避難者が必要としている物資を把握することができ、市民などから支援物資の提供の申し出があつた際に情報提供するなど、避難者のニーズに合った物資を集めることに役立った。

表1 とどろきアリーナ一時避難所 運営体制の推移

	3/22-3/28	3/29-4/3	4/4-4/11	4/12-4/17	4/18-5/22	5/23-6/5	6/6-6/30	7/1-7/31
【昼間】	10人	10人	10人	10人	8人	7人	7人	
8:30	各局 4人	各局 7人	各局 4人	各局 4人	各局 3人	各局 2人	各局 2人	
~	各区 4人	市民・こども局 1人	各区 3人					
21:30	中原区 1人	行政委員会 1人	各区 4人	各区 4人	各区 3人	各区 3人	非常勤 1人	
	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人	保健師 1人
【夜間】	5人	4人	4人	4人	3人	3人		
20:30	各局 4人	各局 4人	各局 3人	各局 3人	各局 3人	各局 3人		
~	中原区 1人		非常勤 1人	非常勤 1人				
9:30								

#### 4 避難者の自立に向けて

##### 避難所の閉鎖

震災の発生からほぼ3ヵ月が経過した6月に、今後も長期の避難が必要な方々が引き続き安心して生活できる環境を確保し、自立した生活へ円滑に移行できるように、3月から行っていた公営住宅のあっせんに加え、民間賃貸住宅による応急仮設住宅の供与や東日本大震災避難者支援金制度の創設、日本赤十字社による生活家電セットの支援が行われることとなった。

併せて、とどろきアリーナの避難所は、これらの支援制度が発表された6月9日に避難者の新規受け入れを中止し、7月31日をもって閉鎖されることとなった。

避難所の閉鎖に当たっては、避難所にいる避難者に不安感を与えないよう十分に配慮し、移転先などについて意向を確認しながら、関係局と連携して慎重に進め、公営住宅や民間賃貸住宅のあっせんを行い、避難所は予定通り7月31日17時をもって閉鎖した(図1)。

##### 総合相談窓口の開設

避難所の閉鎖後においても、市内に居住する避難者を継続的に支援するため、「東日本大震災避難者支援総合相談窓口」を、避難所を閉鎖した翌日の8月1日に中原区役所5階に開設し、避難者からの生活相談等の対応、支援情報や支援物資の提供の他、法律相談や就労相談を実施している。

さらに、11月23日には、川崎市男女共同参画セ

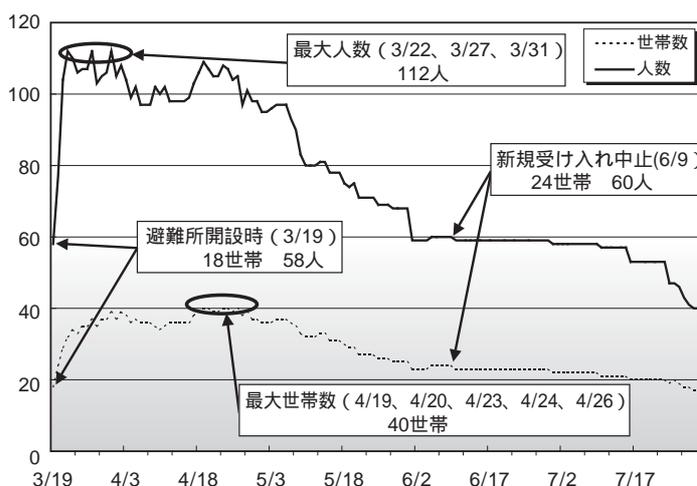


図1 とどろきアリーナ一時避難所 避難者数の推移

ンター(すくらむ21)において、支援物資の提供や就職相談を行い、200人を超える方が来場した。支援物資の提供にあたっては15人の市民ボランティアにお手伝いいただいた。また、市民から支援物資を募集した結果、衣類の他、寝具のセットやアイロンなど多数の生活用品などを提供することができた。

#### 5 おわりに

震災発生から9ヵ月が過ぎた現在においても、放射能汚染の影響などで自宅に戻れず、慣れない避難生活に苦しんでいる方々が大勢いる。そうした避難者の皆さまが、一日でも早く平穏な生活に戻れることを願ってやまない。そして、この間ご助力いただいた市民の皆さまに感謝するとともに、今後も、被災地の情報や自治体による支援情報などの収集に努め、避難者への支援を行っていくことが重要であると考えている。

わたしの視点

## 都会で避難生活を送る子どもたちの 学習支援「とどろき学習室」

慶應義塾大学研究員〔川崎市職員〕 鈴木 健大



「とどろき学習室」は、避難所で子どもたちが学習できる環境をつくること、子どもたちが将来の夢をあきらめてほしくないこと、さらに年の近い大学生のお兄さん・お姉さんが子どもたちの話し相手・相談相手となり都会の中に居場所をつくることをめざして、学校の勉強や受験勉強のサポートを、現在私が通う大学の学部生に声を掛けて平成 23 (2011) 年 4 月からとどろきアリーナ避難所で始めた。避難所が 7 月に閉鎖になったことから、場所を小杉こども文化センターに移し、毎週木曜日と土曜日の夜間 2 時間行っている。現在は、川崎市および横浜市内で避難生活を送る東北の小学生・中学生が毎回 10 人ほど通っており、平成 24 (2012) 年 2 月で開催回数は 70 回を超えた。

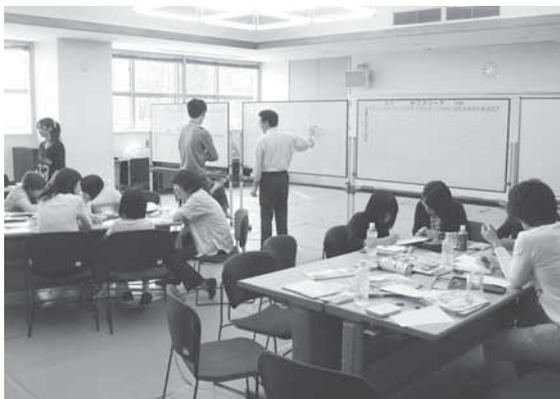
学習室の運営に際して、ホームページや Twitter、Facebook など仲間と寄附を募ったところ、全国から図書カードや辞書などの寄附が届き、慶應義塾大学の他、東京大学、一橋大学、東京外国語大学、上智大学などから約 70 人の大学生の仲間が集まっている。元住吉の商店街では、近隣の住民に声をかけて図書カードを集めていただいた。

学習室では、大学の日吉キャンパスのプールや神宮球場での東京六大学野球、三田祭に招待するなどして、楽しい思い出をつくってもらい、将来のことを前向きに考えてもらえるような企画も行ってい

る。11 月からは、横浜市西区社会福祉協議会の場所をお借りし、横浜駅前に「よこはま学習室」も開設した。さらに、12 月には、神奈川ユニセフ協会や横浜 YMCA などと連携し、神奈川県内で避難生活を送る東北の子どもたちの支援ネットワーク「守りたい・子ども未来プロジェクト」の活動も始まった。

子どもたちを取り巻く環境も子どもたちの状況も常に変化している。そのため、私たちにも柔軟かつ臨機応変な対応が求められている。学校や市専門職の方々とも連絡を取り合い、バックアップ体制をつくりながら進めている。みんなでクリスマス会をして笑ったこともあれば、夜中に中学生から相談のメールが来て大学生みんなと相談にあたったこともある。そんなとき、子どもたちが笑ったり、困ったサインを出したりできる場があって本当によかったと思う。笑顔にあふれた集合写真は、子どもたちにとっても大学生にとっても宝物になっている。

私たちはきっと、未来の東北を支える未来の大人を少しだけ預かっているのだと思う。子どもたちには、どうか一人ではないことを感じてほしい。子どもたちが震災に負けることなく、将来の夢を叶えられるよう、そのための応援をこれからもたくさんの優しい気持ちであふれた仲間とともに続けていきたい。そしていつの日か、子どもたちの美しい東北のふるさとで、みんなで同窓会をしよう。



学習室の様子



全国から届く寄附の図書

# 市民の想いを目に見える形で

～東日本大震災被災者等支援基金を活用した取り組み～

財政局資金課 資金係長  
健康福祉局地域福祉課 課長補佐

土浜 義貴  
高階 清策



## 1 はじめに

平成23(2011)年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震とそれに続く津波、余震活動、福島第一原子力発電所事故による災害、「東日本大震災」は、岩手・宮城・福島の3県を中心に、死傷者・行方不明者数2万5千人、避難者は震災後8ヵ月を経てもなお全国で7万人を超えるなど、広範囲に甚大な被害をもたらした。

この震災直後から、本市にも被災地向けの義援金が続々と寄せられ、日本赤十字社(以下「日赤」という。)義援金として受領していた。一方、市民からは、「物資のような目に見える形で被災地や被災者の支援をしたい」との声が寄せられ、4月13日には川崎市医師会からの寄附の受領に際して市長が「義援金を基金にいったん積んで、息の長い支援に使っていきたい」と表明した。

このようなことから、市民や企業・団体に広く寄附を呼びかけ、その寄附金をもとに被災地・被災者への支援を、目に見える形で市民とともに進めることを目的とした「東日本大震災被災者等支援基金」(以下「支援基金」という。)を創設することとなった。

## 2 他自治体の事例

支援基金の検討の時点で、東日本大震災に関連する基金を設置していた自治体の例として大阪府と愛媛県があった。

大阪府は、避難者の当座の生活資金の支援を目的とした「支援見舞金」の原資とするもので、6月末までの受付のものであった(その後、9月以降に被災地からの修学旅行の受け入れを中心とした被災者支援にも活用することとなった。)

愛媛県は、避難者の生活支援の他、被災地への支援物資の輸送の支援や被災地の児童・生徒の支援など、広くかつきめ細かく支援を行う事業の原資とすることを目的として、設置期間を定めない、「東日本大震災被災者等支援基金(愛称:えひめ愛顔の助け合い基金)」を設置していた。

## 3 制度設計にあたって

支援基金の具体的な制度設計に当たっては、次の点について検討する必要があった。ただし、広範囲に甚大な被害を及ぼした大震災から1ヵ月しか経っていない時期であり、また、国の財政措置など、詳細が不明な事項もあったことから、実務上の具体的な調整は支援基金設置後、運用しながら行うこととした。

### 財務会計制度上の位置付け

寄附金を活用して被災地・被災者の支援を進める場合、地方自治法施行規則第12条の5第2号の「災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券」に当たるものとして、寄附金を歳入歳出予算に計上せず、歳計外現金として取り扱う方法も考えられた。

しかし、歳計外現金は、市の所有に属しない、法律または政令の規定により本市が保管する預かり金であり、「物資のような目に見える形」にすることは不可能であること、歳入歳出予算に計上しないことにより「市民の目に見える形」が実現できない恐れがあることなどから、寄附金を歳計現金とし、歳入歳出予算に計上することとした。

#### 活用内容

寄附金を積み立て造成した支援基金の活用内容は、被災地向けに本市が行う支援物資の調達と、本市内で避難生活を送る方々に対する就学や生活の支援を想定した。

#### 寄附金受付口座の開設

日赤義援金への寄附金は、募金箱への小額現金の寄附もあるように、本市の歳計現金ではないため現金による寄附も可能である。

一方、ふるさと応援寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)の場合には、寄附者から申込書を受け、その後納付書を送付し、寄附者が納付書を用いて金融機関で払い込みの手続きを行うことになっている。

支援基金は、歳計現金として歳入歳出予算に計上することから、ふるさと応援寄附金と同様に納付書で収納することを検討した。しかし、日赤義援金と比べ手続きに時間と手間を要することや、支援基金への積立額を歳計現金の中で明確に区分して管理し、「目に見える形」で日々明らかにする必要があることが課題となった。

そこで、会計室と協議の上、市内金融機関に寄附金受付専用の口座を開設し、寄附者は窓口での振込手続きだけで寄附できるものとした。

#### 日赤義援金との関係

日赤に係る事務は、健康福祉局と区役所で取り扱っており、日赤義援金への寄附はこれらの部署で受け付けていたことから、支援基金への寄附もこれらの部署に申し出があることが想定された。

また、日赤義援金と支援基金のどちらに寄附するかは、市の側で誘導せず、寄附者の意思を尊重する必要があった。

そのため、それぞれの特徴を広く市民に周知することを目的に、市ホームページの中の日赤義援金と支援基金の案内のページの前に、それぞれの特徴や寄附金の活用方法の違いを比較したページを作成した。加えて、区役所においては、各区総務課長の協力を得て、寄附を目的に来訪した方へのそれぞれの寄附の比較表を作成した。

#### 国の財政措置

今回の震災では、広範囲に及ぶ甚大な被害の状況や、震災の時期が年度末であったことから、国においても、平成 23(2011)年度当初予算成立直後の短時間に、補正予算や、地方税の減免措置に対する補填などの財政措置が行われることが想定された。

また、被災地では、県知事が被災地の市町村に災害救助法の適用を決定するとともに、被災地の県知事から神奈川県知事に対し救助の応援要請が行われ、避難所の供与や食料、飲料水、被服等の供与などの 8 項目について本市が実施した場合の費用は、神奈川県を通じて被災地の県に対し求償できることとされた。

さらに、これまでも自然災害による地方の特別な財政需要は特別交付税の算定対象であったが、国会では震災前から、12月と3月に限られていた特別交付税の交付について大規模災害時には随時配分できることとする地方交付税法改正案が審議されていた。3月31日の改正法成立後、最初の特別交付税の特例交付が4月8日に行われ、本市に対しても、3月中に行った避難所の運営や、被災地への職員支援に係る経費を対象に特別交付税が交付された。

#### 基金条例の一部改正

地方自治体の基金は、地方自治法により、「条例で定めるところにより」設置するものとされ、本市では、原則として基金条例で基金の名称と目的を定めていることから、新たな基金の設置には、基金条例の一部改正が必要となった。

支援基金は、市民からの寄附金を積み立て、必要に応じて取り崩して被災地・被災者への支援に係る事業の財源として活用することになることから、基金条例第3条第1号に定める積立基金とした。

## 補正予算への計上

震災発生後、本市でも災害対策本部を設置し初動対応を図っていたが、所要となった歳入歳出予算は、既定予算の範囲内の限られたものであった。

4月5日には、災害対策本部を改組した「東日本大震災対策本部」が設置されるとともに、支援基金の設置と被災地・被災者への支援の原資として活用することが早期に実施する取り組みとして決定されたことから、支援基金の積み立て、取り崩しおよび充当する事業の歳出予算を含め、所要となる補正予算を編成した。

## 4 支援基金設置と受付開始

一部の課題は積み残しながらも、所要の手続きを終え、基金条例の一部改正と、支援基金を含む平成23年度補正予算が地方自治法に基づく市長の専決処分により成立したのは4月19日であった。これに合わせ、支援基金のチラシを作成し、庁内各所や市内の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関の268店舗の窓口に配布した。さらに、市ホームページへの掲載、市議会や報道機関への情報提供を行い、万全とはいえないまでも、できる限りの対応を図った。

そしてその翌日から支援基金への寄附金の受け付けを開始している。

## 5 寄附の状況

支援基金を創設した4月19日の翌20日から1月末日までの約9ヵ月強の間に市民の皆さまなどから409件、9,950万円を超える寄附が基金に寄せられている。支援基金設立当初の4月から6月にかけては各月1千万円（4月と6月は3千万円）を超える寄附が寄せられた。8月から10月にかけては各月200万円前後で推移し、11月および12月では、再び上昇に転じたものの、1月には30万円台に低下している（図1）。

寄附の方法については、横浜銀行、川崎信用金庫およびJAセレサ川崎の各金融機関に開設した「川崎市東日本大震災被災者支援金口座」に市民の皆さまなどから直接振り込んでいただいている。なお、当該金融機関の本支店間の振り込みと東日本銀行、横浜信用金庫および芝信用金庫の本店・支店の窓口から、上

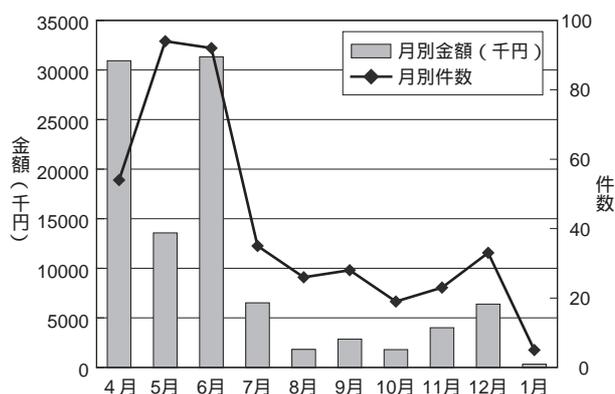


図1 東日本大震災被災者等支援基金の推移

記の金融機関の口座への振り込みについては、振込手数料を無料とする協力をいただいている。

## 6 支援の状況

支援基金を活用した援助については、大きく分けて被災自治体への物資の支援などと本市域内へ避難された被災者などへの支援を実施している。支援基金の用途については、市長を本部長とした東日本大震災対策本部会議において大枠が決定される。

### 被災自治体への物資の支援など

本市では、被災自治体への物資の緊急支援などについて、震災発生直後から市民の皆さまへ生活必需品（下着、タオル、オムツなど約10品目）の募集を行い、集まった物資を神奈川県を通じて被災県へ搬送した。同様な取り組みが全国各県などを通じて行われたことから、被災した各県などでは4月末には支援物資を保管する場所が飽和状態となり、これ以上支援物資を受け付けられない状況となっていた。しかしながら、テレビニュースや新聞報道で周知されているとおり、被災現場では不足しているさまざまなものがあることなどから、被災した地域で今まさに必要としている物資を迅速に支援するために支援基金を活用している。

支援に当たっては、被災地の市民などからの情報提供に基づくもの、被災自治体からの要請に基づくもの、被災地に派遣した本市の職員の把握に基づくものなど、被災現場のニーズに即した物資を支援している（表1）。

なお、平成24（2012）年1月末現在も、被災地から要請のある石油ストーブや福祉自動車などの調達

をそれぞれ健康福祉局、総務局などで順次行っているとある。

本市域内へ避難された被災者への支援

市内に避難している方が自立した生活へ円滑に移行することを支援するため、「川崎市東日本大震災避難者支援金制度」を6月9日に立ち上げ、被災世帯への支援を開始した。支援金は大きく分けて、川崎市

に避難された全世帯に関するものと、教育委員会で支援を実施している小・中学校を除く、高校、幼稚園および保育園に通っている世帯に関するものである。

また、本制度の対象となるのは、全国避難者情報システムへ登録している世帯で次のとおりとなっている。

基準日（6月9日）現在で、前記システムへ登録している世帯で、本市内の公営住宅をはじめとした応急仮設住宅などで自立した生活を始める世帯を対

表 1 支援物資

種類	支援先	金額（千円）	支援開始時期	支援内容	担当部課
市民からの情報提供に基づく支援	大船渡市暮石コミュニティセンター避難所	208	平成 23 年 6 月	包丁 30 本、ザル大 30 個、ザル小 30 個、ポウル 30 個、カラーボックス 60 個	
被災自治体からの要請に基づく支援	石巻市役所	315	平成 23 年 7 月	扇風機 50 台	総務局 危機管理室
	釜石市役所	315	平成 23 年 7 月	扇風機 50 台	
	釜石市災害支援ボランティアセンター	1,704	平成 23 年 8 月	ボランティア活動用工具・金物各種、飲料水 100 箱、土のう袋	
	いわき市技能職団体連絡協議会	738	平成 23 年 9 月	インパクトドライバー 20 台	経済労働局 労働雇用部
	釜石市社会福祉協議会	170	平成 23 年 10 月	土のう袋 5,400 枚	健康福祉局 地域福祉課
宮古市災害ボランティアセンターほか 31 か所	9,587	平成 23 年 11 月	石油ストーブ 833 台		
被災地に派遣した職員の把握に基づく支援	気仙沼市立気仙沼中学校避難所	295	平成 23 年 7 月	ゴザ 50 枚、掃除機 6 台、充電式ファン 10 台	総務局 危機管理室
	気仙沼市役所	1,733	平成 23 年 7 月	スポットエアコン 50 台	
	南三陸町仮庁舎	1,868	平成 23 年 8 月	ノートパソコン 20 台、プリンター 5 台	
とどろきアリーナ避難者への支援	とどろきアリーナ避難者の一部世帯	414	平成 23 年 8 月	とどろきアリーナ避難所の閉鎖後、日赤の家電 6 点セットが届くまでの間、6 世帯に家電を提供。	

表 2 支援金・補助金

種類	支援先	金額（千円）	支援開始時期	支援内容	担当部課
避難者支援金（自立支援金）	当市への避難者（市内の公的住宅等に居住する方）	12,900	平成 23 年 7 月	141 世帯（うち単身 24 世帯）に対し、各 100,000 円（同 50,000 円）を支給決定した。	健康福祉局 地域福祉課
避難者支援金（支度金）	当市への避難者（市外に居住する方）	1,500	平成 23 年 7 月	50 世帯に対し、各 30,000 円を支給決定した。	
避難者支援金（就学・就園支援金）	当市への避難者（高等学校等・幼稚園等に通う方）	2,850	平成 23 年 7 月	57 名に対し、各 50,000 円を支給決定した。	
避難者就学援助	当市への避難者（小中学生の保護者）	694	平成 23 年 5 月	小学生 75 名、中学生 23 名に対し、学用品、給食費等の支援	教育委員会事務局 学事課
原子力発電所事故による自治体への支援	福島県内の警戒区域等に指定された 12 自治体	3,000	平成 23 年 8 月	富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、飯館村、川俣町、広野町（各 250,000 円）	健康福祉局 地域福祉課

象に自立支援金として10万円（単身世帯は半額）を支給する。

基準日（6月9日）現在で、前記システムへ登録している世帯で、市外へ居住地を移す世帯を対象に支度金として3万円を支給する。

高等学校へ転入学または編入学した避難者を対象に就学支援金として5万円を支給する。

幼稚園または保育園に転入園した避難者を対象に就園支援金として5万円を支給する。

なお、6月9日時点で被災地から本市へ避難している世帯は約300世帯であり、対象の全世帯および6月10日以後に本市に避難している世帯のうち高校、幼稚園および保育園の年齢に該当する世帯に申請書類などを郵送している。1月末日現在、248件、1,725万円を支給決定している（表2）。

#### その他の支援

支援基金を活用したその他の支援として、川崎葵ライオンズクラブからいただいた寄附を原資として、福島第一原子力発電所事故の放射線の影響により福島県内の避難区域などに指定された富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、飯舘村、川俣町および広野町の計12自治体に対して各25万円（計300万円）の支援を8月に実施した。また、本市に避難している世帯のうち、川崎市立の小・中学校に通っている生徒児童に対し、教育委員会が被災児童生徒就学援助を実施しており、支援基金から支援している。

## 6 おわりに

---

本市では支援基金を活用した被災地（者）支援とは別に、震災発生後から被災地への職員派遣などの人的支援やとどろきアリーナでの避難所設置、住宅の援助などの物的支援を多方面から実施し、被災自治体（岩手県、宮城県、福島県、千葉県および仙台市）に対しては見舞金をお渡ししている。

また、日赤が実施している義援金の募集と応急仮設住宅などでの新たな生活へ移行する際の洗濯機・冷蔵庫・テレビなど家電セットの配布に関する事務や、社会福祉協議会をはじめとする市関連団体とも協力して

支援を実施しているところである。

今後についてもこれらの支援と併せて、支援基金に引き続き市民の皆さまの温かい思いをお寄せいただくことにより、継続した取り組みとして実施していければと考えている。

# 被災地派遣を振り返って

～ 派遣職員 4 名からの報告～

総務局人事課 担当係長 **鹿島 智** / 財政局資産税管理課 家屋・償却資産係長 **岡田 康弘**  
健康福祉局精神保健福祉センター 課長補佐 **熊切 眞奈美** / 消防局警防課 課長補佐 **山本 久夫**

本市では東日本大震災の被災地に本市職員を派遣し、被災地の応急・復旧活動の支援を行っている。

避難所支援、被災地家屋調査、医師・保健師・こころのケア、緊急消防援助の業務に従事し、被災地における支援業務に従事した職員に、当時の状況や感じたことなどを聞いた。

最初に被災地の姿を見て、どのように感じましたか。

鹿島 気仙沼駅から歩いてしばらくは平然とした状況が続いていたものの、海岸に近づくと状況が一変し、家が壊れ車が転がっているあま



**鹿島 智**  
総務局人事課  
担当係長

5月7日～14日、宮城県気仙沼市立気仙沼中学校避難所の管理運営に従事。



海岸沿いの被災状況

りの惨状に言葉をなくし、茫然としました。

熊切 まるで海の一部と化した畑に無造作に自動車が重なり浮かび、建造物や電柱に使用

されていたと思われる鉄骨や送電線が、津波の威力で絡み合い道路を塞いでいる。海に浮かぶコンビナートの石油タンクや船からは灰色の煙が出て臭いが漂っている...「夢ではなくこれが現実の世界なんだ」と衝撃を受けました。

被災地ではどのような業務に携わったのでしょうか。

鹿島 本市から宮城県気仙沼市への派遣の第1陣として、気仙沼中学校避難所において、気仙沼市役所職員、他都市職員、自治労および一般ボランティアの方々と協力し、避難者や近隣住民への食事の提供、支援物資の調達・配布、炊き出しなどの調整、仮設住宅や2次避難所の申込受付業務を行いました。

積極的に行動することで自らも被災者である気仙沼市職員の負担を少しでも軽減したい、また、第2陣以降の本市職員の円滑な避難所運営のために本市との連絡を欠かさないようにしなければと意識して業務に当たりました。

岡田 地震や津波によって被災した建物について「全



**熊切 眞奈美**

健康福祉局精神保健福祉センター  
課長補佐（診療相談担当）

3月17日～21日、宮城県仙台市宮城野区において、健康相談、健康チェック、感染症予防に従事。



岡田 康弘

財政局資産税管理課  
家屋・償却資産係長

5月22日～27日、宮城県仙台市泉区において、被災家屋調査業務に従事。

壊」や「半壊」などの被害の程度を認定する被災家屋調査業務を担当しました。

この調査結果に基づいて発行される「り災証明書」

は、被災地の方々にとって早急に必要のものであり、被災家屋の調査は短時間で的確に行わなければなりません。そこで機動力確保のため現地に川崎市の公用車（軽自動車）を持ち込み、自分たちで運転をして調査効率を図るなど、特にスピード感を強く意識して業務に当たりました。

熊切 医師、保健師、運転手から成る保健・医療班の第1班の保健師として、宮城県仙台市宮城野区で健康相談、健康チェック、感染症予防などに当たりました。

派遣された当日は雪の降る寒い日でした。暖房もなく、お湯を入れたペットボトルを足元に置いて寝ましたが、お湯の温度が高すぎたのでしょうか、キャップが緩んで漏れた水の冷たさに目を覚ましました。

これまでの日常生活のありがたさを痛感するとともに、被災地の皆さんの避難所生活の心労を思っ自分奮い立たせ、一人一人に歩み寄り話を聴くことを大切に業務に当たりました。

山本 3月14日から18日までは、緊急消防援助隊神奈川県隊第2次派遣隊の川崎市隊副隊長として、宮城県仙台市宮城野区岡田地区、蒲生地区一帯および七北田川河川敷において津波による行方不明者の検索・救助活動に当たりました。

東北自動車道を降りて仙台市内へ進出し、道路渋滞で停車したときに、我々緊急消防援助隊車両に向かい両手を合わせ、頭を下げられる仙台市民の方々を見て身震いがおき、一人



山本 久夫

消防局警防課  
課長補佐

3月14日～18日、宮城県仙台市において行方不明者の検索・救助活動に従事。また、3月24日～26日、福島第一原子力発電所3号炉の使用済燃料プールへの放水活動支援等に従事。



宮城野区保健福祉センターミーティング

でも多くの方を助けなければと使命を感じました。

3月24日から26日までは、緊急消防援助隊指揮隊参謀として、福島第一原子力発電所3号炉の使用済燃料プールへの放水活動のため、現地対策本部（いわき市総合体育館）および前進指揮所（Jヴィレッジ）において、情報収集、作戦企画、活動隊員の装備着装補助などを行いました。

Jヴィレッジに到着し、白いタイベックスーツを着装した作業員らとすれ違ったときには緊張感が走りました。派遣前から消防局内一体となって情報収集や作戦会議を行っていましたが、ミッション成功の期待と状況急変の不安が入り交ざった、複雑な心境でした。

現地で感じたことなどを、具体的なエピソードなども含めてお聴かせください。

鹿島 3・11当日の状況を毎日夢でうなされ、体調不良の日々を過ごしている方に、こちらから声を掛けてあげられない自分の非力さに心がたくなりました。しかし、少しでも皆さんの活力になるよう、元気よくテキパキ働く姿、そして元気な挨拶を心掛けました。

本市とは逐次連絡を取っていましたが、避難所のトイレトーパーが残り少なくなり、気仙沼市にも在庫がなくなった際には、避難所の方々の耳に入る前に川崎市から至急搬送してもらいました。そのときの本市の迅速な対応には全員で感謝しました。

また、避難所を任されている気仙沼市職員の、自身も被災者でありながらも、肉体的・精神的ダメージに耐えて市民のために献身的に働く姿に感銘を受

けました。被災者であっても公務員として市民のために奉仕する志を改めて実感し、自分の信念として心に刻み込まれました。

岡田 大震災後の特殊な状況下、被災された住民の方の気持ちに丁寧に寄り添いながら調査を進めることの難しさと大切さを実感しました。1日に回る調査対象家屋は20件近くありましたので、できれば1件の調査を15分程度で切り上げたいところでしたが、一生懸命に説明している申請者の話の腰を折ることなく、しっかりと最後まで話を聴くよう心がけました。中には1件で1時間近く調査を行った家もあり、「しっかりと最後まで話を聴く」には相当な忍耐力が必要で、この部分が今回の業務で一番大変でしたが、複数の御兄弟が津波で亡くなられた方のお話や、やはり津波で職場もろとも仕事が無くなってしまった方のお話など、つらい被害に遭われた方に直接お話を伺えたことは、非常に貴重な体験となりました。

また、私が派遣された泉区は仙台市の中でも内陸部に位置するため津波による被害はなかったものの、丘陵地帯でも液状化現象により建物などに想像以上の被害が出ていて驚きました。なだらかな丘陵地の多い川崎市でも同様の被害が発生する可能性があるものと感じました。

熊切 必要な衛生材料や薬品が整っていない状況で、ある物をいかに工夫して役立てるかを考えさせられました。例えば風邪の初期症状のある子どもたちに規定の分量の小児用シロップを服用してもらうとき、計量キャップが不足したため個別に配布されたペットボトルのキャップ(約5ml)を使用し分量の目安にしてもらいました。普段考えもしなかったことですが、一緒に行ったメンバーで創意工夫したことの一つです。

また、余震の続く体育館の中では不眠を訴える人が多くいました。少しでも寝てもらえるようにと巡回の精神科医師から処方薬を出してもらおうとしましたが、「家族を守るためには、寝てしまったら逃げ出せない。ビールを飲んで寝る」との返答でした。生活習慣を変えることの難しさを感じましたし、アルコール依存症の問題はここから顕在化してくるのだと思いました。



タイベックスーツを着装した隊員

「被災地」と一口に言っても、被災者の中には自分たちの故郷を愛しみ何とか復興させたいと前向きになりつつある人、絶望の淵に立たせられている人など本当にさまざまで、「被災地」として一つにはくくれないと感じました。

山本 過去に阪神・淡路大震災の派遣経験もあったので、仙台市での災害対応業務は、戸惑うことはありませんでした。とはいえ助けを求める情報の少ない中、吹雪の中で水に浸っての業務には苦労もありましたが、くじけることなく、最後まで検索活動を実施しました。活動後には隊員の汚れた顔と冷たくなった手を鍋で沸かした湯で洗わせました。

一方、福島第一原子力発電での原子力災害対応は、誰にとっても初めての経験でした。川崎市民の方々にいただいた激励のメッセージやお守りを胸に、現地入り後も情報をできるだけ集め、深夜まで入念に作戦会議や打ち合わせ、確認を行いました。

隊員が原発敷地内活動に向かう際には、一人一人に「頑張れ」と手を握って送り出しましたが、ある隊員から「もっと強く、手を握ってください」と言われたときには、それ以上の言葉を掛けることができず、拭い切れない一抹の不安を感じました。また隊員の中には、約7時間の間装備を解除できず、水分補給やトイレにも行けないまま狭い車両内で待機した者もあり、大変厳しくつらかったことと思います。これまでに培ってきた川崎市消防局の「災害現場における組織的な対応力」を発揮することができたと思います。

派遣の経験を踏まえ、被災地の復興に向けて、川崎市が、また一人一人ができることについての考えを聴かせてください。

鹿島 日々状況が変化している被災地のニーズをできる限り把握した上での支援が必要と考えます。特に人的支援については、短期的なものより腰を据えた中長期的支援が望まれ、全国市町村で協力しながら可能な限りの継続的支援ができるといいと思います。

熊切 まずは川崎市に避難している被災者や現地の被災者の声に耳を傾け、これまでの経過や現状を知ることだと思います。マスメディアや手記を通してでもよいので、私たち自身が3・11を忘れないようにすることです。また、被災地の特産物の購入や観光地に出向くことは、一人の行動としては些細なものですが、多くの人が同じように行動すれば産業振興にもつながると思います。

災害はいつ起きるか分かりません。今回の経験を通じて、その時に備えておけることはどのようなことだと考えますか。

鹿島 もしも発災したときは、職員体制の早期確保が必要になることから、平常時に家族との連絡方法や避難場所の確認をしておき、いざと言うときにできるだけ早く自分の役割に着けるようにすることだと思います。

また家族が3日間は公的支援を必要としなくてもいいだけの食料品の確保はしておきたいです。これにより、初動期の避難所の体制に極力混乱を来さな



JR 気仙沼線上に流された家屋

いようにできると考えるからです。

岡田 大規模な災害が発生した際には、市民が復興に向けた第一歩を踏み出すためにも「り災証明書」の発行が急務となりますが、今回の派遣を通して、広域的災害発生時には、被災した基礎自治体の人員のみでは被災家屋調査業務の遂行は極めて困難であると痛感しました。

安定的に現場を支えていくには、物資の支援だけでなく、震災後の早い段階から、比較的中長期の設定で職員を派遣するなどの人的な支援体制を基礎自治体間で構築する必要があると思います。政令指定都市である川崎市はこうした活動の中心的な役割を担っていくことが肝要であると考えます。

また、被災地に派遣され改めて強く感じ考えさせられたことが、基礎自治体は「住民との距離が最も近い行政機関である」ということです。地域への愛情を今まで以上に持って、コミュニケーション能力をさらに高めるべく自己研鑽に努めたいと思います。

熊切 今回の派遣で、復興の原動力は市民の支え合うまちづくりであることを教えてもらいましたので、町内会・自治会活動や地域活動の活性化を図っていくことが重要な課題だと思います。地域の一人暮らしの人、高齢者や障害者の人たちにも目を配れるように意識すること、自らも声を出して地域の人と関わっていく姿勢が大切だと思います。

山本 大規模な災害に対応すべく防災力向上のために必要な体制について考察することや、日頃からの備えと危機意識を持ち、各種防災訓練などに積極的に参加し、一人一人が地震災害に対する課題や対応策を見つけることだと思います。

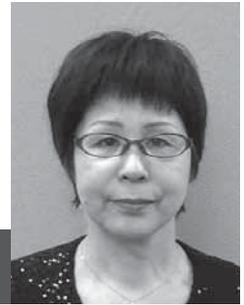
#### 【編集部から】

本記事の作成にあたっては、4人の記事を編集部で再構成した。平成24(2012)年1月末現在、川崎市職員の被災地への派遣は延べ4,500人日を超える。これからもさまざまな支援は続くものと考えられる。本稿を通じて、被災地派遣職員の体験や思いが伝われば幸いである。

# この街みんなの 元気を届けます！

～「ようこそ宮前区へ実行委員会」の東日本大震災被災者支援活動～

ようこそ宮前区へ実行委員会 目代 由美子



## 1 「ようこそ宮前区へ実行委員会」の立ち上げ

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災は、各地に大きな被害をもたらし、今も東北で被災された多くの方々が日本各地に避難している。

川崎市でもたくさんの避難者を受け入れることになり、ここ宮前区でも国家公務員宿舎を中心にいくつかの公営住宅が避難者受け入れ住宅となった。それを受けて、地域で何か支援ができないかと子育て支援グループ「子育てサポートほっぷ」と「親子で楽しく外遊びの会」の代表者が社会福祉協議会に相談に行った。それがきっかけとなり、2つの子育て支援グループと地元の宮前中央地区社会福祉協議会、宮前区民生委員児童委員協議会の四者で、東日本大震災被災者支援活動を行う「ようこそ宮前区へ実行委員会」(以下、実行委員会という。)を立ち上げた。

## 2 フリーマーケット・「ほっとサロン」の開催

避難者受け入れ住宅への入居が始まって間もない平成23(2011)年4月24日(日)に、宮崎台の国家公務員宿舎の集会室と隣接した公園でフリーマーケットと「ほっとサロン」を開催した。フリーマーケットでは、地域から寄せられた支援物資を避難者の方々には無償で提供した。日用品や食器、衣類、カーテンなど、生活するためにすぐに必要となるものが地域からたくさん寄せられ、着の身着のまま避難してきた避難者の方々に大変喜ばれていた。また、「ほっ

とサロン」では、引っ越してきたばかりで地域のことが何も分からず、不安を感じている避難者の方々に、大きく拡大した宮前区の地図を見てもらいながら、病院や学校、区役所や福祉施設、スーパーマーケットなど生活に必要な情報を提供することで、避難者の方々の不安を少しでも和らげられるように努めた。

フリーマーケットで残った支援物資を後から入居してくる避難者の方々にも、いつでも提供できるようにしたい。また、避難者の方々がいつでも地域情報を得ることができ、困った時には相談できるような場所が必要だ。この催しを開催し、改めて長期的・継続的支援の必要性を感じた。そこで、国家公務員宿舎の一室を借り、支援を行うための拠点を作れないか検討を始めた。



フリーマーケットの様子

### 3 ひまわりサロンの開設

関東財務局や区役所の支援を受け、国家公務員宿舎内の一室に、ひまわりサロンを開設した。このひまわりサロンは、日用品の無償提供、地域や自治体などからの情報提供、おしゃべり、福島県内の新聞の閲覧など、避難して来られた皆さんの交流の場となっている。

平成 23 (2011) 年 5 月 1 日に開設し、5 ~ 6 月は月曜日から土曜日まで毎日開所していたが、7 月以降は月・水・金曜日の午前 10 ~ 12 時、午後 1 ~ 3 時の時間帯に開所している。午前午後ともに民生委員・児童委員、実行委員会メンバー、ボランティアが当番として 2 人ずつ入り、支援を行っている。

開設して間もなくは、避難者の方々も生活に必要なものをそろえたり、当面の生活を考えることで精一杯で、気持ちに余裕もなく、不安な気持ちを口にされることが多かったが、月日が経つにつれて徐々に落ち着いてこられた。サロンの役割も当初は、生活面の相談に応じ、関係機関につなぐなどの支援が求められたが、ここ最近では避難者同士、または、地域の方々とのおしゃべりなどを楽しむ交流の場となっている。

### 4 ひまわりサロン以外の交流・支援活動

実行委員会では、ひまわりサロン以外にも、避難者の方々と地域の交流を目的にお食事会や外出など



交流お食事会の様子

さまざまなイベントを開催している (表 1)。

また、避難者の方々へ自治体 (神奈川県、川崎市、宮前区) をはじめ、各団体などからの情報をいち早くお知らせするために「ようこそ宮前区へ通信」(平成 24 (2012) 年 1 月末現在、11 号まで発行) を発行している他、緊急かつ重要な情報があれば、その都度お知らせを作成し、避難者の方々のお宅にポスティングしている。避難者の中には高齢の方も多く、インターネットなどで情報を得ることが難しい方もいらっしゃるので、そういった方にも情報が伝わるよう、大きな字で分かりやすい紙面にするなど、工夫を凝らし、きめ細かい情報発信を行うようにしている。また、自動車免許の更新はどうしたらよい? ハローワークの場所はどこ? 保育園入園の申請はどうしたらよい? など、情報収集のお手伝いもしている。

表 1 ひまわりサロン以外の交流・支援活動

4月24日	フリーマーケット・ほっとサロン (情報提供) を開催 (避難の 13 世帯が来訪、日用品を提供)
5月4日	泉福寺我楽多市への遠足
5 ~ 6月	家具類抽選配布会 / ブティックひまわり開催 (夏物衣類提供)
6月18日	第 1 回交流お食事会開催 (17 世帯約 40 名と実行委員会メンバーが参加)
	4月のフリーマーケット売り上げで扇風機を購入し、被災者へ贈呈
7月23日	花の台町内会盆踊り会にご招待し、特設テントにて接待
9月17日	第 2 回交流お食事会開催 (20 世帯 30 名が参加、マリンバ演奏会他)
10月9日	花の台町内会秋の運動会にご招待
10月10日 ~	地域からの募金をもとにホットカーペットを購入し、避難者へ贈呈
10月12日 ~	ブティックひまわり開催 (秋冬物衣類を提供)
10月29日	さんま祭りに参加 (主催 宮崎子ども文化センター運営協議会)
12月20日	川崎宮前ロータリークラブご招待の横浜中華街でのクリスマス会
1月11日	鏡開き (お汁粉と避難者の方々が持ち寄ったご当地料理で交流会)



ようこそ宮前区へ通信

## 5 地域からの支援

この活動に対し、地元の町内会・自治会をはじめ、泉福寺、神奈川県仏教青年会、宮前文化協会、宮前ロータリークラブなどたくさんの方々から、寄附やイベントへのご招待などの積極的な支援をいただいている。

また、実行委員会では、避難者の方々の冬支度を支援するとともに、地域の皆さんに避難や支援の状況を知っていただくために、区内各所での「募金キャンペーン」を行ってきた。キャンペーンでは募金箱を設置し、チラシを配り、活動のPRと募金への協力をお願いした。その結果、多くの方々にご協力いただくことができ、総額50万円以上の募金が集まった。その募金でホットカーペットを購入し、避難者の方々へ配布することができた。

## 6 今後の課題

実行委員会で支援活動を始めた当初より課題になっているのが、避難者の把握方法である。活動の拠点を宮崎台の国家公務員宿舎に置いているため、そこに入居している避難者の方々については比較的容易に把握でき、つながることができた。しかし、宮前区内には公務員宿舎以外にもたくさんの方々がいる。そういったの方々については把握する手段がないため、実行委員会では、区役所の被災者登録窓口にはひまわりサロンのチラシを渡し、避難者の方々にご案内していただくようお願いしている。ま

た、神奈川県が避難者孤立防止のために実施している「かながわ避難者見守り隊」事業と連携し、個別訪問した際には、ひまわりサロンのご案内や交流イベントなどのお誘いを配布していただく他、支援が必要な方については、本人の了解の上でサロンにつないでいただいている。こうした形で少しずつではあるが、区内の避難者の方々をつなぎ、支援を行ってきているが、まだ充分把握できているとはいえず、もしかしたら情報が行き届かず、いまだに孤立している避難者の方々がいるかもしれない。今後、こういった避難者に対し、どのような形でアプローチしていくかが課題となっている。

## 7 おわりに

最近では、ひまわりサロンの当番に避難者の方々もお手伝いに入るなど、支援されるばかりでなく、自分たちにできることがあればひやりたいと積極的に動く姿も見受けられるようになり、避難者の方々も少しずつ地域にとけ込んできていることを感じる。実行委員会としては、今後も避難者に常に寄り添い、孤立させないために、そして、いつの日か宮前区へ来てよかったと思っていただけるように、支えていきたいと考えている。

# 区役所サービス向上指針の改定



総合企画局自治政策部区行政改革推進担当 渡辺 和也

## 1 はじめに

本市では、区行政改革の取り組みとして「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の基本施策の1つである「参加と協働による市民自治のまちづくり」において、「区における地域課題への的確な対応」「区における市民活動支援施策の推進」「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」「市民参加による区行政の推進」の4つを位置付けており、とりわけ市民にとって最も身近な本市との接点である区役所サービスについては、本市全体のイメージ向上につながる重要な要素であることから、毎月第2、第4土曜日の窓口開設や窓口混雑期対策としての窓口臨時開設、各役所区民課でのフロア案内の配置など、これまでさまざまな取り組みを進めてきた。

## 2 区役所サービス向上の取り組み

本市では、平成15(2003)年11月、高津区役所保険年金課において、品質マネジメントの国際規格であるISO9001の認証を政令指定都市で初めて取得した。続けて平成16(2004)年12月には、多摩区役所区民課において同認証を取得し、業務手順書の整備による業務内容の統一化と継続的な業務改善の実施により、区役所サービス向上に努めてきた。これらの認証を取得する過程においては、取得事務に携わる職員や、業務改善を実践する窓口職員の意識改革に大きな成果をあげることができた。同認証

については一定の成果を得たと判断したことから、3年間の認証有効期間の経過後は認証を継続していないが、ISO9001の認証を取得する課程で得たこの成果を全区で共有し、活用するため、平成20(2008)年4月に「区役所サービス向上指針～利便性の高い窓口サービスの提供をめざして～」を策定し、この指針に基づき、各区役所でサービス向上の取り組みを進めてきた。

ISO9001の基本となる、PDCAサイクルによる継続的な改善を実施していくため、各区役所においては、市民満足度の高い窓口サービスを提供する役割を担う区民サービス部長を中心に窓口サービス向上検討委員会(各区役所で名称は異なる)を設置し、市民アンケートの実施による市民意見の把握や、業務手順の改善、研修などを通じた職員の接遇力向上に努めるとともに、年度当初に区役所サービス向上に向けた取り組み方針を策定し、前年度の取り組み結果と併せてホームページにより公表することで、市民への広報と、取り組みに対する職員の意識向上を図ってきた。これまでの取り組み内容としては、接遇研修の実施や案内パンフレットの作成、市民の利用しやすい庁舎環境の整備など多岐に渡っており、各区役所では区役所サービス向上指針に基づき、市民への効率的・効果的なサービス提供のため取り組みを推進している。

## 3 区役所サービス向上指針の改定に向けて

従来の指針は改善の手法を主にしており、各区役

所においては区民サービス部長を中心として、業務の改善を継続的に行うことにより区役所サービス向上の取り組みを行ってきた。

一方で、サービス向上の取り組み自体が、担当者の「思いや熱意」などによって左右されるなどの課題もあったことから、これまでの取り組みをさらに進めるとともに、各区役所においてサービス向上を図る上での拠りどころとして活用し、より一層の区役所サービスの向上を図るため、従来の指針にはなかった「区役所サービスとは何か」「区役所サービス向上の意味とは」など、本市として区役所サービスの向上によりめざすべき姿、サービス向上に取り組むに当たっての基本理念や基準について明確にし、区役所職員がその理念や基準を常に意識しサービス向上に取り組めるよう、区役所サービス向上指針の改定を行うこととした。

#### 4 区役所サービス向上指針改定ワーキンググループの設置

現場を反映し、区役所職員本位の指針とするために

従来の指針は、総合企画局自治政策部が主体となり、各区役所からの意見を取り入れながら策定したが、区役所職員の区役所サービス向上指針への認識はさほど高くはなかった。これは、各区役所において独自にマニュアルを作成し実行していることや、サービス向上指針が区役所職員を主体として作成された指針でないために、浸透しづらかったことも理由の一つとしてあげられるのではないかと考えた。したがって、今回の指針改定では、実際に指針を活用する立場にあって、区役所の実情をよく把握している区役所職員が主体となり作業を進めていくことによって、より区役所職員が意識しやすく、職場に

定着しやすい指針とすることをめざした。

また、策定後においても、ただ作成しただけに終わらず、各区役所における指針の活用方法を検討し、区役所サービス提供の際に必ず、職員が意識するものとして位置付けていきたいと考えた。

#### ワーキンググループの設置とメンバーの選出

先に述べたように、区役所職員による主体的な改定作業を進めるため、区役所の窓口サービスを中心的に担う部署の責任者である区民サービス部長によって構成されている、「区民サービス部長会議」の下に「区役所サービス向上指針改定ワーキンググループ」を設置し、各区役所から、課長級もしくは係長級1名、職員1名の計2名を推薦してもらい、合計14名で改定作業を進めることとした(図1)。

構成メンバーについては、当初、区民課・保険年金課などの窓口職場経験者を中心とした構成を検討していたが、区役所サービスとは何かを定めていくにあたっては区役所全体での検討が必要であることから、窓口職場に限定しないメンバー構成とした。

#### 外部コーディネーターの導入

今回の改定作業では、ワーキングメンバーの主体的な議論を行いながら進めることが非常に重要であり、今後の区役所における浸透のカギを握っていると考え、また、限られた期間内に効率的に議論を進めていくに当たっては、議論の方向性をあらかじめ定め、各メンバーの意見を引き出しつつ進行していく必要があることから、ワーキングの運営支援を外部に委託することとした。これにより外部の専門的

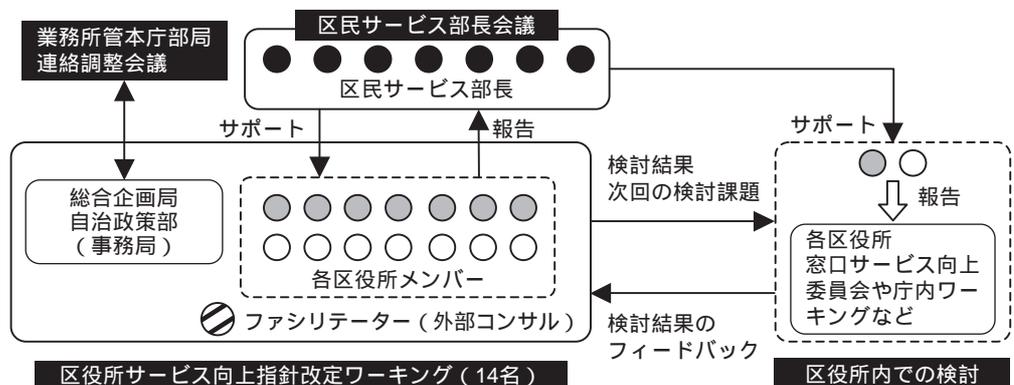


図1 検討体制

な見地からの助言を受けることで、職員目線だけではない指針作成が可能になると考えた。

## 5 区役所サービス向上指針改定ワーキングによる検討

ワーキングの進行は外部コーディネーターが中心となり、各メンバーの意見を効果的に引き出していった。

第1回のワーキングでは、メンバーのお互いのつながりと意識を深め、これから検討していく区役所サービスについての課題提供として、自己紹介の意味も含め、各メンバーがこれまでに受けて心に残ったサービスについて話し合いを行った。よいサービス悪いサービス、受け手がどのように感じ、どう考えるのか、自分自身の経験を振り返り、市民に対するサービスの提供者である職員として何が必要で、区役所サービスの向上によって何をめざすべきであるのかについて検討した。

当初は、「理念」や「めざす姿」といった抽象的な議題に加え、職員の自由な意見を引き出すためのワークショップを活用した進行スタイルに対して、メンバーにとって戸惑いもあったが、ワーキングを重ねることにより、現場の意見として自発的に活発な議論が展開されるようになった。

## 6 区役所サービスの定義

区役所サービスとは窓口だけではない  
従来の指針のサブタイトル「利便性の高い窓口

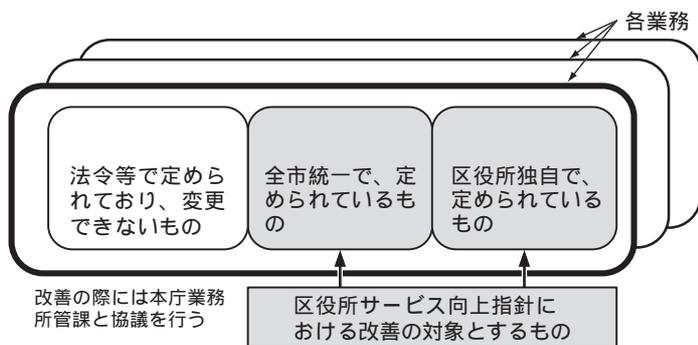


図2 区役所サービスの向上の対象範囲

サービスの提供をめざして」にもあるとおり、区役所サービスという言葉からは、住民票の発行や転出入の届け出などを扱っている、区民課などの窓口職場を想像してしまうが、区役所で行っている業務は、福祉や地域振興、道路公園関係業務など多岐に渡っており、これら全てが市民に対して提供している区役所サービスであることから、ワーキングにおいて検討した結果、新たな指針では「区役所サービスとは区役所組織において行政として市民に提供している全ての業務である」とし、検討を進めていくこととした。

これにより、快適なサービスの提供は窓口職場に限らず、区役所で働く全ての職員の義務であるという方向付けがなされた。

区役所サービス向上によるめざすものとは

「なぜ、区役所サービスの向上は必要なのか」。このワーキングでは「市民への快適な区役所サービスの提供の先には何が待っているのか」をテーマとし、市としてめざす大きな目的についてワーキングで検討した。その結果、「区役所は、区役所サービス向上により、市民とともに暮らしやすい地域社会を築く協働のパートナーとして、市民と市との相互信頼関係の構築をめざす」ことが、最終的な目標であるとの結論に至った。

平成17(2005)年4月に施行された「自治基本条例」では、市民一人一人が地域社会の課題を解決する主体であると位置付けており、また、「協働の原則」では「暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう」市民と市が協働していくことと定めている。また、同条例において、区役所の行政サービスについては「効率的・効果的かつ総合的に提供」することとしていることから、この指針では、これをさらに進め、市民と接する機会が多い区役所においてサービスの向上を図ることで、協働の前提となる「市民と市との相互信頼関係の構築」をめざすとした。

区役所サービス向上の対象範囲とは

区役所サービス向上指針では「市民と市との相互信頼関係の構築」をめざし、区役所サ-

ビスの改善を行っていくと方向性を定めたが、実際に改善について検討する際、業務のどこまでを対象範囲とするかについても、これまで明確にされていなかった。よって、ワーキングで検討を行った結果、法令に定められている部分については変更不可能であり、市・区において独自に改善できる、サービスの提供方法などを向上の対象とすることとし、議論を進めた（図2）。

## 7 区役所サービスの基本理念・基準

先に述べたように、これまでの指針には基本理念・基準について明記されていないことから、今回のワーキングにおいては、区役所目線での考え方に基づき検討を進めた（図2）。

### 基本理念

基本理念とは、区役所で働く職員が区役所サービスを提供する際、常に意識し守らなければいけない基本姿勢であり、全職員で取り組むべきものとして位置付け、ワーキングにて検討を行った結果、次のような意見があがった。

私たちは「市民生活のお手伝い」をさせていただいている立場にいることを常に意識する。

相手が何を目的として来庁しているのかを考え、（相手の気持ちに寄り添い）誠実に対応する。

正確な情報に基づき、公正・公平に区役所サービスを提供する。

区役所サービスの提供においてもトータルなコスト意識を持って対応する。

### 基準

基準とは、新規採用職員であっても、区役所職員であれば必ず守らなければいけない項目として定めることとし、これは、職員が常に意識し心掛ける目標としての基本理念とは違い、全職員が100%守らなければならない最低基準として定めていく予定である。これが基礎となり、今後、新たな項目を追加していくことによって区役所サービスのレベルを段階的に引き上げることができるようになって考えている。



各区役所区民サービス部長との合同ワーキング

## 8 今後の区役所サービス向上の取り組みに向けて

今後、具体的な基準などについて、ワーキングメンバーで検討し、最終的な指針を作り上げていくことになるが、今回改定を行う指針に基づいて、サービス向上の取り組みを行っていくためには、ワーキングメンバーや各区役所サービス向上委員会だけの取り組みに終わるのではなく、サービス向上委員会を中心として区役所全体で取り組んでいくことが重要である。今回の指針改定では、区役所での推進体制について各区役所での現状の推進体制を基に、より良い体制の構築に向け、区民サービス部長会議において検討を行った。

また、職員一人一人がサービス向上を常に意識し、現状における課題を発見し、その解決に向けて行動するためには、職員の意識改革も必要である。快適な市民サービスの提供には基本的な接遇能力などの向上も必要であり、「第3次人材育成基本計画」とも連携し、接遇指導者による研修などを通じ、人材育成の取り組みも併せて進めていく必要がある。

今後は、この新たな指針が区役所サービスの提供における基本的な考え方として職場に浸透するよう、その活用方法について各区役所の状況に合わせて検討していきたいと考えている。

このワーキングで検討してきたことに基づき、「市民と市との相互信頼関係の構築」のため、「市民に寄り添い、市民生活のお手伝いをする」ことを常に意識し、区役所サービス向上の取り組みを進めていきたい。

# 市税事務所構想

～新たな税務組織構築への道のり～



財政局 市税事務所整備担当部長 小金井 隆一

## 1 はじめに

平成23(2011)年12月5日、従来、7区役所に置かれていた税務部門が再編成され、3カ所の市税事務所と1カ所の市税分室が設置されるという、大きな組織改革が実施された。

近年、地方分権の進展に伴い、国から地方へ税源移譲されるなどの地方税重視の地方財政制度への変革が徐々に行われ、市税の賦課徴収に係る市の責任がいつそう重くなってきている。また、度重なる税制改正や個人市民税の負担変化に対する市民の関心の高まり、本市の市税が過去最大の減収から大幅に回復しない状況、人口の増加に伴う納税者の増加など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本稿では、こうした市税を取り巻く環境の変化に対応するため、税務行政のあるべき組織体制について検討してきた経緯を中心に、新たに築きあげた組織体制を紹介することとしたい。

## 2 税務行政の新たな組織体制検討の必要性

### 税務行政の現状と背景

本市は「財政危機宣言」以降、行財政改革を市政運営の最重要課題に位置付け、4次にわたる行財政改革プランを策定して、全力をあげて改革に取り組んできたが、依然として行財政環境は厳しい。また、税源移譲などにより、個人市民税の賦課徴収に対する業務量が増加しているものの、それに対応する税

務職員の増員を行うことは大変難しい状況にある。そのため、限られた人的資源を有効活用して、税務行政の基本理念である適正・公平を維持しながら、効率的・効果的な事務執行を実現する方策を、幅広い観点から検討し迅速な改革を行うことが求められているのであって、「歳入の根幹である市税収入の確保」、「税制改正や税源委譲に対応した適正な課税の推進」、「納税者に対する説明能力の向上」、「税務職員のスキルアップ」などを念頭に置いた税務組織の整備が不可欠なものとなっていた。

### 従来の税務事務組織の課題

#### 区役所における税務事務執行上の課題

区役所は、福祉や地域コミュニティといった地域活動や生活支援などの地域に密着した市民と行政の協働拠点となっている。一方で、市税の賦課徴収に関連して、納税者の所得や固定資産の調査、財産の差し押さえなどの法的強制力を伴う事務執行が行われている。一つの組織が、このように大きく異なる機能を有していることを市民にきちんと理解してもらうのは、非常に難しいといわざるを得ない。そこで、市民に対する行政サービスの拠点である機能と、税を賦課徴収する機能の分離を図るとともに、税務事務の統一的な処理やレベルアップを通じて、市民や社会のニーズの変化に迅速に対応できるよう、組織を強化することにより、それぞれの目的が明確化され、市民の理解が得られやすくなるものとする。

また、従来の税務組織において、一部の例外を除

いて市税の賦課徴収権限は、市長から委任を受けた区長にあった。言い換えれば、執行主体は区長であったのに対し、税務事務の運営に関する企画や指導の権限は財政局長にあり、税務事務における執行主体（区長）と指導主体（財政局長）が一本化されていないため、組織目的の徹底に余分の手間が掛かったり、責任の所在が曖昧になってしまいかねない可能性を否定できなかった。

#### 頻繁な税制改正

課税主体の如何を問わず、税の在り方は継続的に見直しを重ねられており、個人市民税を例にとっても、近年、配偶者特別控除（配偶者控除上乘分）の廃止、公的年金等控除の縮減、老年者控除の縮減、定率減税の廃止、年金からの特別徴収制度の創設など、必要に応じて頻繁に制度の改正が行われている。この税制改正に伴う税負担の変化により、市民の市税への関心はより一層高まってきており、これまで以上に厳正な税務事務執行や職員の説明責任能力の向上が求められているところである。

#### 税務経験の短期化

国の税務職員は多くの割合が、国税専門官などの専門職として採用され、採用後も計画的な人材育成が行われている。地方自治体でも、東京都においては税務職員の経験年数は平均 21 年と長いですが、本市は 11 年という平均経験年数となっている。

また、全庁的なルールに基づき、区役所の職員は区長権限による人事異動が行われることから、税務経験年数の長期化や区を越えた税務業務間での人事交流を行うことが難しく、事務の均衡化や標準化が困難となっている状況にある。

さらに、計画的な研修制度により税務専門知識を習得させても、その専門知識を活用できないうちに税務部門外へ異動となるなど、計画的な人材の育成や組織の強化が困難な状況もある。

#### 税務に係る事務量の増加

近年、地方分権論議の高まりと軌を一にして、国が徴収した税を補助金や交付税で地方に再配分する形から、税源移譲を行って地方の権限・責任を拡大し、地方自治体自ら賦課徴収する地方税重視の税体系へと移行が進んでいる。もちろん、移譲されるのは賦課徴収する権限であり、収収そのものが移譲さ

れるわけではないことから、課税客体が増加し、従来以上に、課税客体的確な捕捉、滞納処分の厳正な執行による歳入の確保などを図っていかなければならない。さらに、再び個人の市民税を例にとれば、税源移譲により市税の負担感が高まることから、その使途はもちろんのこと、市税の賦課徴収に対する市民の見方はより一層厳しいものになると考えられ、個人市民税にとどまらず、市税全体の賦課徴収事務に関する、市民への説明責任がますます重いものとなってきている。

#### 人口 1 万人当たり税務職員数の他都市比較

これまで述べてきたような環境変化の中でも、行財政改革を推進していく立場からは、それに対応する税務職員の増員を行うことは大変難しい状況にある。参考までに、各政令市の人口 1 万人当たりの税務職員数を比較すると、多い順に名古屋市 5.30 人、京都市 4.77 人、大阪市 4.45 人と続き、本市は政令市中 13 番目の 3.36 人と、低位にある。

このように、税源移譲、頻繁な税制改正に伴う税制度の複雑化、市人口の増加に伴う納税義務者の増加などが税務事務に及ぼす影響は非常に大きなものがあり、これらの環境変化に対応するためにも、税務行政の高度化と組織の強化、簡素・効率化を図ることは喫緊の課題となっていた。

### 3 税務事務の市税事務所への集約化

#### 市税事務所の主な効果

前述したような状況の下、限られた人的資源を活用し、効率的・効果的な事務執行を行っていく必要は、いやが上にも高まっていた。そこで、市は、次のような効果をもたらすことを目的として、従来、7 区役所に置いていた市税の実務部門を、市税事務所として集約することを決断したところである。

#### 税務職員の質的向上

より適正な人員の配置が可能な執行体制を構築し、市税の賦課徴収にかかる事務の中核となる職員を各事務所に分散して配置することにより、専門知識やノウハウの共有、継承をより円滑に行うこと。加えて、長期的な計画に基づく研修などにより、納税者に対する説明能力の向上等税務職員のスキルアップを図

ること。

#### 簡素で効率的な執行体制の構築

従来、各区役所が分掌していた法人市民税、事業所税などに係る事務は、一つの区役所を単位とする事務量が少ないため、これを集約することとする。この結果、従来、1人の職員の担当業務の小さな一部分に過ぎなかったこれらの事務を、専門的に行う職員を配置することが可能となり、市民への初期対応などが迅速に行えるようになるとともに、職員間での専門知識やノウハウの共有が可能となる。事務の標準化も進められ、効率的な執行体制の構築を図ることにもつながると考えられる。

#### 市民サービスの向上

市税事務所設置の効果は、行政内部にのみ及ぶものであってはならない。市民への効果も当然に求められるものである。一つ例をあげるならば、これまで市税に関する申告書の提出は、住所地や法人の所在地など、特定の区役所でしか取り扱うことができなかった。しかし、市税事務所化に伴って、どの市税事務所においても対応できるようになる。

また、市民のニーズが高い市税の証明書交付については、市税事務所で取り扱うとともに、区役所内に市税証明発行コーナーを設置し、引き続き証明書の交付を行うことで市民の利便性を維持する。さらに、税一般の相談業務に応じる日数を増やすとともに、個人の市・県民税の申告時期には区役所に会場を開設するなど、市民サービスの向上を図っていく。

#### 市税事務所の体制などについて

であげた効果を実現させるために市税事務所を設置するに当たり、何カ所の市税事務所を、どこに設置するかなど、その体制の在り方については、次

のような検討を行った。

#### 市税事務所の設置数の検討

税務行政の高度化、組織の強化と簡素・効率化の実現が可能となるよう、あらゆる面からの検討が必要であったが、事務を集約化し拠点数を少なくすることによるメリットとしては、

- ・指揮命令系統や、組織目的の明確化が図れる。
- ・納税者のニーズや、社会経済情勢への対応が容易に行える。
- ・事務処理の標準化が図りやすい。
- ・1事務所単位では、各事務の担当職員が増え、組織的な取り組みが容易に行える。

などが考えられる。反面、いずれの点についても、極端な集約化を行うと1組織が肥大化し、結果として十分な効果が得られないことも想定されることから、他都市や他官庁の状況および市民の利便性や、調査業務などの事務執行の効率性を勘案して、次のような検討を行った。

#### ア 他都市との状況比較から

川崎市と地形や人口密度、市街化の状況が類似し、かつ集約型の市税事務所を開設した、大阪市や札幌市、名古屋市を参考にしてみると、表1のようになり、川崎市では3つ程度の市税事務所を設置するのが、妥当と思われた。

#### イ 市民のアクセスから

市税事務所までの市民のアクセスについて、徒歩と電車などを利用して来庁する場合をシミュレートすると、3または4事務所を設置するとすれば、市内のどこからでもおよそ40分程度となるが、2事務所では最大110分近くかかることとなってしまうことから、3または4事務所が妥当と思われた。

市域内の税務署、県税事務所とのバランスの検討

表1 市税事務所の設置数（平成17（2005）年4月現在）

	川崎市			札幌市	名古屋市	大阪市
	2事務所	3事務所	4事務所	5事務所	6事務所	7事務所
1 事務所当たりの市税調定件数	2,687,259	1,790,839	1,343,129	1,415,593	1,551,632	1,837,762
2 事務所当たりの人口	663,506	442,337	331,750	376,173	369,177	438,135

市内には、税務署、県税事務所がそれぞれ、3カ所設置されている。地方分権、税源移譲が進む中、「住民に最も身近な自治体」である本市の税務窓口拠点、これらよりも少ない数となることは適当ではなからう。また、国、県の税務部門との連携も踏まえ、市民の各税に係る相談などが行いやすい環境を検討する必要もあることから、市税事務所の設置数・設置場所については、税務署、県税事務所とのバランスに配慮する必要があった。

#### 市税事務所の設置場所に関する検討

納税者の利便性の観点から考慮した場合、

- ・市税事務所の設置場所は、従来の7区役所から税務に係る窓口拠点数が減少する物理的デメリットをできる限り緩和するために、交通の便のよい主要ターミナルでの設置が望ましい。
- ・区役所で行っている各種事務との連携から、いずれかの区役所の近傍が望ましい。

市税事務所の設置数、税務署・県税事務所などとのバランス、設置場所に関する検討と方針付けは以上のとおりであり、税務署・県税事務所の設置場所なども踏まえ、市税事務所の設置場所としては、川崎駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺の3つのゾーニングを基本とすることとした。

一方、中原区については、

- ・2025年まで7区の内最大の人口を抱え、人口増は2035年まで続き、その後も人口減は比較的穏やかで、高津区に次ぐ人口を抱え続けることが見込まれていること。
- ・川崎市域の中心に位置し、JR横須賀線の武蔵小杉駅が開業するなど、川崎駅に匹敵する高度な交通結節点としての整備が行われ、本市の新たな玄関口として交通機能の強化が図られ、市民の集客する拠点として発展する地域である。市民の利便性の向上という観点からも、前にあげた3つのゾーンに加えて、武蔵小杉駅周辺にも、窓口拠点を設置することが望ましいと思われること。

これらを総合的に判断して、川崎駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺に市税事務所を設置し、武蔵小杉駅周辺に市税分室を設置することとした。

市税事務所などのより具体的な設置場所は、交通

の便のよい主要ターミナルで、区役所の近傍ということ視野に入れながら検討を進めた結果、

- ・「川崎駅周辺」に設置する事務所は、名称を「かわさき市税事務所」とし、設置場所は、市役所本庁舎及び川崎区役所周辺の、賃貸事務所を含めた既存の庁舎を中心に検討する。
  - ・「武蔵溝ノ口駅周辺」に設置する事務所は、名称を「みぞのくち市税事務所」とし、設置場所は、武蔵溝ノ口駅、高津区役所周辺を中心に検討する。
  - ・「新百合ヶ丘駅周辺」に設置する事務所は、名称を「しんゆり市税事務所」とし、設置場所は新百合ヶ丘駅、麻生区役所周辺を中心に検討する。
  - ・「武蔵小杉駅周辺」に設置する事務所は、名称を「こすぎ市税分室」(みぞのくち市税事務所の分室)とし、設置場所は、引き続き中原区役所内とする。
- こととしたものであり、最終的に確定した設置場所などは、次頁の図1のとおりである。

#### 市税事務所機能と、新たな区役所機能

本稿のまとめとして、組織改革に伴い、新たに設置した市税事務所の機能と、税務部門が分離された後の新たな区役所機能を概説すると、次のようになる。

##### 市税事務所機能

各市税事務所(市税分室含む)は、個人の市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税の課税・徴収事務を所管し、市税に係る証明書の交付も行う。

また、法人市民税、事業所税、市民税(特別徴収)および固定資産税のうち大規模な償却資産およびこれに付随する家屋などの課税事務、市外の滞納者に対する滞納整理業務については、市全体分を集約し、かわさき市税事務所で一括して行う。

##### 新たな区役所機能

従来、区役所で行われていた証明書交付など、市民のニーズの高いサービスは、区役所に証明発行コーナーを設置し引き続き行う。また、市民税・県民税の申告時期については区役所に申告窓口を開設する。さらに、税務相談業務については、現行の週3日から週5日に拡充して行う。

## 4 おわりに

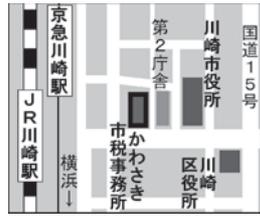
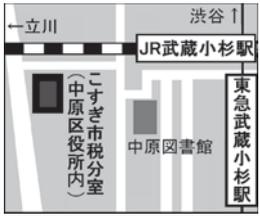
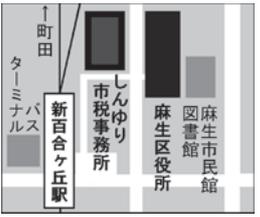
これまで、本市では税務事務の効率化に取り組んできた。大量の情報を電算化して処理を行うため、キーパンチャーによるデータ作成から始まり、バッチ処理によるデータ化、そして、オンライン処理と進めてきた経緯がある。それと並行して、行財政改革にも積極的に取り組んできたところであり、今回の市税事務所体制への移行は、これらの取り組みの集大成ともいえるものではないだろうか。本市の税務組織としては、当面、決定的な体制を構築できたと確信してはいるものの、今後の社会情勢の変化や

IT化の進展により、さらに、組織の高度化、効率化が求められる時代の到来が、目の前に見え隠れしているようにも思える。

その時代々々に合った組織体制を構築することは、市にとって必須の課題である。したがって、今回の組織改革は一つの通過点であり、常に、時代に即応した組織体制を見据える意識を持ち続けていく必要がある。

今後、税務組織の運営に携わる後進職員たちには、今回の改革を検証しつつも、よりよい体制を構築しようとする目を持ち続けてもらいたいと考えている。

### 担当区域・所在地

かわさき市税事務所	こすぎ市税分室	みぞのくち市税事務所	しんゆり市税事務所
担当区域：川崎区・幸区	担当区域：中原区	担当区域：高津区・宮前区	担当区域：多摩区・麻生区
〒210-8576 川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル1～4階	〒211-8570 中原区小杉町3-2 4 5 中原区役所3階	〒213-8576 高津区下作延2-7-6 0	〒215-8576 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン5階
 (代)044-200-3938	 (代)044-744-3113	 (代)044-820-6555	 (代)044-543-8988

一部の業務については、次のとおり全市域分をかわさき市税事務所で行います。

### 市税事務所（市税分室）の業務別お問い合わせ先

市税事務所（市税分室）の主な業務	お問い合わせ先	電話番号			
		かわさき	こすぎ	みぞのくち	しんゆり
個人の市民税・県民税 (給与所得者に係る特別徴収を除く)	市民税課市民税係	200-3882	744-3231	820-6560	543-8958
固定資産税・都市計画税(土地) (家屋・償却資産)	資産税課土地係	200-3956	744-3241	820-6565	543-8971
	資産税課家屋係	200-3958	744-3243	820-6567	543-8973
市税の納付	納税課	200-3890	744-3225	820-6571	543-8982
市税の証明書の交付・閲覧 市税の還付 市税の口座振替納付	市民税課管理係	200-3962	744-3222	820-6559	543-8957
軽自動車税	市民税課管理係	200-3963	かわさき市税事務所ですべて全市域分を取り扱います。 (原動機付自転車等の手続きは各市税事務所・市税分室で行います。)		
個人の市民税・県民税(給与所得者に係る特別徴収)	法人課税課	200-2209			
法人市民税・事業所税		200-3966			

### 区役所で引き続き行う業務

申告の受付や原動機5年度以上前の証明書交付など、一部を除きます。)  
 市税の証明書の交付・閲覧に関すること(5年度以上前の証明書交付など、一部を除きます。)  
 申告時期の個人の市民税・県民税申告受付(幸・宮前・多摩区役所のみ) 市税に関する一般的な相談

( 12月5日事務所開設時に配布したチラシの掲載内容から抜粋 )

図1 市税事務所の設置場所および業務内容

# セレスモスと地産地消の 取り組みについて



経済労働局農業振興センター農地課 主任 地引 俊輔

## 1 川崎の農業の概要

本市は、神奈川県東北端、多摩川右岸に位置し、北は東京都、南は横浜市に隣接している。市域は、最長約 33.1km、最短約 1.2km と南東から北西にかけて細長い。北西部一帯は多摩丘陵に連なり、腐植に富む黒ぼく土壌が堆積している。市内河川は多摩川水系または鶴見川水系のいずれかに属し、それぞれ沖積低地が広がっている。

年平均気温は 15.8℃、年間降水量は 1,689mm、年間日照時間は 1,964 時間(横浜気象台 平年値)で、農業生産に適した気象条件となっている。市内農地面積は、昭和 60(1985)年には 911ha であったが、平成 22(2010)年には 476ha となっている(農林業センサス)。農地は川崎区から麻生区まで分布しており、市域面積 144.35km<sup>2</sup>(14,435ha)の約 3.3% を占めている。農家戸数は、昭和 60(1985)年には 2,327 戸であったが、平成 22(2010)年は 1,257 戸となっている(同)。

本市農業は野菜、果樹、花きなどの園芸作目、酪農、養豚、養鶏等の畜産など、多種多様な経営が展開され、県下トップクラスの技術を持つ農家も数多く存在する。市内で生産された農産物は「かわさきそだち」と総称され、シンボルマーク貼付による販売が行われている。キャベツ、ウメ、シクラメンなど 20 種 25 品目については「かわさき農産物ブランド」に登録され、高品質な農産物として安全・安心な供給体制が確保されている。トマト、ブロッコリー、ハウレンソウ、ナシ、禅寺丸柿ワイン、パンジーは

かながわブランド品に選定され、また、馬絹の花桃はかながわ名産 100 選に選定され市場からも高い評価を得ている。

## 2 大型農産物直売所「セレスモス」

本市で生産された農産物の主な出荷先は、市場、小売店、市内各所にある直売所などである。しかし、平成 20(2008)年 4 月にセレス川崎農業協同組合(以下「JA セレス川崎」という。)直営による大型農産物直売所「セレスモス」(当初売場面積 309m<sup>2</sup>)が開設され、出荷先の選択肢が広がった。

神奈川県内には、売場面積 300m<sup>2</sup>以上の大型農産物直売所が 7 カ所ある。地産地消を推進するため神奈川県が助成を行っていることもあり、ここ 10 年間で相次いで開設されている。

県内の大型農産物直売所の走りとしては、平成 14(2002)年にオープンした JA はだのによる「はだのじばさんず」(秦野市)がある。年間売上金額は 9 億円(平成 22(2010)年)に達し、平成 21(2009)年には店舗を拡張するなど(450m<sup>2</sup> 617m<sup>2</sup>)、県内最大級の売場面積を誇っている。

年間売上金額で見ると、トップを走るのは JA さがみによる「わいわい市」(寒川町)。売上金額は年間 10 億円を超える。平成 22(2010)年 12 月には 2 号店(藤沢市)がオープンした。

他にも、ジェラートを製造販売する、JA あつぎの「夢末市」(厚木市)、JA 湘南の「あさつゆ広場」(平塚市)、イートインコーナーを併設した JA よこすか



大型農産物直売所「セレスモス」

葉山の「すかなごっそ」(横須賀市)など、各所特色を打ち出した大型農産物直売所が開設されている。

売上金額に占める管内産農産物の割合を地場産率というが、県内の農産物直売所の地場産率は総じて高く60～70%である。他県の農産物直売所の地場産率は5割を切るところも少なくなく、30～40%という店舗も存在する。並み居る県内大型農産物直売所の中でも「セレスモス」の地場産率は群を抜き、75%に達する。毎年6～7月の夏野菜の収穫期には80%を超え、他の大型農産物直売所を大きく引き離している。単価の高いトマトを中心とした果菜類が出荷のピークを迎えるからであるが、地場産農産物が所狭しと並ぶ様は圧巻である。JAセレス川崎は、市域中南部の農産物出荷を促進するため、宮前区内にある経済センターで集荷し「セレスモス」へトラック輸送を行っている。高い地場産率の裏にはこのような取り組みもある。

「セレスモス」の年間売上は、平成20(2008)年に約3億7千万円、平成21(2009)年に約5億円、平成22(2010)年に約5億8千万円と増加している。また、来客数(レジ通過数)は平成20(2008)年に約25万人、平成21(2009)年に約31万人、平成22(2010)年に約33万人と増加しており、平成23(2011)年7月15日には累計100万人を突破した。

### 3 セレスモス開設の経緯

大型農産物直売所「セレスモス」は、麻生区黒川に開設されている。同地区は本市の農業公園づくり事業の展開地であり、「セレスモス」は同事業の核施設として位置付けられている。一方、JAセレス川崎は、「セレスモス」を新鮮・安全・安心な農産物の提供の場、消費者と生産者の交流の場として位置付けている。

平成18(2006)年6月、大型農産物直売所の開設に向け、JAセレス川崎内に準備室を設置した。採算性の調査、店舗立地の選定、関係法令手続きの調整などが行われるとともに、出荷者の確保が行われた。当時、JA総合研究所によると、「セレスモス」規模の直売所で恒常的に市内産農産物を確保するには、300人の登録農家が必要とされた。準備室は市



地場産農産物が並ぶ「セレスモス」の店内

内各地で実施された説明会などで登録を呼びかけ、また、各支店でも登録活動が行われた。

現在は軌道に乗る「セレスモス」だが、開店前は不安視する生産者も多く、登録数が伸び悩んだ時期もあった。既存の直売所との競合や、同時期に隣接地のはるひ野で開店する大型スーパーとの住み分けの問題、地場産農産物の確保など、準備室には厳しい意見が寄せられた。だが、準備室をはじめ関係者の粘り強い活動もあり、既存の直売会からは全面的な協力を取り付け準備作業は進められた。また、当初懸念されていた大型スーパーが販売する農産物は仕入れ物が中心であるため、住み分けが可能であると判断された。

平成 19 (2007) 年からは、開設に向けた動きが本格化する。1 月には土地所有者と賃貸借契約を締結。4 月には農産物直売所基本計画が立てられ、愛称の募集が開始された。同時に、市内 13 カ所での地区説明会が順次実施された。5 月からは、野菜・果樹・花きの部門別の栽培講習会、加工品講習会、加工施設個別相談などを実施し、直売向け品目の確保、増大をめざしている。6 月には、造成工事に着工。愛称も「セレスモス」に決定している。ちなみに、セレスモスとは、古代ギリシャ語の「セリスモス(収穫の意)と JA セレス川崎をかけた造語である。10 月には建築工事に入り、翌 20 (2008) 年 3 月に建築工事が完了している。

出荷登録者は 284 人と、目標の 300 人に達しなかったものの、平成 20 (2008) 年 4 月 23 日にはプレオープンし、4 月 26 日にグランドオープンとなった。その後、好調な販売実績に支えられ、平成 23 (2011) 年 11 月には売場面積を 392m<sup>2</sup>に拡張、駐車場も拡大しリニューアルオープンしている。

一方、法令手続きについては、開設予定地の法的規制の解除に向け、平成 18 (2006) 年から本市と神奈川県が協議を開始。平成 19 (2007) 年 2 月に農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)に基づく農業振興地域整備計画(以下「農振整備計画」という。)の変更を行った。3 月には農地法に基づく農地転用許可申請、都市計画法に基づく開発許可申請が行われ、5 月に農地転用許可、開発許可が下りている。

## 4 出荷奨励措置

JA セレス川崎および本市においては、農産物の安定的な販売拠点を確保し出荷を促進するため、数々の奨励措置が取られている。まず、JA セレス川崎による奨励措置としては、販売委託手数料減額措置がある。「セレスモス」への出荷は委託販売という形をとるが、出荷した農家は、農産物・加工品の売上金額の一部を手数料として JA セレス川崎に納めなければならない。県内の大型農産物直売所の出荷手数料は、おおむね売上金額の 15% である。この手数料を平成 20 (2008) 年から平成 22 (2010) 年まで、15% から 10% に減額する措置がとられた。

また、加工施設を設置するための関係官庁申請手続き費用などに対し、一定額の助成が行われている。食品衛生責任者養成講習会費用や、許可申請手数料がその対象となっている。加えて、「セレスモス」への出荷を目的とした簡易農業用施設の設置費用の助成も行われている。ビニールハウスなどの設置について、資材費の 25%、一棟当たり 5 万円までの助成金が支払われている。

川崎市による助成措置としては、JA セレス川崎を経由して出荷者に交付される出荷奨励金がある。年間売上高の 2% 相当額が交付されており、平成 20 年度は 382 万 2 千円、平成 21 年度は 607 万 3 千円、平成 22 年度は 683 万円が交付された。

これらの出荷奨励措置の効果もあり、出荷登録者は、開設時の 284 人から 403 人(平成 22 年度末)にと増加している。出荷登録者が増加したことで耕作面積も広がり、平成 20 (2008) 年当初 3.9ha であった農業振興地域内の遊休農地面積が、平成 22 (2010) 年には 1.2ha となり、1/3 以下に減少している。

間接的に農家の出荷意欲を高めている事業もある。まず、売上金額上位者表彰。毎年 1 回「セレスモス」内で開催される出荷者大会で、野菜・果樹・花き・加工品などの各部門の売上金額上位者 5 人が表彰されている。次に、出荷登録者に対する売上情報メール配信サービス。出荷した農産物・加工品の売上状況が、リアルタイムに出荷者に通知される仕組みである。筆者は、携帯電話の画面を見る農家から、その日の販売状況を見せていただいたことが複

数回ある。

その他の事業として、月1回の割合で開催される食育ソムリエによる試食会が開催されている。また、季節ごとに行われる多摩川梨フェア、柿フェア、シクラメン・パンジーフェアなどの展示・相談事業や鉢植えなどの実習を伴った交流推進事業も好評である。

## 5 今後の課題

好調な「セレスモス」であるが、売上金額の上昇カーブは緩やかになってきており、いずれ頭打ちになるとJAセレス川崎関係者は見ている。売上金額を伸ばすには、仕入れ量を増やすことが近道だが、地場産率の低下を招く。売上金額の増大と地場産率の維持を図るために、端境期の出荷を狙った農産物の栽培体系の確立や、加工品の充実などが課題となっている。そのため、関係指導機関による出荷者向け講習会や、JAセレス川崎の営農指導員による個別指導が行われ、栽培技術の向上などが図られている。また、開店当初から周年取り扱うことができる特産品づくりの必要性が指摘されており、関係者が検討を行っている。

## 6 農業振興地域整備計画

大型農産物直売所「セレスモス」は、本市の農業公園づくり事業に位置付けられている他、川崎農業振興地域整備計画において、大型農産物直売所およ

び交流拠点施設として位置付けられている。

農振整備計画は、農振法の規定に基づき、市域に農業振興地域の存在する市町村が定めることとなっている。農業振興地域の整備のための公共投資などの施策は、農振整備計画に基づき推進することとされている。なお、農業振興地域は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し一体として農業の振興を図ることが相当である地域について、都道府県知事が指定するものである。本市においては、麻生区岡上、黒川、早野の3地区合計281haが指定されている。

農振整備計画は、農業振興を図るために講ずべき施策の具体的な実施方向を定める（農振整備計画上の）マスタープランと、当該施策による効用が十分に発揮されるための土地利用の方向性を定める農用地利用計画から成っている。マスタープランは、農業生産基盤の整備開発計画、農業近代化施設の整備計画、生活環境施設の整備計画など、主にハード整備を主眼とした計画から構成されている。

これまで、本市の農業振興地域において農業生産基盤の整備開発計画で位置付けた土地基盤整備事業を実施し、圃場や農道などの農業インフラを整備した。また、農業近代化施設の整備計画によって温室や機械格納庫を建築し、生活環境施設の整備計画により農村広場などを設置した。

一方、農用地利用計画では、定められた用途以外に利用できない土地「農用地区域」を指定している。川崎市における農用地区域の用途は「農地」（農振法上は「農用地」という。）「農業用施設用地」のいずれかである。この農用地区域の指定・保全の方向性



市民との交流



黒川地区には農村風景が広がる

## 7 まとめ

については、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)で示されている。平成 21 (2009) 年の農振法の改正で基本指針は改定され、農用地区域面積の確保目標が設定された。全国の農用地区域内農地面積は、平成 21 (2009) 年には 407 万 ha であったが、10 年後の平成 32 (2020) 年には 415 万 ha とする目標が掲げられており、8 万 ha の増加をめざしている。それを受け、神奈川県は「農業振興地域整備基本方針」を作成し、平成 32 (2020) 年までに農用地区域内農地面積を 6% 増加させる目標を立てている。

農振整備計画は市町村の計画であるが、その策定・変更には都道府県知事との協議が求められ、農用地利用計画についてはさらに都道府県知事の同意を得なければならない(農振法第 8 条)。そのため、農用地区域の除外を内容とする変更については厳しく審査され、市町村に対しては農用地区域の増加(編入)が求められている。

平成 20 年度の大型農産物直売所「セレサモス」の開設に当たっては、農業近代化施設の整備計画、生活環境施設の整備計画への位置付けと、その敷地となる農用地区域の除外を内容とする農用地利用計画の変更を行った。農用地区域の除外については、地域の農業振興に資するものであるか、近隣農地への影響はあるか、担い手への農地集積に支障はあるかなど、神奈川県から詳細な調査が求められた。

平成 23 年度の「セレサモス」敷地拡張にあっても、開設時同様、農業近代化施設の整備計画、生活環境施設の整備計画、農用地利用計画の変更を行った。農振法改正後初の計画変更ということもあり、拡張面積の必要性や、代替性の有無など、具体的数値や客観的状况など、詳細な資料が求められた。

今後の施策展開によっては、「セレサモス」のさらなる発展も考えられる。さらに農用地区域の除外を行う可能性もあるが、農用地区域内農地面積を 6% 増加させるといふ神奈川県の「農業振興地域整備基本方針」とは相容れない。目標達成のためには、基盤整備を行っていない農地を農用地区域に編入することも検討せざるを得ない。土地所有者の抵抗感もあるが、農振制度について丁寧に説明し、理解を求めていくことが必要である。

平成 24 (2012) 年 4 月には明治大学黒川農場が開場する。「セレサモス」とともに黒川地区における農業公園づくり事業の二大拠点が整備されることになる。今後、同事業においては、農村風景を活かした川崎型グリーンツーリズムを推進するなど、ソフト事業に軸足を移していく。しかし、農村風景の維持には農家の継続的な営農活動が欠かせない。地元農家との会合を重ね地域課題を洗い出し、課題解決のため関係各局と連携して着実に農振整備計画を実施し、営農環境を整えていくことが重要であると考ええる。

本市農家のポテンシャルを最大限引き出すためにも、広く市民にかわさきの農業の底力を知ってもらうことが必要である。その第一歩として「セレサモス」に足を運び、ぜひ地産地消に参加していただきたい。

# 多摩川緑地 バーベキュー広場の開設

～バーベキューは気持ちよく～

建設緑政局多摩川施策推進課 計画調整係長 丸山 浩史



## 1 これまでのバーベキュー利用の現状と対策

川崎市内の多摩川河川敷は、市街地に隣接した貴重な自然空間であり、日常的な散歩や市民の憩いの場、スポーツ利用などで親しまれている。特に、高津区二子橋周辺の多摩川河川敷は、交通の便がよく、手軽に多摩川を訪れることが可能である。一方では、平成8（1996）年頃からインターネットや各種情報誌で紹介されたこともあり、バーベキュー利用が増加し、それに伴い、バーベキュー利用に伴うゴミの大量発生・不法投棄や夜間の花火などによる騒音、周辺住宅地での排泄行為など、モラルの低下による迷惑行為も増加した。

このため、国や鉄道事業者など施設管理者および近隣住民の代表者を交え、バーベキュー対策会議を開催し、マナー啓発を中心とした対策として、チラシの配布やポスターの掲示、河川敷内にゴミ置場の設置などを進めてきたが、問題の解決には及ばず、抜本的な解決が求められていた。

ここで、これまでに市に寄せられた苦情や要望などを踏まえ、バーベキュー利用に起因する問題点を以下のように整理した。

- ・深夜の花火、音楽演奏などによる騒音の発生
- ・排泄行為、駅前のたむろ、ゴミの投棄などの発生
- ・多摩川本流への入水に起因する水難事故の危険性
- ・駅および周辺施設のトイレの使用による各管理者の負担増
- ・バーベキュー利用により発生したゴミ処理費用についての市費負担増 など

また、これらの問題点を解決するための課題を抽出すると次の2つがあげられた。

1点目は迷惑行為の低減である。元来、国の管理下にある河川敷部分は個人が利用する場合、治水などに影響のない範囲で「自由使用」とされているため、利用時間や利用ルールなどの制限がない。こうしたことから音楽演奏や花火などが日中から深夜にかけて行われるなど、周辺への迷惑行為となっていた。

2点目は市費負担の軽減である。バーベキュー利用に伴い発生したゴミについては、持ち帰りを呼び掛けていたが、多くの利用者は持ち帰るように見せかけて、周辺のマンションやコンビニのゴミ集積所に捨てる状況が発生した。こうしたことから緊急避難的に河川敷内にゴミの置き場を設置し、市が処理を行っていたが、ゴミの処理費用が年々増えていった。

これらの課題の解決に向けた対応方針を決定するに当たり、バーベキュー利用の全面禁止や有料化による対策が考えられたが、河原部分を利用した施設の運営事例が少ないことに加え、地元への迷惑行為やバーベキュー利用者の実態を把握した上で検討することが必要であると考えたため、ルールや受益者負担を設定した社会実験を行い、課題点を精査し、本格実施に向けた対応方針を策定することとした。

## 2 社会実験の実施

平成22年度の社会実験概要  
社会実験の期間は平成22（2010）年9月1日か



社会実験の様子

ら 30 日までの 1 カ月間とし、実施区域や利用時間、利用ルールなどを定めて行うとともに、利用者からはゴミ処理費用や会場の運営経費として 6 歳以上 1 人につき 500 円を徴収した。また、バーベキュー利用に伴う迷惑行為を防ぐため、次頁の図 1 に示すとおり、周辺区域を含めて占用許可を取得し、24 時間体制で巡回パトロールを行った。

なお、有料化の社会実験を実施するに当たり、何を根拠に料金を徴収するかという大きな問題があった。今回のケースでは、社会実験を予定している区域は、川崎市が公園としての管理はおろか、国からの占用許可も取得していない区域であったため、市が条例に基づき、利用者から使用料などを徴収するための根拠がなかった。このため、財団法人川崎市公園緑地協会の協力を仰ぎ、公園緑地協会との共同で行う体制とした。

具体的には、川崎市が国土交通省から包括占用の許可を取得した後、川崎市公園緑地協会に財産を貸し付けることとした。このため、業務分担としては、川崎市公園緑地協会が管理運営を担当し、川崎市は社会実験のための暫定的なインフラ整備や周辺区域の警備などを行った。

#### 社会実験の結果ととりまとめ

社会実験期間中の来場者数は 1 万 4,040 人であり、収入は約 690 万円、支出は約 585 万円であった。また、実験を行うための施設設置や夜間警備費などとして約 450 万円を支出した。

利用者アンケートでは、約 9 割の利用者が料金徴

収について理解を示した他、500 円の金額設定についても、約 8 割の利用者が妥当と回答した。

一方、近隣住民のアンケートでは、バーベキュー利用を認めてもよいとの回答は約 7 割であった他、バーベキュー利用者に必要な負担を課すべきとの意見は約 9 割であり、迷惑行為の状況については、改善されたとの回答が約 8 割であった。

こうしたことから、収支状況や住民アンケートなどを踏まえ、全面禁止のパターンと利用可能区域を定めて利用制限・有料化をしたパターンの 2 つのパターンで比較するとともに、必要な措置やバーベキュー利用を可能とする区域などを検討した。

まず、バーベキューそのものに対する対応であるが、「全面禁止」は、バーベキュー利用による臭いなどの迷惑行為の低減が期待できるが、年間 10 万人近くいるバーベキュー利用者のニーズに応えておらず、利用者が他の地域に流れることで迷惑行為が広範囲に拡散してしまうことが考えられた。さらに、バーベキューの利用者を排除するために川崎市内の多摩川の全エリアで警備を実施する必要があるが、そのような手法は現実的ではないと判断した。

一方、バーベキュー利用が可能な地域を定め、「利用制限・有料化」した場合は、利用者のニーズに応えられるとともに、利用者から施設の維持管理費用など相当額を徴収することで市費負担の軽減を図ることができる。利用者アンケートの結果からも大部分が有料化に理解を示していることから、有料化を実施したとしても他の地域への拡散は少ないと考えた。また、迷惑行為は完全に消滅するわけではないが、利用制限としてルールを定めたことによる迷惑行為の低減は、社会実験の結果からも明らかとなっている。

こうしたことから、「利用制限・有料化」のパターンで今後の実施に向けた検討を行うことが適当と考えられた。また、多摩川におけるバーベキューについて適正な利用を図るにあたっては、近隣住民などへの迷惑行為低減のために徹底的な場内管理が必要であるとともに、料金を徴収するが故、一定の提供水準の確保も必要なことから、管理能力の効率化・集中化を図るため、現時点ではバーベキュー利用可能区域を限定することが必要であった。この利用可

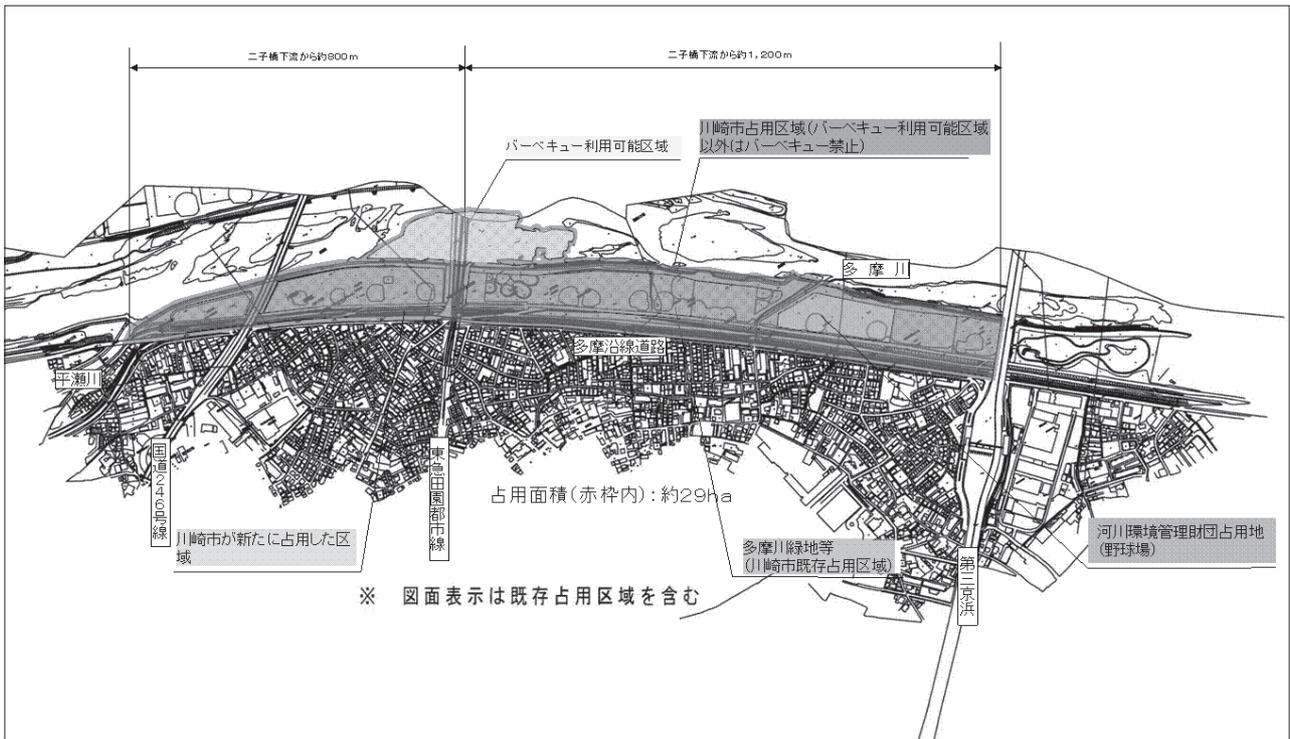


図1 社会実験区域

能区域については、社会実験を含めた検証について、当該地域の住民代表を交えたバーベキュー対策会議で熟度が深められたことや、その実験の結果も一定の効果がみられたことから、社会実験を行った高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域と定めた。

これらを「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画(案)」として、平成22(2010)年11月に取りまとめを行った。

### 3 本格実施に向けて

「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画(案)」について、平成22(2010)年11月末から12月末にかけてパブリックコメントを行い、平成23(2011)年1月末に「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」を策定した。

適正利用計画の策定後は、速やかにバーベキュー対策を実行するため、バーベキュー利用可能区域を都市公園区域に編入するとともに、有料のバーベキュー広場として位置付けるため、平成23(2011)年の3月議会に都市公園条例の改正議案を提出した。この改正議案には、利用時間が定められた有料施設

としての位置付けだけでなく、柔軟な管理運営が行えるように平成24(2012)年4月からの指定管理者制度を導入する都市公園としての位置付けも併せて行った。

### 4 運営開始からの状況

平成24(2012)年4月からの指定管理者による運営となるまでの1年間については、市自らが、警備業務や使用料の収納事務、ゴミの収集・処分など、多くの業務を委託して管理運営を行っている。

平成23(2011)年4月1日から運営を開始した多摩川緑地バーベキュー広場は、運営開始から約1カ月経過した5月3日には1日の利用者数が4千800人を超え、その後も、土日を中心に1日当たり、2千人から3千人の利用があった。また、開設から約9カ月が経過した12月下旬の時点では、総利用者数が約11万5千人となっている。

今回、バーベキュー広場の開設に当たり、有料施設となる旨の広報は行ったが、収入を伸ばすためのバーベキュー広場の宣伝活動などは一切行っていないにもかかわらず、11万5千人の利用があったことから、高津区二子橋周辺でのバーベキュー利用の二

ズが依然として高いことがわかる。

なお、情報発信については、ホームページにバーベキュー広場の利用時間や利用ルールを掲載した他、天候の急変により、バーベキュー広場を閉鎖した場合に、利用者向けの情報発信を行うため、ツイッターを活用した。ツイッターについては、市のパソコンでの情報更新を基本としながらも、休庁日にも情報を更新する状況が度々発生したため、携帯電話などから情報の更新を行うなど、柔軟に対応した。

一方、バーベキュー広場は河川敷内の施設であることから、安全性の確保が最優先で求められていたため、国土交通省が行っている気象データの配信サービスや川崎市防災気象情報を活用し、随時、天候状況を把握できる体制を確立した。具体的には、川崎市防災気象情報では降雨の予想やレーダー情報が随時更新されるため、この情報を基に、降雨による影響などの有無を検討し、閉鎖の判断を行った。なお、急激な水位上昇により、利用者に緊急避難を要請する事態を避けるため、わずかな降雨であっても広場の閉鎖を行い、利用者の安全確保に努めたことから、河川の水位上昇による利用者の水難事故は発生していない。

この安全確保については、利用者だけを対象としたものだけでなく、河川敷に設置されているベンチやトイレなどの構造物も対象となる。これはベンチやトイレの破損を防ぐ目的ではなく、水位上昇により、これらの構造物が流出し、堤防などへの悪影響を避けるためである。

バーベキュー広場においても、トイレの増設や管理棟を設置していることから、出水時の撤去対象となっており、平成 23 年度も幾度となく撤去と再設置を行った。幸いなことに、多摩川緑地全体が水没する事態は発生しなかったが、過去においては、平成 19 (2007) 年の台風や平成 20 (2008) 年の集中豪雨の発生時は、多摩川の水位が上昇し、野球場や広場が水没する事態も発生していることから、指定管理者制度へ移行した後においても、これまでと同様に、市においても情報収集を行い、安全の確保に努めていく必要がある。

一方、周辺への迷惑行為の状況については、平成 22 年度まではバーベキュー利用に起因する苦情や

要望が当課に多く寄せられていたが、平成 23 年度については、当課に直接寄せられたバーベキュー利用に起因する苦情は数件であった。平成 23 年度に実施した地域へのアンケート調査においても、広場を開設したことにより、迷惑行為は改善されつつあるが、依然として迷惑行為は発生している状況も見受けられるため、さらなる改善を行っていく必要がある。

また、利用者からは、利用ルールや利用時間などについての問い合わせがあった他、これらについての苦情や改善要望が多く寄せられたことから、利用者へのサービス改善も行っていく必要があるが、周辺地域の迷惑行為の原因とならないように十分注意する必要があるため、今後の管理運営を行っていく上での検討課題となっている。

## 5 今後の対策と他地域における対応方針

平成 23 (2011) 年 4 月から運営を開始した多摩川緑地バーベキュー広場は、延べ利用者数が 11 万人を超えたが、他地域でのバーベキュー利用は数は少ないものの依然として行われている。

平成 22 年度に策定した「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」では、他の地域については禁止を原則としながらも、ニーズや地域の意向を踏まえて決定することとしていることから、今後、これらの地域におけるバーベキュー対策会議を設置し、全面禁止を基本とした対策を策定する予定である。

また、平成 24 年度からは指定管理者制度による管理運営を開始する予定となっており、今後の広場の運営については、単に市費負担の軽減と迷惑行為の低減をめざすのではなく、地域社会への貢献や利用者へのサービス向上も求められている。このため、水洗トイレや洗い場の増設、堤防からバーベキュー広場へのアクセス経路の改良などを行うとともに、地域のイベントへの積極的な協力なども行い、地域の理解を得ながら、多摩川の魅力のさらなる向上を図っていきたい。

# 中原区「大型集合住宅住民組織支援事業」の取り組み

～地域コミュニティの充実をめざして～



中原区役所地域振興課長 川添 文夫

## 1 はじめに

中原区の現況～大型マンションの建設～

中原区は、武蔵小杉駅周辺をはじめとする区内各所での再開発や横須賀線武蔵小杉駅の開業などにより、周辺からのアクセスがよい利便性の高い魅力あるまちとして、近年多くの転入者を迎え、大変勢いのあるまちである。

その転入者の多くは、区内各所の再開発エリアに数多く竣工した大型マンションの住民であるが、現在も建設中、建設予定のマンションがあり、今後も人口増加の勢いは衰えそうにない。

これらの大型マンションの特色としては、まず入居者に30～40歳代の子育て世代が多いこと、そして、セキュリティが高い構造ゆえ、「要塞の街」と訳される、いわゆるゲーテッドコミュニティに近い様相を呈していること、さらに立地自体が工場跡地であったり社宅跡地であるため、これまで無人またはその地域に長く住む前提ではない人が居住していた地域であったことにより、その周辺コミュニティの輪に入っていないという性格も有している。加えて、入居者自身も町内会・自治会活動といった既存コミュニティと距離をおくスタンスであることも特色の一つであるといえる。

大型マンションの抱える課題と事業立案

これらの背景から周辺地域との接点を持たずにいた住民が、同一マンション内においても人的交流が少ない環境下で、子育ての不安や高齢者の孤立化など、「個」では解決できないさまざまなニーズ・課題が生じるにつれて、人と人のつながりによって解決する有効性に気付きはじめ、コミュニティについて意識の変化が見ら

れるようになった。この傾向は、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災の発生でより顕著なものとなったが、大型マンションでは自治組織が確立されていないところが多く見受けられ、何らかの組織が必要とされている状況にある。

こうした状況下で、区役所としては既存のコミュニティだけでなく、マンション住民の生活スタイルを生かしながら、「マンション住民が地域の役割を果たしていくための基礎となる組織」を形成することをめざし、中原区「大型集合住宅住民組織支援事業」を平成22年度から事業展開しているところである。

## 2 事業の概要

事業実施までの道のり

大型マンションでは、高度なセキュリティにより、居住フロア以外への立ち入りも容易ではないといった現状があり、周辺地域はもとより同一マンション内での人的交流も希薄になりがちである。また、行政を含めた周辺地域との接触機会が少なく、さまざまな情報が得にくいという事情があった。

そこで、区の職員が各大型マンションの管理組合を個別訪問し、区の考え方、事業内容を直接説明に回った。コミュニティづくりは、人と人が顔を合わせ、コミュニケーションを図ることから始まる。これは行政が当事業を実施するのにも共通する基本事項である。根気強く、休日、夜間を問わず、マンションを回る日々であった。

何度も足を運ぶうちに、各大型マンションとは顔の見える関係となり、次第に協力を得られる土壌が培われてきた。また、行政による一方的な事業ではなく、

マンション住民とともに作り上げる事業というスタイルで、マンション側の積極的な参画を促すことにより、結果として win-win の図式ともなった。

次に実際の取り組みについて述べていくこととした。

### 3つの概念によるコミュニティづくり

大型集合住宅住民組織支援事業では、武蔵小杉駅周辺再開発地域をはじめとした区内大型マンションの住民に対して、

マンション内のコミュニティづくり、マンション同士のコミュニティづくり、マンションと周辺地域とのコミュニティづくりという、3つの要素を取り入れたアプローチを実施することとした。

まず マンション内のコミュニティづくりであるが、まずはマンション内での交流機会を創出するため、「地域デビュー講座」と題し、マンション内の誰もが自由に通れるスペースであるロビーにて、コミュニティをテーマとした「ロビー講座」を開催するとともに、「音楽のまちかわさき」の象徴の一つである東京交響楽団や子育て世代を意識してマタニティコンサートの先駆者であるフルート奏者吉川久子氏による本格的な「ロビーコンサート」を実施することで、多くの人を呼び込む方策をとった。

毎回、ロビーいっぱいの参加者があり大変好評を博したが、実際にマンションコミュニティ委員会の活動が活発になるなどの成果も見られた。

次に マンション同士のコミュニティづくりであるが、立場を同じくするマンション住民同士が意見交換を行う場として、「地域デビュー講座」のフォローアップも兼ねて、専門家を講師としてワークショップを実施した。各マンションでコミュニティ活動の核となっているメンバーが相互に交流することにより、実態に即した実効性の高い講座となった。

最後に マンションと周辺地域とのコミュニティづくりである。区民全体を対象として、シンポジウムや各種交流イベントなど、多彩な事業を展開した。具体的には、シンポジウムにおいては、大型マンションと周辺地域とのコミュニティ形成について広く考えてもらう機会として、山梨学院大学法学部長である日高昭夫教授を講師として基調講演およびパネルディスカッションを実施し、ここでも音楽のまちかわさきを推進す



シンポジウムの様子

ることも目的にコンサートを併催した。

実際に大型マンションに居住する人、町内会・自治会など既存コミュニティに属する人それぞれの立場から、地域コミュニティの在り方について考える機会となり、また、立場を異にする区民の交流の場ともなった。

交流イベントについては、藤子・F・不二雄ミュージアムのオープンに合わせ、地域コミュニティをテーマにした「ドラえもん」映画を上映することで、子育て世代の意識啓発を図るとともに参加者の交流機会とする「なかはらシネマ DE コミュニティフェスティバル」、中原区と関連のある都市との交流によって地域内交流を促進し、「ふるさとなかはら」意識の醸成を図ること、そして東日本大震災の復興支援も目的に「ふるさと交流フェスティバル」をそれぞれ開催した。双方ともに多くの来場者を集め、活気ある交流機会とすることができた。

### 大型マンション住民アンケートの実施

前述のように、さまざまな取り組みを実施してきたところであるが、そういった機会に参加していない、いまだ接点のない大型マンション住民の意見の把握は大変重要な課題である。そこで、大型マンションを戸数、築年数、立地場所などのタイプ別に分類し、区内全域の大型マンション住民約 2,500 世帯を対象に地域コミュニティ形成に関するマンション住民アンケートを実施した。

この分析結果については、前述シンポジウムにて、実際にアンケートに協力いただいたマンション住民をパネリストに加えた意見交換会も行ったことで、コミュニティ形成に向けた今後の事業展開に反映するという目的をより実効性の高い形で実現する道筋がつけられた。

### 3 おわりに

東日本大震災の発生は、地域コミュニティというものに距離感を持っていた層にも意識の変革をもたらした。以降、大型マンションの住民が防災を切り口として地域コミュニティづくりに関心を高め、さまざまな動きがみられるが、この流れをいかに住民組織形成につなげていくかが今後の鍵となる。

本稿では触れなかったが、武蔵小杉駅周辺再開発地区のNPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントは、武蔵小杉駅周辺の地域住民や市民活動団体、企業などと横断的な連携を図り、まちの維持・発展を支える仕組みづくりや活動に取り組んでいる。

また、町内会・自治会はその歴史と伝統からくる地元活力を生かしながら、住民自治活動に地道に取り組んでおり、震災後、その地力が脚光を浴びているところである。

中原区としては、NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントや町内会・自治会をはじめとする既存コミュニティの各団体とも連携し、区内全域の大型マンションにおける住民組織の形成と地域コミュニティの充実をめざし、今後も大型マンション住民と地域をつなげ、地域への愛着を育む事業を推進していく所存である。



東京交響楽団によるロビーコンサート

#### わたしの視点

## 中原のまちづくりで感じること ～住民活動の実践者として～

小杉地区町内会連絡協議会 会長 吉房 正三



小杉駅周辺を中心とした再開発による高層住宅の建設ラッシュで、まち並みが年々変化していく様は中原区の発展を如実に表していると感じる。

現在、マンション住民と周辺の住民との交流が地域の最大関心事だという話を聞くことがあるが、私の経験から言って、マンション住民と既存の周辺住民との交流を図る場合に、既存の町内会・自治会の活動をそのままマンション住民に当てはめても無理ではないかと思う。マンション住民の生活スタイルや活動の仕方と既存の周辺住民のそれは違うのではないかと感じる。町内会・自治会がどうのと大上段に構えて考えるより、中原の魅力をお互いに共有することによって緩やかに交流を図る方法が自然体でよいのではないかと。

行政の人たちに望むことは、中原の魅力を伝えるために中原にあるさまざまな施設、例えば、等々力緑地や平和館などを紹介し、新たなマンション住民が家族で遊びに行き見学できるようになれば中原の

魅力に触れられるようになると思う。そのためには、今までにも発行しているだろうが、さらに区内の魅力ある場所に行きたくするような内容の紹介が満載したガイドブックの発行や魅力ガイドツアーなどを実施してもらいたいと思っている。

さらに、高層住宅を建てる場合、周辺の住民も含めて利用できるような商業施設や病院などの公共施設を併設して利便性を高め、そして、公園、広場、空間なども併設して、普段は憩い遊ぶ場所として利用しながら、いざ災害時には建物の住民だけでなく、周辺の住民も含めて避難できるような場所を作ることが必要ではないか。それにより、マンションの住民だけでなく、周辺の住民も含めた利便性が高まることにより、魅力あるまちを共有できることになる。

このように、住民の交流を進めるには、行政のハードとソフトの力を借りながら、私たち地域住民の緩やかな交流活動を活発にしながら、地域全体によるまちづくりが不可欠なのである。

# 介護予防のまちづくり

～高津公園体操の取り組みから～

高津区役所地域保健福祉課 高田 裕美



## 1 はじめに

平成 12 (2000) 年、高齢者の介護を社会全体で支えていくことを目的として、介護保険制度が開始された。しかし、急速な高齢化を背景に介護保険給付費は上昇の一途をたどり、平成 16 (2004) 年には、制度開始時の 2 倍以上に膨れ上がったため、平成 18 (2006) 年の介護保険法の改正では、従来にも増して介護予防の重要性がクローズアップされた。

それに伴い、川崎市においては老人保健事業や介護予防事業などの地域活動に関して、誰もが理解し、参加できる施策展開が求められることとなった。

高津区役所保健福祉センター（以下「センター」という。）では、昭和 50 年代から、地域での健康づくりグループの育成・支援に力を注いできた。

そこで、これらの健康づくりグループに働きかけ、健康運動指導士と共同で手軽な介護予防運動である「高津公園体操」（以下「公園体操」という。）を開発し、その普及に取り組んできた 5 年間の経験を紹介し、今後ますます進むとされる高齢化社会における地域課題に対しての保健師としての活動の可能性を述べたい。



公園体操実施の様子

## 2 取り組みの経緯

～健康づくりグループの実態把握～

区をあげての介護予防運動を始めるに当たり、平成 18 (2006) 年 7 月に既に活動を開始していた 31 のグループを対象に地域活動の効果や課題をどのように感じているか把握するため、アンケートを実施した。その結果、健康づくりグループに参加することの効果として、生活習慣病予防や寝たきり予防になっていると実感していることや、地域で助け合う仲間ができ、健康情報を得る場所にもなっていることなどがわかった。一方課題としては、会場が狭く新規会員の受け入れが困難なことや会場費の値上げに悩んでいるなど会場に関する課題が明らかとなった。

そこでまず、健康づくりグループを対象として健康づくり学習会を開催し、アンケート結果の報告と、同グループが平成 18 (2006) 年介護予防法改正において地域の健康づくり・介護予防の核となる団体であると行政側が認識しており、今後もセンターとともに地域のために活動してほしいことを伝えた。次に同年 10 月、各グループのリーダーなどを対象に研修会を行った。参加者からは「地域で簡単に取り組める体操があるとよい」「毎週体操があると閉じこもり者に声を掛けやすい」「見守り活動になるので取り組みたい」などの意見が出されるなど、身近な地域で介護予防に取り組む必要性の理解が得られた。これらの結果、介護予防を推進していくためには、身近な場所で定期的実施する、誰でも簡単に行える体操があると取り組みやすいことが明らかとなり、誰もが自由に参加でき、会場費もかからず、

身近な場所である「公園」での体操の普及に取り組むこととなった。

#### 【高津公園体操の特徴】

- ・要介護の大きな原因の生活習慣病、高齢による衰弱、骨折・転倒の予防をめざして、運動の3大要素の有酸素運動、筋力トレーニング、柔軟運動を組み込んだ15分間の体操。
- ・音楽に体操の説明が吹き込まれているので、指導者がいなくても簡単にできる体操。

### 3 実施内容

#### モデル地域での公園体操の立ち上げ

地域での公園体操実施に向け、まず始めにモデルとなる公園体操を立ち上げた。公園体操の普及のためには、立ち上げの手法を確立し、体操の効果測定をすることが必要と考えたからである。まず、本事業に当初より興味を示していた下作延中央町内会をモデル地域として、研修会を実施した。研修会の最後にリーダーを募り、平成19(2007)年公園体操の第1号が立ち上がった。また、効果測定として、研修会の事前と事後に長座位体前屈、30秒間立ち上がり、開眼片足立ちの体力測定を行った。参加者の内、事前と事後の測定ができた18人(平均年齢70.4歳、平均参加回数4.7回)の変化は表1のとおりである。長座位体前屈と30秒間立ち上がりの改善については明確な有意差が見られた。

#### 公園体操の普及啓発

老人福祉センター、地域包括支援センターとも連携しながら、区役所や出張所、老人福祉センターでの講演会やさまざまなイベントなどで公園体操を実演し、紹介した。その他、町内会連合会、老人会会

表1 体力測定の事前と事後の平均値の変化 n = 18

	事前	事後	検定*
長座位体前屈	2.7 ± 9.8	9.8 ± 9.9	p < 0.01
30秒間立ち上がり	16.1 ± 3.7	24.9 ± 4.1	p < 0.01
開眼片足立ち	36.3 ± 20.6	38.3 ± 19.7	n. s.

\* ウィルコクソン符号付順位検定

長会、民生委員児童委員協議会や各老人会などさまざまな場で普及啓発を行った。また、ガイドマップ、CD、カセットテープも普及啓発用に作成した。その結果、実際に公園体操に取り組みたいという地域が増えるとともに、既に実施している公園体操への参加者も増えていった。CD、カセットテープについては、当初、関係機関や実際に公園体操に取り組むところのみ配布していたが、住民より販売してほしいとの希望が多く、高津区役所売店で平成21(2009)年3月より販売を開始した。また、同年3月にはDVDも作成し、同様に販売している。

#### 各地域での公園体操の立ち上げと活動支援

地域の中で、継続した介護予防活動を進めていくには、その地域の住民が主体となって閉じこもりがちな高齢者などに声を掛け、見守り、また日頃から住民同士が支え合う関係ができることが大切だと考えている。そのため、住民が介護予防活動に地域で取り組むことの必要性を理解し、地域ぐるみで継続して取り組めるように支援している。

#### 立ち上げの支援の実際

センターの働きかけを受けて、公園体操の実施を希望する町内会・自治会や老人会などに対して、地域包括支援センターと協力しながら公園体操立ち上げのための研修会を行い、最終的には住民だけで運営できるようになることをめざした立ち上げ支援を行っている。

研修会の内容は、講話、グループワーク、公園体操の実技指導となっており、結果として平成23(2011)年12月現在、29カ所の公園などで公園体操が実施されている。

#### 活動支援

##### ア フォロー教室の実施

公園体操に参加している住民が日頃の成果を感じ、他の公園体操の活動情報を知ることに取り組みを広げることが目的とし、平成21年度よりフォロー教室を実施している。教室の内容は、体力測定、体験発表とグループワーク、公園体操の実技指導となっている。

体力測定を通じ、日頃の効果を実感したり、他の公園体操の体験発表を聞くことで、他のグループのアイデアをそれぞれの地域へ持ち帰り、活動が広がるきつ

かけにもなっている。

また、参加者からは、「近所に知り合いが増えた」「運動が習慣になった」「体調が良くなった」「毎日が楽しくなった」「生活のリズムがついた」などの意見がグループワークの時やアンケートに寄せられている。

#### イ リーダー交流会の実施

各地区の公園体操で中心的役割を担っているリーダーたちが、日頃の思いや悩みを共有することによって、リーダー同士のつながりの輪が広がっていくことを目的として、平成 23 年度新たにリーダーを対象とした交流会を実施した。交流会は、公園体操が「地域の見守りの場」として、広く高齢者問題の掘り起こしの場面となり、サポートしている地域包括支援センターやセンター保健師が容易に地域介入できることを再認識できるような場となった。また、センターとしてはこのような機会が今後も必要であると考えた。

## 4 今後の保健師活動の課題

### いかに男性の参加を促すか

平成 21 (2009) 年の健康意識調査において、働く世代の特に男性の健康に対する意識の低さが明らかになっている。これを反映してか現在の公園体操の参加者の多くは女性である。今後、退職した世代の特に男性に対する健康づくりへの意識付けを行う手段として公園体操の在り方について考えていきたい。

### いかに若年層からの参加を促すか

メタボリックシンドロームをはじめ、若い世代から



第 2 回フォロー教室の様子

の健康介入の必要性が指摘されている。川崎市が実施した「かわさき健康ニューファミリー事業」でも、健康意識付けが、労働人口世代のみならず、子ども世代についても健康増進



普及啓発ではイメージキャラクター「スイセン君」を活用

につながると示唆されている。そこで今後は、子ども向け事業、子育て世代向け事業などで積極的に公園体操を紹介していくことを考えている。

### いかに地域課題を見つけ出し、介入する糸口を見出すか

健康問題は、老若男女を問わず、共通の話題となり得る課題である。それぞれの地域で行われている公園体操を通じて、よくいわれる「顔の見える関係」を構築し、地域課題を迅速に把握し、健康支援につなげる糸口としていきたい。

### 保健師活動を通じた地域づくりの可能性

高津区は転出入の多い区であり、いわゆる「地縁」のない方も多く生活している。そのような方たちが高齢者となった時に地域活動デビューをスムーズに行う工夫が不可欠であると考えている。

また、これらの方々が地域活動に参加することは、地域コミュニティの活性化には不可欠と思う。

一方、子育て世代の母親が子どもと一緒に参加したり、出勤前の参加や障害のある方の参加もあり、子どもたちの成長を一緒に喜んだり、地域で自然に手助けする姿が見られ、公園体操を通して新たな交流も生まれてきている。

以上の事柄を通じ、センター保健師としては、「健康」をキーワードに、高齢者だけでなく若い世代からの健康増進事業を展開していくことで、「介護予防」のみならず、そこに暮らす一人一人の生活を支援するとともに、地域づくり、まちづくりの視点を大切に、今後も「高津公園体操」を推進していきたい。

# 川崎フロンターレを通じた スポーツのまちづくり

～ 第 2 回あさお青玄まつりの経験から ～



麻生区役所地域振興課 担当係長 藤原 亮子

## 1 「スポーツのまち麻生」とは

新百合ヶ丘駅周辺に多くの文化・芸術資源が集積している麻生区は、市職員のみならず多くの市民に「『芸術』をキーワードにまちづくりを進めている区」と認識されている。その麻生区が平成 21 年度に「スポーツのまち」をキーワードに掲げた時は、「意外」と感じた市民・市職員が多かったのではないだろうか。しかし、実は、麻生区内には「川崎フロンターレ麻生グラウンド」、「桐光学園」、「東信電気卓球部」などのスポーツ資源が多く存在する。これらが主に片平地区周辺に点在しているため、麻生区では新百合ヶ丘駅周辺の文化・芸術ゾーンに対して、柿生駅から片平地区周辺をスポーツゾーンと位置付け、スポーツを切り口にしたまちづくりにも取り組んでいる。

## 2 「川崎フロンターレ麻生アシストクラブ」とは

本市のホームタウンスポーツ推進パートナーである J1 サッカーチーム「川崎フロンターレ」。ホームグラウンドである等々力競技場が中原区にあるのは周知の事実だが、選手が日常的に練習を行う練習グラウンドおよび選手寮が麻生区片平にあることはあまり知られていない。麻生区役所には、このグラウンドを活用し地域の活性化につなげたいという思いがあり、川崎フロンターレには麻生区民にもっとフロンターレに親んでもらいたいとの思いがある。さらに、グラウンド周辺地域からは「フロンターレによる地域社会への貢献活動を活用したまちづくりの推進」を図りたいという声があがった。このような三者の思いが結実し、平成 21(2009)年 8 月に川崎フロンターレの応援組織「川

崎フロンターレ麻生アシストクラブ」が誕生した。

個人で入会するフロンターレ後援会とは異なり、「川崎フロンターレ麻生アシストクラブ」(以下「アシストクラブ」という。)は「川崎フロンターレの応援を通じてフロンターレの認知度向上、フロンターレの行う社会貢献活動を通じたまちづくり」を目的としており、個人ではなく麻生区内の団体・組織を会員の対象とし、平成 23(2011)年 11 月現在 26 団体がメンバーに名を連ねている。これまで、アシストクラブ、川崎フロンターレ、麻生区役所は「フロンターレの応援を通じたまちづくり」という、共通の目標の達成のため、互いに協力し合う関係として連携して事業を実施してきた。

## 3 あさお青玄まつり

「スポーツのまち麻生」を推進する麻生区は、アシストクラブに「スポーツのまち麻生推進事業」の一部を委託している。具体的には、フロンターレのホームゲーム応援バスツアー、パブリックビューイング、区内の少年サッカー大会の支援や、「あさお青玄まつり」の開催がある。

「あさお青玄まつり」。この名称からはフロンターレとの関係が感じられないかもしれないが、これは平成 22(2010)年に麻生区片平に川崎フロンターレの若手選手寮「青玄寮」が完成したことに由来している。第 2 回目となる平成 23(2011)年は、11 月 6 日(日)に麻生アシストクラブ主催、麻生区役所と川崎フロンターレが共催という形で、フロンターレ麻生グラウンドおよび青玄寮を会場として開催した。



第2回あさお青玄まつりのチラシ

#### 4 「手作り」のあさお青玄まつり

どのお祭りも同じ状況だと思うが、予算に余裕がないため「お金をかけない」ことを命題にアシストクラブ役員諸氏・フロンターレの担当者と検討を重ねた。例えば、ステージの運営・進行管理は業者に依頼するのをやめ、麻生市民館で活動している舞台運営のボランティアグループ「あさおサウンド&ビジョン」に依頼。屋外ステージの運営は初めてとのことだったが、若者から年配の方まで、多くのメンバーがボランティアとして参加し、ステージ運営の中心を担ってもらった。

次に、多くの景品が必要となるスタンプラリー。地元企業（川崎信用金庫、JA セレサ川崎、SMBC 日



スタンプラリーには長い列ができた

興証券)にご協力を依頼し、景品の提供を快諾してもらった。

当日の会場運営のスタッフは、麻生アシストクラブの会員企業・団体から「事業推進委員」として社員・職員の方々のご協力をいただいた。休日を使ってのボランティア活動だったが、多くの方に、会場の警備や案内、スタンプラリーの受付などを担当してもらった。参加者からは、「楽しかった」、「また来年も来ます」との言葉をもらった。

さらに「スポーツのまちあさお」の中核組織と位置付けられている麻生スポーツセンター（指定管理者：株式会社シンコースポーツ）には、事前準備・企画の段階から参加してもらい、各種イベントの経験豊富なスタッフたちには当日も臨機応変に動いてもらった。

#### 5 「地域とフロンターレのふれあい」をテーマに

「フロンターレを通じた地域の活性化やスポーツのまちづくりの推進」を実現するためには、「まずはフロンターレに親しみを持ってもらうことが大事だ」との、関係者一同の合意のもと、あさお青玄まつりは「地域とフロンターレのふれあい」の企画を中心に構成した。選手が参加する小学生サッカー教室や、選手と小学生がペアを組み勝利をめざす「ゲット・ザ・ゴール」、選手グッズオークションも人気を集めた。さらに当日は会場の至る所でフロンターレの選手が気軽にサインや写真撮影に応じており、フロンターレがファンや地域を大切にしようとする姿勢をアピールしていた。

事前申し込み制で行った「青玄寮見学ツアー」では、



会場のあちらこちらで選手が気軽にサインに応じていた



小学生サッカー教室



人気を集めた選手グッズオークション



青玄寮見学ツアーで「試食」として提供された食事



上質の演奏でステージを盛り上げた昭和音大「ハバネロサックス」

選手が青玄寮内を案内するという趣向で、食堂では選手が普段食べている食事の試食もあり、「なかなかできない体験ができた」と参加者から好評であった。

メイングラウンドで小学生サッカー教室が行われるのと並行して、サブグラウンドでは、ステージイベントが進行した。昭和音楽大学の学生によるサクソ四重奏、区内の総合型地域スポーツクラブ「わ・わ・わ・クラブ」によるよさこいソーランの発表、麻生スポーツセンターで活動するチアリーディングチームの演技、地域の和太鼓グループの演奏、麻生区文化協会による「あさおまつり唄」の披露などが行われた。こちらは「芸術のまち麻生」ならではの取り組みで、スポーツと芸術が融合する空間であったと思う。

あいにくの雨天にもかかわらず、来場者は1,500名ほどであった。前述の事業推進委員、あさおサウンド&ビジョン、麻生スポーツセンターの他、フロンターレのボランティアも参加し、総勢100名ほどのスタッフが協力して運営を行った。さまざまなバックグラウンドのスタッフが参加することで、役割分担や連携の取り方が難しい部分もあったが、それぞれの経験に基づくイベントの進め方があり、学ぶことが多かった。

## 6 スポーツのまち麻生をめざして

麻生区では、これからもアシストクラブや川崎フロンターレの他、区内のスポーツ関係団体と連携して、スポーツを通じた住みよいまちづくりを実現する「スポーツのまち麻生」に取り組んでいく予定である。

平成24年度には、柿生駅からフロンターレグラウンドを經由して栗平駅に至る片平川沿いの遊歩道を、ジョギングコース・ウォーキングコースとして整備する「(仮称)スポーツ・健康ロード」整備事業が予定されており、「あさお青玄まつり」の来場者やフロンターレグラウンドの見学者にも活用してもらうことを期待している。

「芸術のまち麻生」に加えて「スポーツのまち麻生」が定着することで、麻生区の多面的な魅力が増すのではないだろうか。

# 第3次川崎市人材育成基本計画の策定

～市民に信頼される自治体をつくるために～



総務局人材育成課 中川 幸

## 1 これまでのあゆみ

本市では、平成16(2004)年4月に「川崎市人材育成基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定し、平成19(2007)年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)と併せて8年間の取り組みを通じて、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体である」との意識を持ち、市民からのニーズに適切に応えることができるよう、職員の人材育成を推進してきた。第1次基本計画では、新たな人事評価制度の導入や局別人材育成計画の策定など「職員自らが能力を發揮できるための環境整備」を行い、第2次基本計画では、これらの仕組みを効果的に活用しながら、より具体的で実効性を高めるための取り組みを掲げ、計画的な人材育成を進めてきた(図1)。

こうした中、平成22年度に実施した「かわさき市民アンケート」において、職員の仕事ぶりについて以前と比較して評価が上がるなど、一定の成果が

現れてきたところである。しかし一方で、同じく平成22年度に実施した「人材育成に関する職員アンケート」では、本計画に掲げる「めざすべき職員像」の認知度が低いことや、職場におけるOJTが活発に行われていないと感じる職員が少なくないことなどが明らかになった。

こうしたことを踏まえ、所管課である総務局人材育成センター人材育成課において、「第3次川崎市人材育成基本計画」(以下「第3次基本計画」という。)の策定を進めてきたところである。なお、人材育成センターは、それまで人材育成に関わる業務などを所管していた総務局人事課人事評価担当、職員研修所、職員厚生課の一部が統合され、平成22年度に新設された組織である。

## 2 第3次基本計画の策定に向けて

人材育成は全ての職員に関わるものであり、計画の策定にあたっては、多角的な視点からより多くの

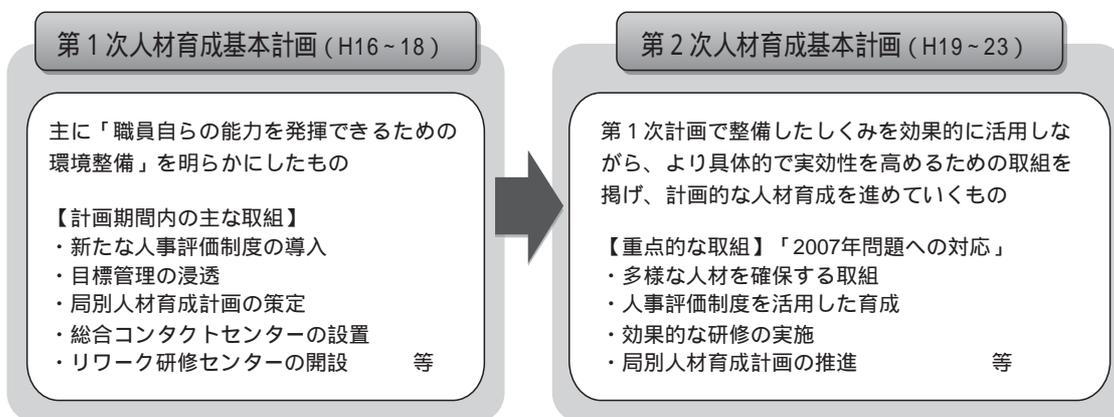


図1 これまでの人材育成の取り組み

意見を取り入れることが望ましい。そこで、この間、さまざまなプロジェクトチーム（PT）やワーキンググループ（WG）を立ち上げ、検討を行ってきた。

まず、総務局人材育成センター内に、評価担当、人材育成課、健康支援課の3課の係長以下職員によるWGを設置し、「めざす職員像」など第3次基本計画の柱となる考え方の部分について重点的に検討するとともに、それぞれが所管する人事評価制度、職員研修、メンタルヘルス対策などの連携について話し合いを重ねた。このWGは平成23（2011）年5月から約3ヵ月間、週1回のペースで開催し、かなり深い部分まで掘り下げて議論を行った。

次に、総務局内に人事課、行財政改革室、庶務課、人材育成センターから成る課長級PTおよび係長級WGを設置し、より広い観点からさまざまな指摘をいただいた。人材育成は人事制度と一体となって進めることで効果的となるものであることや、新たな行財政改革プランにおいて組織力強化の取り組みについて言及されていることから、こうした関連部署と連携を図ることができたことは、大きな成果であった。

さらに、職場実態に即した柔軟できめ細かな人材育成の実施に向けて、局別人材育成計画についても引き続き策定することとし、人材育成推進管理者連絡会などにおいて、策定方針の確認や第3次基本計画策定作業の進捗状況報告などを行った。また、各局区などの担当者との意見交換会も複数回実施し、局別人材育成計画の課題整理や情報交換などを行った。

### 3 第3次基本計画の概要

本計画は、「人材育成の基本方針」と「人材育成の実施計画」の2段階構成となっている（図2）。

まず、「人材育成の基本方針」については、おおむね10年程度を想定した本市の人材育成にかかる中長期的な方針であり、人材育成の目的や、人材育成に関する計画などの全体像、めざす職員像、人材育成の基本的な考え方などを示したものである。

大きなポイントとしては、職位ごとの役割と求められる「力」を明確化し、特に在任期間の長い「一般職員」（本計画においては係長昇任前までをいう。）に「キャリアステージ」を設定し、各ステージに応じた人材育成の取り組みを推進することとしたことである。なお、この考え方については、職員研修や人事異動などの人事管理全般において共通するものとして位置付けている（図3）。

次に、「人材育成の実施計画」については、平成24年度から26年度までの3年間における具体的な取り組みをとりまとめたもので、6つの取り組みと研修方針から構成されている（図4）。人事管理に関するさまざまな取り組み（人事評価、職員研修、異動・昇任など）の連動による人材育成を基本的な方向性とし、「人材育成に関する基本方針」を踏まえながら、実効性の高い取り組みをまとめたものである。

実施計画においては、3ヵ年の取り組み目標を掲げるとともに、具体的な内容を工程表に表すことで

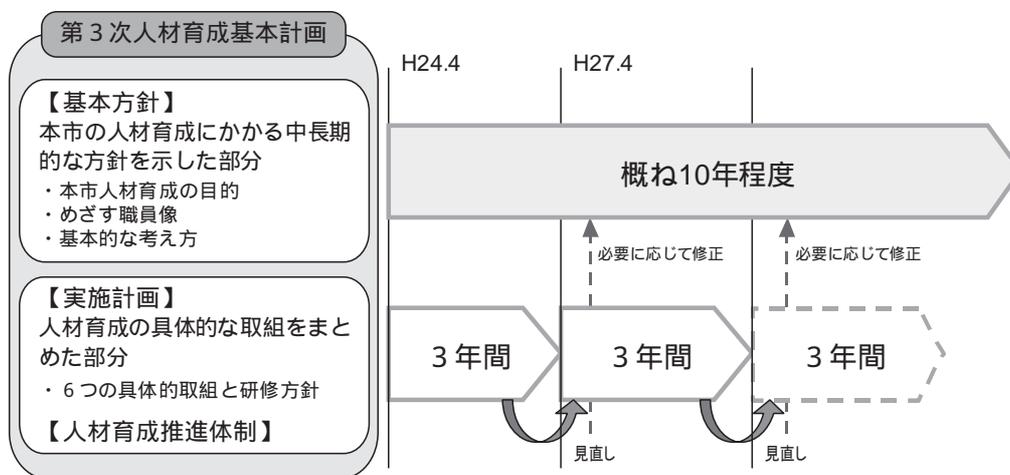


図2 第3次基本計画の構成と期間

整理をしてきたところであり、基本的には、第1次および第2次基本計画における取り組みを継承しつつ、組織力強化やキャリア形成との連動に言及するとともに、局区横断的な取り組みの推進などについても新たに言及している。また、研修方針については、キャリアステージと連動した新たな研修体系を構築し、特に入庁3年目までを重点取り組み期間と位置付け、公務員として必要な知識や土台となる考え方を身に付けるためのプログラムを導入することとした。

また、第3章として、人材育成推進体制についても言及し、各局区などの人材育成推進管理者を中心とした従来の推進体制の枠組みを引き続き活用しながら、職場における人材育成をはじめとするさまざまな取り組みを行うとともに、連絡会などを通じた全庁的な連携を引き続き図っていくこととしている。さらに、専門職種をはじめとする局区横断的な人材育成推進体制づくりについても検討していく予定である。

#### 4 今後の展開

本市ではこれまで、第1次および第2次基本計画により着実に人材育成の取り組みを進めてきたところであるが、大きな課題として、職員への浸透が十分でなかった点があげられる。今後は、人材育成課および関係各課があらゆる機会を通じて第3次基本計画の内容を周知していく必要があり、研修などの場を積極的に活用していくことも有効であると考えられる。

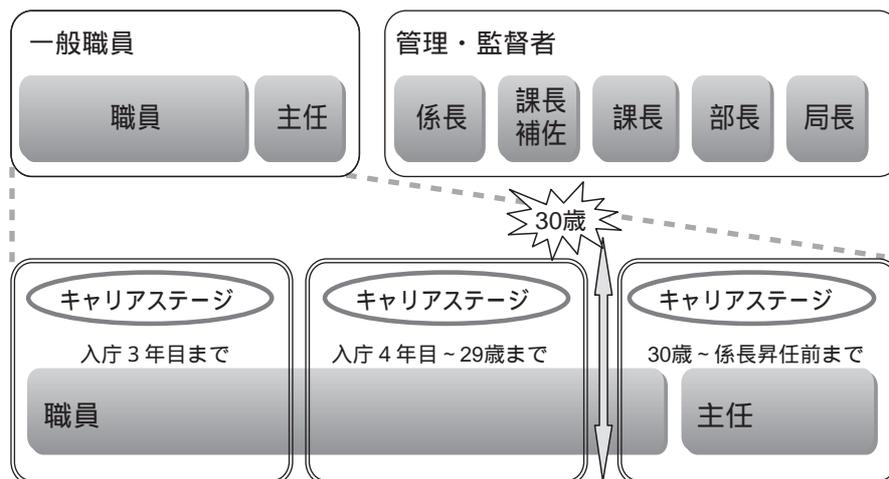


図3 キャリアステージの設定

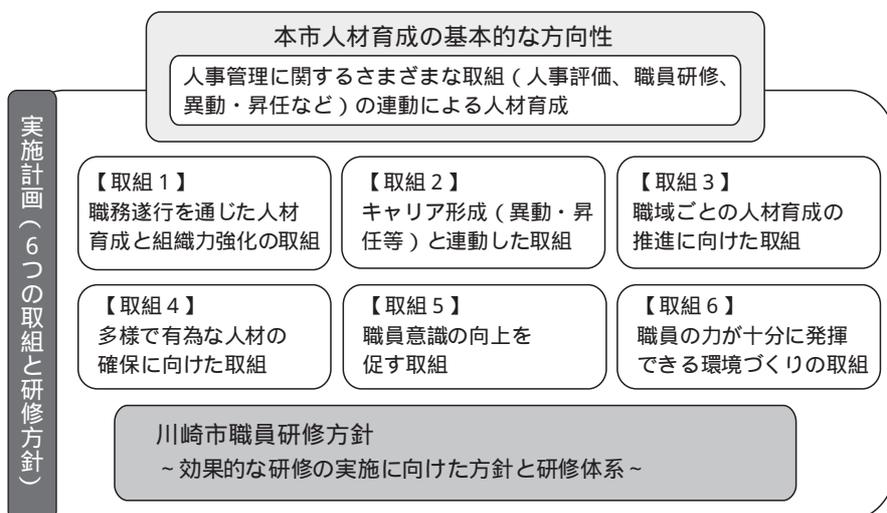


図4 6つの取り組みと研修方針

管理・監督者にあっては、本計画および局別計画などを十分に理解した上で、各職場において効果的な人材育成を行っていくことが必要である。一般職員は、本計画に示されたキャリアステージやそれに対応した「求められる力」を踏まえて、積極的に研修などの機会を活用し、自己啓発に取り組むことが望ましい。

職員アンケートや庁内WG・PTなどを経てさまざまな意見が集約された本計画が、本市の将来を担う人材を育成するために大いに活用され、職員が一人丸となって人材育成に取り組む組織風土を醸成していくことが期待される。人材育成課においても、本計画が実効性のあるものになるよう、計画上に掲げた取り組みを積極的かつ着実に推進していきたい。

# 「市民の力」を活かした持続可能な地域社会のあり方を探る

～地域コミュニティ再生の動きをめぐって～

高津区役所保護課 大江 桂太郎



## 1 はじめに

政策課題研究は、職員の政策形成能力の向上と研究成果の具現化を図ることを目的に実施されており、平成 23 年度は標題をテーマとして、庁内公募・推薦により選ばれた職員 5 名で研究を進めてきた。庁内ヒアリングの他、国内外への視察を含めさまざまな事例を調査検討し、地域コミュニティの活性化に向けた提案を報告書として取りまとめた。ここではその概要を紹介したい。

## 2 なぜ今、地域コミュニティの活性化か

近年、少子化・高齢化の進展により身近な支え合いを必要とする人が増える一方、単身世帯の増加などにより家族を構成する世帯人員が減少し、子育てや介護などこれまでは家族間の相互扶助により担われてきた役割を家庭内で担えない世帯が増加することが懸念されている。高齢者の孤独死などが、いわゆる「無縁社会」という言葉とともに大きく報道されたことは記憶に新しい。

一方で、有事の際には近隣同士のつながりや助け合いが力を発揮することは、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として再認識されているところでもあり、今こそ地域コミュニティの活性化が求められているといえよう。

## 3 川崎市の取り組みと課題

地域コミュニティの活性化について考察するに当たり、庁内の関係課や地域団体の代表者などから事業・

活動内容、課題などについてのヒアリングを行った。その結果、主に次の点を課題として整理した。

### 町内会・自治会の加入率の低下

これまで各地域の住民組織として中核的な役割を担ってきた町内会・自治会は、近年大幅な加入率の低下という問題に直面している。平成 22 (2010) 年の加入率は 66.7% となっており、過去 17 年間で 7.8% 減少している (図 1)。

これにより、全世帯加入の建前の下、地域の環境美化や防犯などの公共サービスを担ってきた町内会・自治会において、その前提が崩れ、これらの公共サービスを多くの非加入者が受け得るという事態が発生している。また、町内会・自治会の持つ、身近な公共サービスの提供について自ら決定を行う住民自治の場としての機能も弱まりつつあると考えられる。

現在、加入率の回復のために本市としても支援を行っているが、今後は地域社会とあまり関わりを持ってこなかった世代が次第に世帯を構成していくことなどを想定すると、加入率 100% をめざすことは難しい。そのため、地域の誰もが参加して地域社会の課題などを話し合い、解決を図ることのできる場を、制度的に位置付けられた形で用意することが必要と考えられる。

### 区民会議の活性化と自治意識の醸成

本市では、区役所を市民協働拠点として整備するという考えの下、区独自の施策の推進や、市民の地域運営を支援する地域支援機能の強化を図る区行政改革を進めてきた。また、地域社会の課題を把握し、区民の参加と協働によりその解決を図るための調査審議を行う「区民会議」を、平成 18 年度から各区で設置・

運営している。

区民会議の活性は、「区」単位での住民自治の活発化、ひいては本市全体での自治が高まることにつながる。そして区民会議が充実したものになるためには、一人一人の区民・住民が日々の活動や暮らしにおいて、地域の問題を自分たち地域住民の問題として受け止めようとする自治意識が高まる必要がある。

この自治意識の醸成という観点からも、より身近な地域を中心とした取り組みにより、現在の区レベルでの取り組みを補完し、さらに効果的に施策を推進する仕組みが求められるといえるだろう。

#### 4 地域コミュニティの活性化に向けた提案

これらの課題整理を踏まえ、私たち研究グループは、これまでの本市における取り組みの枠組みを活かしながら、地域コミュニティをさらに活性化させるための施策について検討を行なった。ここでは、その一つの手法として、地域住民および団体が、区より狭い領域に「地域自治組織」（基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織）を組織できるよう諸制度を整備することを提案したい。

##### 地域自治組織の概要とその有効性

今回提案する地域自治組織は、町内会・自治会などの地域団体、マンションの管理組合、市民活動団体などの地域内のさまざまな団体および個人が、おおむね中学校区を単位として、互いに連携・調整して各地域における課題を住民自身で解決していく組織とする。

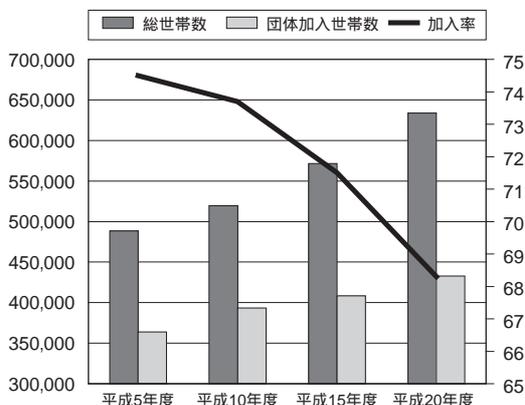


図1 町内会・自治会加入率の推移

個人や各団体が単独で行うには規模や人材の面から実施が困難な課題や、地域特性や地域資源に応じた取り組みが効果的な課題について、地域に存在する各種団体を横断的につなぎ、解決を図っていく役割を担うものである。

地域自治組織の区域を中学校区程度と区より小さい、より顔の見えやすい範囲にすることで、区単位や市全体での取り組みを進めながら、同時に一定の地域的まとまりにおいて各団体間のネットワークを強化し、住民自治を充実させていくことが期待できる。

##### 制度設計上の留意点

この仕組みを有効に機能させるためには、地域自治組織の役割や権限を条例により制度的に明示することなどにより、その決定や活動の正当性を担保することが必要となる。地域のあらゆる団体が参加し得ること、常に門戸が開かれていることなどを制度的に定め、その意思決定の過程に地域が十分に参加できる機会を確保することで、地域住民が主体的・積極的に地域課題の解決に携わろうとする意識が生み出されると思われる。

また、区域については「中学校区程度」を想定しているが、地域の実情に応じて、複数の町内会・自治会からなる区域に設置されている地区社会福祉協議会、地域包括ケア連絡会議などとも連携を図り、柔軟に設定することも必要であると考え。中・長期的には市内全域での設置が望まれるものの、市民の自主性・主体性を尊重した組織とするため、その設置方法については、住民側の申請および行政の認定より個別に設置していくという方法が考えられる。

#### 5 おわりに

地域コミュニティ活性化のためには、地域自治組織の設置だけでなく、その他の環境整備も必要だと考えられる。具体的には、区役所機能のさらなる強化、地域担当職員制の導入、職員の意識改革についても報告書で提案を行っている。

最後になったが、この研究事業では多くの方々にお世話になった。関係者の方々や、研究活動の間に業務を支えてくれた職場の上司や同僚に、切に感謝の意を表したい。

# 東京都の都市外交における 取り組み

～アジア地域の発展をめざす都市間ネットワーク～

総務局人材育成課〔東京都派遣〕 井上 裕文



## 1 アジア大都市ネットワーク 21 について

21 世紀はアジアの時代といわれて久しい。都市間の国際ネットワークとしてアジアの時代を現実にしていこうというプロジェクトが、「アジア大都市ネットワーク 21 (Asian Network of Major Cities21、以下 ANMC21 という)」である。アジアの首都および大都市が参加をしており、現在の会員都市は、バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、東京、ヤンゴンの 11 都市である。このネットワークは、東京都知事が提唱し、平成 13 (2001) 年に発足した。

ANMC21 のめざすものは、都市間の連携を強化することでアジア地域の重要性を高めること、危機管理・環境対策・産業振興などの大都市共通の課題に共同で取り組み、その成果をアジア地域の発展につなげていくことである。国レベルの利害関係に捉われず、都市の「現場の力」をダイレクトに活用し、より緊密・迅速に対応が可能なパートナーシップを確立することが狙いである。

## 2 私の仕事について

私は平成 23 (2011) 年 4 月から平成 24 (2012) 年 3 月までの予定で、川崎市から ANMC21 の事務局を担当する東京都知事本局外務部国際共同事業担当に派遣されている。外務部内では他の自治体からの派遣職員は私 1 名である。外務部 (計 32 名) には外務課および国際共同事業担当がある。なお外務課は姉妹都市外交や表敬訪問時の儀典などを担当している。

東京都が国際業務を行う場合、担当部署が直接海外の自治体などのカウンターパート (相手方の職員) とやりとりをすることが通常であるが、相手方が ANMC21 の会員都市であるとき、国際共同事業担当に相談がくる場合がある。その際、当方が助言を行い、相手都市に連絡を取ることもある。各職員は担当都市を持っており、相手都市職員とも懇意であるため、照会や依頼も行いやすい。一方、一人の職員が特定の都市との連絡業務を一手に担っているため、その責任は重大である。このように外務部では都市外交に関してのノウハウの蓄積や信頼関係の構築があり、国際業務の円滑化に役立っている。

## 3 ANMC21 事業の概要

ANMC21 の業務は大きく、「共同事業」と「ANMC21 総会」に分かれる。

共同事業は、危機管理、環境対策、人材育成、産業振興などの分野において、会員都市が共同で問題解決や課題の達成に当たるものであり、現在 12 の共同事業がある。なお、東京都が幹事都市である共同事業については、国際共同事業担当もしくは各局の担当部署が事業の進行管理を行っている。

総会は、会員都市の首長が一堂に会する場であり、会員都市が持ち回りでホストとなり、原則として年に 1 回開催されている。総会では共同事業の実施状況や成果報告の他、会員都市に共通する課題について討議や具体的取り組みの報告を行っている。なお、私の所属する「総会ライン」は、総会関連の事務運営に当たっている。

## 4 ソウル総会と関連イベントについて

平成 23 年度の総会は大韓民国・ソウル市がホストとなり、10月9日～11日の日程で、ソウル市のウェスティン朝鮮ホテルにて行われた。また、ANMC21 関連イベントとして、総会と並行して「ANMC21 展」および「低炭素グリーン成長博覧会 2011」がソウル市内で催された。

総会では、ソウル市が漢江（ハンガン）沿いの開発に力を入れていることから、ウォーターフロントの開発について各都市から発表があった他、東日本大震災をきっかけとして、大規模災害への対応策について発表および活発な意見交換があった。これらのセッションを踏まえて、今後ネットワークでノウハウ・技術および経験を共有していくことを盛り込んだ「ソウル宣言」が採択された。

低炭素グリーン成長博覧会は、韓国政府環境部（日本の環境省に相当）が主催する、環境分野における韓国最大級の展示イベントである。ANMC21 は博覧会内に「アジアゾーン」を設け、韓国への進出を検討している優れた環境技術を持つ東京の中小企業その他、アジアの企業や貿易促進機関等を誘致し、革新的で将来性のある企業の製品、技術を韓国市場に向け、アピールを行った。この取り組みは ANMC21 が進める経済交流活動の一環である。

私は、ソウル出張中は ANMC21 展という都市 PR イベントを担当した。これはソウル市民向けにネットワーク会員都市の文化や政策を PR するイベントであり、今回はソウル市の中心部である明洞（ミョンドン）に程近い、南山ハノクマウル（韓屋村）という市民公園で開催された。東京都は 2 ブースを出

展し、政策をパネルで紹介した他、日本のおもちゃ・浴衣の着付け体験、三味線のワークショップを行った。また、メインステージでは東京都認定の大道芸人によるジャグリングショーや、地元日本人学校の小中学生によるよさこいや和太鼓の演奏を行った。庁内外の多くの相手方との出展内容調整には苦労したが、東京都の海外向け PR 活動の企画担当というまたとない機会を得、大変有意義な経験をする事ができた。

## 5 最後に

アジアを相手にして行う都市外交の業務は戸惑いの連続である。日本のように、こちらの照会・依頼に対して期限どおり回答してくれることは少ない。また、日本のような根回しはあまり通用しなく、議論や現場での状況に即して意思決定が行われることが多い。これらは私たちが苦手とするものであると思う。しかし、一方で相手方が本気になったときの行動力はすさまじく、短期間であつという間にイベントが組み立てられていく様子には大変驚いた。また、「同じ釜の飯を食った」仲間に対しては、とても温かく接してくれる。私は、本市がこのような力や優しさを併せ持つアジアとの交流を探め、その成果を市政に活用できるように、派遣研修での経験を活かすことができればと考えている。

最後に派遣先でお世話になっている東京都の同僚・先輩方、川崎市でサポートして下さる人材育成センターの皆さま、そしてアジア発展のために一緒に活動しているアジア諸都市の職員の方々に感謝の念を記し、結びとしたい。



ソウル総会での宣言文署名式



ANMC21 展の東京ブーススタッフ

# 「麻生市民交流館やまゆり」の活動

～地域コミュニティづくりの取り組み～

NPO 法人あさお市民活動サポートセンター 理事長 竹市 八郎



## 1 はじめに

平成 24 (2012) 年 7 月、麻生区は多摩区から分区し誕生して 30 年になる。この間、人口は 9 万 7,700 人から 17 万 1,000 人(平成 23(2011)年 10 月)と 1.75 倍に急増した。いろいろ議論はあるが、この人口増加が小地域への帰属意識や連帯感の希薄化を生み、町内会・自治会(以下「町内会」という。)活動への無関心さや活動の担い手不足などをもたらしていると考え。この課題を解決するための環境整備も中間支援機能を担う「麻生市民交流館やまゆり」(以下「やまゆり」という。)の役割の一つと考えている。

## 2 やまゆりの誕生

平成 15 (2003) 年 5 月、旧あさひ銀行グランド跡地売却に伴う公共整備負担協力の一部として、区民から要望が強くあった「地域での運営を視野に入れた多目的な市民活動施設」が開発事業者から川崎市に寄付されることが決まった。これを受けて麻生区役所は広範な区民の声をこの施設に反映させるため、平成 16 (2004) 年 10 月、各種団体推薦、公募、学識経験者など 28 名からなる「(仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置した。検討委員会では施設の機能、レイアウト、運営の在り方、運営資金、運営主体、開館に向けての準備の順で検討を重ねた。施設の機能は区民の交流促進と市民活動支援に集約され、運営の基本スキームは公設民営、市民の主体的な参画を前提とした組織体をもって運営の主体とすることが合意された。

混乱を避けるため整理すると、やまゆりは館の総称であり、やまゆりの運営組織として開館当初に運営を担った「社団あさお市民活動サポートセンター」(以下「社団サポセン」という。)と平成 20 (2008) 年 4 月から社団サポセンを継承した「NPO 法人あさお市民活動サポートセンター」(以下「NPO サポセン」という。)がある。社団サポセンは検討委員会委員をはじめ設立に関わったメンバーが中心になって立ち上げた。なお、設立の経緯などは本誌第 23 号「市民の参加と協働によるまちづくりの実践」(水口伸介氏執筆)に詳しく記されているので重複を避ける。

## 3 「壮大な社会実験施設」

平成 19 (2007) 年の早春、開館を前にして区役所の方向からやまゆりについて「壮大な社会実験施設」との声が聞こえてきた。その理由は定かではないが、川崎市に前例のない新しい試みからと考えられる。1 つには、設立して間もない社団に市の財産(普通財産)を貸し付ける契約者としての資格の有無、



ピバ! 輝く子どもたち - 交流風景 -

是非。2つには、社団サポセンの運営能力、運営スタッフの確保、運営の継続性およびボランティアへの信頼性など未知数な部分への危惧があったからと推測される。平成24(2012)年4月、やまゆりは開館5周年を迎える。実験船やまゆり号は、行政や利用者からの暖かい風を帆いっぱいを受けて順調に帆走中。航海の道のりは長い、船旅の評価は乗船客である区民の皆さまに委ねたい。

#### 4 やまゆりの運営

やまゆりは延べ床面積300㎡のこじんまりした建物である。2つの会議室、印刷室、サロン、図書棚、情報ラックが整然と配置されている。開館日は月～金曜日だが予約があれば土・日・祝日もその時間帯は開館する。運営は49名の運営スタッフが2人編成で担っている。また、運営の基本姿勢として、この施設が地域住民の強い要望によって生まれた経緯もあり、地域の実情や利用実態に即した柔軟な運営。「利用者の立場に立った」、「利用者の意見を反映する」、「利用における公平・公正」を掲げてい

る。そのため、NPOサポセンは「利用登録団体の集い」や日頃窓口で利用者に接している運営スタッフによる「運営スタッフ懇談会」を開催し、利用者の要望など把握に努め、速やかに運営に反映できるようにしている。

#### 5 市民活動相談窓口

新たに地域でボランティア活動を始めたい、趣味をさらに磨きたい、他の団体と連携したいと考えている方などを対象に、毎週火曜日・木曜日の午後、やまゆりサロンにおいて、相談員13名が交代で相談窓口を開催している。327の活動団体、56の活動の場所、43名の人材を紹介シートに登録して相談・紹介を進めている。さらに、活動資金の相談やより広範囲な相談にも対応するため他団体との連携を検討中である。

#### 6 自主企画事業

NPOサポセンでは中間支援機能として、やまゆり(館)や相談窓口の運営、「ビバ!輝く子どもたち」「健

#### 主な推進組織と概要

(平成23(2011)年11月30日)

NPO法人あさお市民活動サポートセンター：正会員86名、利用登録数535団体、運営スタッフ49名、専従職員なし

名称	業務内容
事務局会議	やまゆり(館)の運営全般
総務会	利用登録団体の集い開催、利用登録団体の審査、予約表管理、施設・什器・備品の管理、利用状況把握
運営スタッフ編成G	運営スタッフ募集、当番ローテーション表作成、運営スタッフ懇談会の開催
経理G	予算・決算、助成金・補助金・委託事業会計、利用料金、物品調達
市民活動サポート委員会	市民活動相談窓口の運営：活動団体・活動の場所・人材の紹介、データベースの作成・管理
事業企画委員会	交流促進・市民活動支援に関する事業全般の検討 協働事業・協賛事業・イベント等の企画および実施
夢プロジェクト	新規事業の企画
ザ・夢空間プロ	イベント空間制作支援
会員拡大プロジェクト	法人の人的・資金的基盤である正会員・賛助会員の拡大
広報・渉外委員会	「やまゆりニュース」・「あさおふれんず」の発行、「あさお大好きネット」の運営管理、区民記者HP、地域メディアによる広報
PCサポート委員会	利用登録団体へのHP制作支援 やまゆりHPの管理運営、サーバーの管理運営、やまゆりのIT環境の整備
安全安心委員会	防災、防犯、館内外の事故防止等の危機管理など

康見本市「クラフト展」などの団体間交流・ネットワーク推進事業および受託事業として「地域コミュニティ活動支援事業」を展開している。また、中間支援機能の実効性をさらに高めるため、アクティブシニア養成、区民記者養成をはじめとする多様な講座や区民から講師を募集して行う区民講師公開講座なども定期的に開催している。講座は単なる知識の吸収やスキルアップにとどまることなく、受講後の実践活動を視野に入れた内容になっている。これらの講座からやまゆりの運営やイベント、市民活動相談窓口などの運営を担うマンパワーや新しい活動グループが生まれている。

## 7 情報発信

---

NPO サポセンには13名の区民記者がおり「やまゆりニュース」や情報誌「あさおふれんず」の取材・編集・発行に携わっている。記事はやまゆりに限定せず、区内のトピックスや、やまゆりに利用登録している団体の紹介、会員募集などに関わる事柄も掲載し、利用登録団体から感謝されている。また、タウン紙「マイタウン21」と「メディあさお」では、それぞれ「やまゆりの窓」「やまゆり通信」という枠を設け、毎月、やまゆりの行事やイベントなど最新情報を発信している。WEBサイトではやまゆりHP、区民記者HP、あさお大好きネット、利用登録団体HPなどを開設し、麻生区民およびやまゆり利用者とのコミュニケーションを図っている。

## 8 地域の交流・ふれあいをすすめる取り組み

---

NPO サポセンは町内会など小地域での交流、ふれあいも視野に入れ、年間30を超えるイベント・学習会・セミナーなどを積極的に展開している。その狙いの1つは、やまゆりを通して区民や団体間の交流の促進、仲間づくりであり、2つは、この活動を通しての多様なノウハウの蓄積、人材の発掘および新しい活動グループの誕生である。3つには、区レベルの活動とは別に、町内会や地域福祉など小地域で活動する団体を対象に、やまゆりで蓄積したノウハウ、人材、機器材などを提供することである。こ



利用登録団体の集い

れにより小地域では、誰もが気軽に参加できるイベントなど夢のある空間をつくり、イベントを核にしたふれあいや交流の場を仕立て、結果として帰属意識や連帯感を醸し出す環境、地域コミュニティづくりに寄与することである。前述の1および2については予期した以上の進展を見せ、3についても、スタートしたばかりだが、町内会や福祉作業所からイベントに関するノウハウ提供の問い合わせが入り始めている。また、やまゆりのイベントを核にした新しいグループが次々に誕生している。NPO サポセンではこの継続により、地域に根を下ろした、住民主体のまちづくりの基盤が醸成されるものと確信し、実践している。

## 9 おわりに

---

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災以後、地域の絆の大切さが各方面で叫ばれている。NPO サポセンはこの耳に優しい絆という抽象名詞で議論し啓発するのではなく、回り道になるが、この抽象名詞をいかにして具体的活動につなげるかに軸足を置いている。地域での絆づくりには、その前段階として交流やふれあいが不可欠になる。NPO サポセンはやまゆりを通して、絆を育む土壌作りのお手伝いをしたいと考えている。

# 若者支援は社会投資である

～かわさき若者サポートステーションの社会的価値～



NPO 法人「育て上げ」ネット 理事長 工藤 啓

日本は“社会課題先進国”である。さまざまな社会課題が噴出するなか、日本では次世代に対する社会投資の視点を持った取り組みが非常に限定的である。一方、高齢世代への対応は相対的に手厚い。下の世代が十分な人口数を保ち、上の世代を支えるという前提の諸制度は、人口動態から見ても明らかなよう、既にこの国では機能しない。逆三角形の人口ピラミッドを眺めたとき、私たち国民、市民がなすべきことは、“これからの世代”が未来への挑戦と成長機会を獲得しやすい環境を整備し、社会を支え、地域を担う側の育成に努めなければならない。にもかかわらず、次世代を応援していこうという機運はなかなか高まらない。

私は、我が国における次世代への支援という課題のなかでも、若者世代に対する“持続的な社会参加と経済的自立”の解決をめざすべく、平成16(2004)年5月に、NPO法人「育て上げ」ネットを設立した。ひきこもりやニート状態の若者、更生保護が必要な若者、生活保護受給をする若者や、生活保護家庭に生まれ育った若者が、社会の一員として働き、納税者になることを支援している。それ以外にも、若者自身が身動きできない環境にある保護者への支援、高校や大学へのキャリア教育など、さまざまなアプローチにより、自立に向けて課題や困難、またはリスクを抱える若者を支援しているが、どの事業も“社会投資”であると考えている。

平成22(2010)年、厚生労働省と川崎市との協働により、私たちは「かわさき若者サポートステーション」を高津区溝口に設置した。特に所管である経済労働局労働雇用部の方々には、川崎市内の中小企業から個店まで、長年に渡り培われた“絆”をベースに、社会投資の観点から若者を応援してくださる協力者を紹介していただいたり、複数の社会的サポートを必要とする

若者に対応する際、共に悩みつつ解決策を見つけていくなど多大なご協力をいただいている。経済振興、雇用対策の観点からNPOと共にここまで尽力くださるのは全国でも稀である。

先日、10年以上自宅にこもりがちな生活を送っていた30代後半の男性市民が「かわさき若者サポートステーション」に来所された。抱える困難や課題は個人で異なるが、10年という長い期間を社会的に孤立した状態で過ごすといったケースはあまり多くない。サポートステーションは相談と職業的啓発体験を通じて、若者が仕事に就くことを支援する場所であり、あまりに根深い問題を抱えているケースは、最も適切だと判断される場に“つないでいく”ことになる。

しかし、彼のケースでは、労働雇用部のご協力により川崎市内の商店街に加入する生花店の存在が大きな助けとなり、一人の若者の人生を変えた。もともと彼はプランテーションが趣味であったことから、その生花店での職場体験を希望した。実際の職場体験の最中、彼は生花店店主から「おお、いいね。丁寧でうまいよ」というお褒めの言葉をいただいた。何気ない一



高津区溝口のとくのかわさきにある「かわさき若者サポートステーション」

言ではあるが、「個人的に好きだからやっていたことが仕事に活かせるのかもしれない」と、店主の一言でそう感じた男性は、その生花店でインターンシップを行うことになる。

すると今度はお客さまからも嬉しい言葉や感謝の声をいただくことができ、彼は「自分にもできることはあるのだ」と自信を持つようになった。今までは働きたくとも、どうせ採用されず、社会の誰からも必要とされない自分を繰り返し自覚させられてしまうことを恐れ、就職活動すらままならなかった若者が、ハローワークで案件を探し、面接を受けるようになった。いまでは市内のとある企業に就職し、充実した社会人生活を送っているという。

この例は、川崎市に関わる多くのステークスホルダーが一丸となって、川崎市の未来に対して社会投資を行ったといえる。理由は三つある。一つは、既に30代後半となり、10年以上も社会との接点がなかった男性が、かわさき若者サポートステーションに足を運び、生花店で自信を持ち、ハローワークに行くといった一連のプロセスがなかったとしたら、近い将来どのような状況になったのかを想像していただきたい。もしかしたら、仕事に就くこともできず、社会的に孤立したまま、社会に支えられる側として生きていったかもしれない。これが社会的投資に対する一つ目のリターンである。

もう一つは、彼は支援を受けた結果として納税者として川崎市や日本社会を支える側となり、また、消費者としても経済活動に寄与することになった。人口減少社会の中、日本社会は一人でも多く、日本を支える、シニア世代を支える人間を求めている。彼はその一員として社会に貢献する人材に成長した。これは川崎市民にとって大きなリターンと言える。

最後のリターンは、彼の成長や就労が彼の家族や親族のみならず、彼の将来を案じていた友人や知人、そして彼の自立を懸命に支えた「かわさき若者サポートステーション」のスタッフ、生花店店主、川崎市役所職員などさまざまなステークスホルダーに、仕事へのやりがいや生き甲斐を提供したことにある。働くことは生活の糧(給与)を稼ぐことだと言い切れた時代と異なり、現在の働き手が求めるのは自分自身の仕事にプライドと肯定感を持つことができ、かつ、誰かのために役立てたことが実感できることなのである。関わった人々が



サポートステーションの中の様子

笑顔になることもまた、このケースのリターンなのだ。

つまり、私が言いたいのは単純に一人の人間が就職をした、だけでは終わらないストーリーが存在し、彼の就職というエンディングがもたらす効果は社会的にも、また、経済的にも非常に大きいということである。ここでは30代後半男性を例にあげたが、現在、「かわさき若者サポートステーション」には、新卒未内定者を含む20代前半の若者の来所も増加している。何年も社会から離れていた30前後の若者のみならず、就職が決まらないまま大学などを卒業したり、非正規から正規雇用へ移行ができずに悩む若者もまた自立への社会的な支援を強く求めているのだ。

広く日本社会のみならず、この川崎市もまた次世代への社会投資を推し進めていかなければならない。厳しい財源をどう市民の未来のために再分配をしていくのか。現在、働きたくとも働けない若者は市内にかなりの数存在すると推察される。また、卒後就職を希望する高校生や大学生で、仕事に就けないまま卒業を迎えてしまうケースもより増加してくるだろう。彼ら/彼女らに対する支援の不足は将来に渡り非常に大きな社会的問題となって市行政を含む市民に覆いかぶさってくるだろう。一方、社会投資の意味を多分に含む若者支援の拡充は、川崎市を消費者として、納税者として、また、一人の市民としても支える側の人間をつくることになる。

いま私たちは未来に対する岐路に立っている。単純な成果のみを市行政に求めるのではなく、短期・中期・長期的な観点から“社会投資”すべき部分を見極めていかなければならない。私は、かわさき若者サポートステーションも他分野と同様に社会投資する価値のある事業であると考えますが、市民の方はどう考えるだろうか。

# 子どもたちに科学の面白さを伝えたい



かわさきアトム工房 代表 酒井 義彦

## 1 発足の経緯

平成 14 (2002)・15 (2003) 年に川崎市主催の「かわさき科学塾」事業の一環として「科学体験活動」指導者養成研修会が開催された。私たちの団体は、その受講生の有志が中心になって発足し、その後も毎年続けられている研修会の参加者が加わりながら、科学実験の大好きなメンバーにより市民ボランティア団体として活動している。

川崎市はものづくり都市、先端産業都市と言われるように、ものづくりへの関心が高い地域であるが、近年は日常生活が大変便利になり、子どもたちが自ら手を動かし、さまざまな体験をしながらものを考える機会が失われつつある。そこで川崎市は、ものづくりの基礎となる「科学技術」を子どもたちが体験的に学ぶことができる科学体験活動の普及を目的として、指導者養成研修会と子ども科学実験教室を2回にわたって実施した。研修会と実験教室は、NPO 法人発見工房クリエイトが企画し、経済局産業振興部金融課（当時）が主催、市政だよりやチラシを作成し応募者を募った。

企画した発見工房クリエイトの橋本静代さんは、地域に密着した幅広い層の大人たちが、子どもたちの好奇心の芽を育てることができれば、社会人でも教育の一端を補助することができるだろうと考えられたものと思う。

市内に住む実験大好きな社会人である私たちはこの誘いに乗り、研修会に参加した。私も「科学塾」という名前に敷居の高さを感じたが、参加資格に制限はなく、一般市民が応募できるというので参加した。

この研修では、後藤道夫さん、鈴木健夫さん、高橋和光さんなど、理科教育に造詣の深い先生方の協力も得られた。私たちはこの講座で指導を受け、教育現場の実情（特に理科実験が少なくなっているなど）や、日常生活など身近な環境が科学技術にあふれていることに気付いた。特別な実験器具がなくても、生活空間にある材料で簡単に科学の原理を実験・体験できるということは驚きでもあった。

この講座の修了生有志が、平成 15 (2003) 年 5 月に講座指導者からの助言から自然発生的に集い、市民ボランティアとして「かわさきアトム工房」が誕生した。

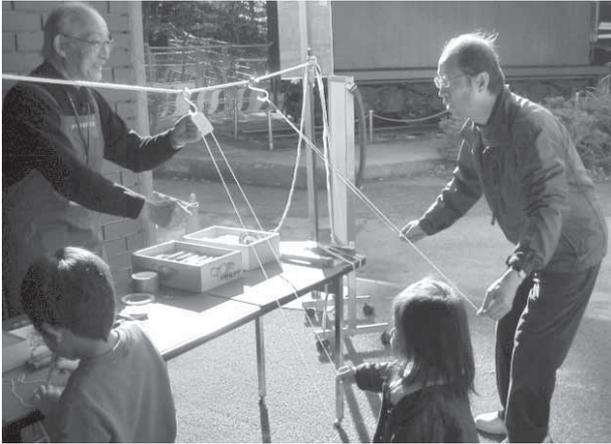
## 2 実際の活動内容

### 初期の活動

団体結成後、手始めに会員の地元子ども会で、研修会で指導された実験などを再現・実施した。その後「さわやか福祉財団」を紹介していただき、アジレントテクノロジー(株)開発のわくわく実験・工作キットを無償で提供を受けた。この工作キットを使用するに当たり、当時の青少年科学館若宮館長のご好意により、科学館での実験教室開催が実現し、運営のノウハウを学んだ。

さらに東芝科学館からも実験教室開催支援というご好意があり、毎月 1 回の実験教室を開催させていただいている。

このようにアトム工房は、毎月 2 回の実験教室（さわやか福祉財団、東芝科学館）を開催しながら経験を積んで成長した。こうした活動の中で、「わくわくドキドキ玉手箱」事業の計画が青少年科学館から示



青少年科学館実験工房

され、当初からその開発・運用に加わることを提案された。

#### メンバー構成

メンバーは現在 22 名（82 歳の男性を筆頭に、男性 12 名、女性 10 名）のグループ構成で、全員が目的達成に向けて輝きながら活動を楽しんでいる。

#### 活動のベース

市民に開かれた科学館である青少年科学館を活動拠点としているが、毎月第 2 土曜日にはアトム工房の実験教室として 1 部屋をお借りし、午前中は「わくわく！科学実験教室」、午後は科学館のロビーで「実験工房」というミニ実験工作ブースを開催している。実験終了後には、定例会を開き、活動の反省や予定の確認、持ち寄った実験アイデアを披露したり膨らませて発展させながら実験日に備えている。

その他に、科学館では「わくわくドキドキ玉手箱」という実験教材をコンテナに入れて無料で貸し出ししていて、誰でも使用することができる。玉手箱実験の要請は科学館に申請され、科学館からの案内で担当がアトム工房と決まると、私たちは活動場所にこの玉手箱を運び込み、出前実験をしている。この活動では、年間 100 回以上の実験を市内の小・中学校、わくわくプラザ、青少年科学館、子ども会、PTA、などで実施している。

### 3 活動から感じることや見えてきたこと

玉手箱実験を依頼された場所では、「無料で実験してくれるのはありがたいです」とよく言われる。川崎市からの支援があるので無料ですと答えている。また出前実験の場所では、「次はいつ来てくれるの？この前の実験、家でもやってみたよ」などと嬉しい言葉を聞いたり、子どもたちからの意外な質問や、こちらからの問いかけの答えの中に、感性の鋭さを感じることもある。わずかでも好奇心に火をつけたかな？と思えるような、気付いたことを得意そうに話してくれる姿もある。そういう姿に私たちも素直に感動し、「継続していこう！」という思いと子どもたちと一緒に実験や体験をして「嬉しい！楽しい！」を感じながら、現在まで活動を続けてきた。

日頃感じていることは、自分が楽しいと思える実験でなければ、子どもたちは喜ばないということ。それには個々のメンバーが自分の好きな実験を確立することも必要で、例えば「わくわくドキドキ玉手箱」の教材をまず実践し、体験していく中でオリジナルのアイデアを生み出していくという開発作業も会員は心掛けている。また、積極的に講師を引き受けて自分にプレッシャーをかけることで、勉強せざるを得ない環境をつくり、実験指導のレベルアップに努めている。

実験教室では、低学年の子どもたちが多くので、指先を使うことが必要と気付いた。科学原理もうまく表現しないと子どもたちは聞いてくれない。集中してくれる時間は 30 分～40 分位であるから、会員



小学校の理科室で

が工作物を提案した場合には、定例会で皆の評価に基づき、時間配分を考慮して仕上げようと工夫している。工作材料も生活に身近な物をできるだけ取り入れるように考え、情報収集にも取り組んでいる。これも今までの失敗や経験を反省し、少しでも子どもたちの笑顔が見たいという気持ちの延長線上にほかならない。

#### 4 今後の課題と展望

##### 課題

事務処理の単純化とマネジメント及び作業場所、実験器材置き場所の確保

発足当時から比べると、会員個人の状況が変化し、実働会員数の減少が見られる。実験教室開催要請が多くても実際に担当できる会員が少ないので、新規会員の獲得に努力しなければならない。また、依頼を受けてから各会員に伝達、回答の処理、担当者決定までのコーディネートをする 것도重要であり、煩雑さが増している。

また、会員がひとたび実験担当者になると、自宅での教材作成や調整になりがちで、会員家族への負担が掛かっていることも考慮すべき課題となっている。

子どもたちは忙しい

私は今、小学校で理科支援員として5、6年生の理科実験をサポートしている。指導要領の改訂で理科の時数は増えているが、実験に充てる時数はまだ少ないように感じる。

学習指導要領の変遷を見ると、昭和43(1968)年改訂時には年間140時間あった理科授業が、平成10(1998)年改訂時には年間95時間になり、平成24(2012)年からは年間110時間まで回復する。

しかし、まだ足りない。教員は少ない時間でとりあえず知識を教えている。

未来ある子どもたちが、充実した理科実験を享受するためには(単元にもよるが)、長時間授業(90分で1授業)が取れるように学校をあげて時間調整に協力することが必要である。

また、3年生からは理科が開始されているが、こ

とが必要である。

小学校教員は理科が専科でないオールラウンドの教員なので、理科支援員をもっと活用し、「実験は楽しい!」「リアルな実験体験は必要!」という先生が増えれば子どもたちも理科が好きになっていくのではないか。

私たちの団体は「科学ってこんなに身近で楽しいんだよ!」というメッセージを、市民に届けたいという夢を持ちながらの活動である。

しかし、五感を磨くべき小学生時代に、毎日夕方には塾へ向かう子どもたちの姿が見え、受験戦争に巻き込まれているせいか高学年の実験教室参加者が少ないことは残念である。

##### 展望

現在でも市主催の指導者養成講座は「科学サポーター研修会」として実施されており、修了生の中にはアトム工房に参加し、活動を開始される方がいる。このように研修生の受け皿としてアトム工房が存在し、将来的に川崎の子どもたちへの還元ができれば私たち団体の存在意義は満たされるものと考えられる。

青少年科学館は平成24年(2012)年4月28日にリニューアルオープンされ、「かわさき宙(そら)と緑の科学館」(市民公募で選ばれた通称名)となる。

この青少年科学館と連携して、会員の居住する地域で活動することにより、地域の子供たちの文化意識をより向上させ、自然科学への関心を高めて、日々の学習の一助になることを感じている。

私たちは川崎市の社会人として、子どもたちに科学の楽しさや面白さを自分の手で感じ取る体験ができるよう、教材をもっと工夫していきたいと考えている。さらに、子どもたちが科学好きになり、未来の科学技術・ものづくりにもつながる夢や希望を持てるように、活動を続けていきたい。

子どもたちの意欲を引き出すことが、一番大事であると信じているから。

かわさきアトム工房のホームページ  
<http://www.geocities.jp/kawasakiatom/>

# この町でよかった

テレビ神奈川報道部 副部長 川崎市政担当 富樫 吉樹



「今日からここが私の職場だ」雲一つない青空に恵まれた平成 23 (2011) 年 3 月のある日、私は市役所本庁舎の時計塔を見上げながら市政記者クラブにやって来た。

今から 10 年以上前、私はアナウンサーとして 2 年ほど川崎市の広報番組を担当していたことがある。当時は岡本太郎美術館の開館や川崎フロンターレが初の J1 昇格を決めたことなどが話題になっていた。私はこれらのニュースを取材できたことや高校野球やアメフトの取材で川崎球場や等々力球場に来ていたこともあり、川崎市には親しみやすいイメージを持っていた。「市政担当として積極的に取材するうちに記者としてのスキルも向上するはず」などと少々甘い考えで記者活動をスタートさせたのだが現実には厳しかった。とりわけ取材活動の難しさを痛感したのは赴任して間もなく発生した東日本大震災である。発生時の混乱、情報をかき集めるための手段の選択、視聴者がどんな情報を欲しているのか。ローカル放送は身近な人たちに役立つ情報を発信してこそものと思いながらも十分にできない無力感を埋めきれずただ必死に取材を続ける日々。その中で忘れられない出会いがあった。震災発生からおよそ 1 週間後、福島県南相馬市から親戚とともに 14 人で避難したある一家は福島第一原発事故のあと、放射性物質による汚染への恐怖から逃れるため親戚がいる川崎市にやって来た。収容先はちょうど避難者の受け入れを始めたばかりだった川崎市体育館。私たちクルーは、受け入れ開始の情報を受け体育館に取材に向かった。電力会社による計画停電で信号が機能していない中、なんとか体育館にたどり着くと一家は薄暗く寒い、柔道畳が敷かれた 2 階の部屋で身を寄せ合っていた。まずは話を聞いてみると渋滞やトラブルに遭い途中で燃料切れ寸前になりながら 20 時間かけて川崎市にたどり着いたという。「まだ残っている人を

差し置いて出てきたのは申し訳ないが家族を守らなければならない」と話していた。この一家は避難所が閉鎖された 7 月までとどろきアリーナで生活し、その後は南相馬市と川崎市に家族が別れて二重生活をするようになった。私は一家を取材して南相馬市にも行ったが記者としてできることの限界を感じてしまった。一家の苦しみをどれくらい伝えられるのか？ また伝えるべきなのか？ そんな中で一家の中心である男性が話した言葉が忘れられない。「ここに置いてもらってよかった。こんなに支援してもらって一生の思い出になった」。男性は避難所閉鎖に伴い南相馬市に帰る選択をしたのだがまず第一に川崎の人への感謝を口にしたのだ。震災発生後、県内自治体で最初に避難者を受け入れ、担当職員が泊まり込みで避難者の支援をするなど川崎市の取り組みについては評価されていた。何もできないと無力感を味わっていた私にとっても南相馬市の男性のような感謝の言葉は少しだけ救われたような気持ちになった。今後は中原区役所の避難者支援の相談窓口がどのように役立てられたのかや、避難所閉鎖時に懸念された心のケアなどについて取材したい。平成 23 (2011) 年はとどろきアリーナだけでなくミュゼ川崎シンフォニーホールの天井崩落問題など東日本大震災関連の取材が多かったが、この原稿の締め切り日に朗報がもたらされた。川崎区の殿町 3 丁目を中心とした京浜臨海部について川崎市が県、横浜市と共同で申請していたライフサイエンスの特区構想が国から国際戦略総合特区に指定されたのだ。京浜臨海部がライフサイエンス分野で日本経済を牽引する役割が期待される。この他にも次世代エネルギー発電所が数多く集まる京浜臨海部は国内外から視察団が集まる注目の場所となった。平成 24 (2012) 年はさらに川崎への注目が集まると同時に、川崎から世界へより多くの情報が発信されることを期待したい。

## 音楽で地域を活性化する若き起業家



経済労働局商業観光課 窪田 瑞

近年の経済状況に伴い、商店街を取り巻く環境も厳しい。店主の高齢化、後継者不足など課題が続いている。川崎市では「空き店舗活用・創業支援事業補助金」として、商店街の空き店舗を活用した事業や創業に対して一部助成を行っている。市内の空き店舗を解消し、商店街の活性化を図ることを目的としている。今回は平成22年度に本事業を活用して、創業した事業を紹介する。

紹介するのは、高津区溝の口に開業した「弦楽器工房 armonia (アルモニア)」である。外からの大きなガラス越しからたくさんのバイオリンと若い店主江畑正一氏が見える。江畑氏が弦楽器に興味を持ったのは、中学1年生の時。授業で聞いたバッハに心を奪われ、高校に入り、それまで続けていた剣道を辞め、バイオリンの演奏家の道を本格的に目指した。しかし指導を受けるうちに演奏家への道は厳しいと知り、演奏家になることは断念した。しかしバイオリンへの熱い思いは変わらず、バイオリンに携わることがしたいと、両親と3年間の約束でバイオリン教室の先輩だけを頼りに単身バイオリンの発祥地であるイタリアのクレモナ市に渡った。住むところも

なく修道院に泊まり、アパートを探しながら、バイオリン製作学校に通い、製作、修理と明け暮れた。

瞬間に両親との3年間の約束が過ぎたが、バイオリンへの思いがさらに高まり、バイオリン修理のアルバイトをしながら8年間、イタリアで腕を磨いた。帰国後、都内の楽器店に勤めるうちに、自分の経験、技術を活かしたいとの思いが強くなり、起業を考え、店舗探し、仕入れ、融資など勉強し、仕事をしながら準備を進めた。その時に知り合いの税理士に本市の補助制度を紹介され、活用しようと考えた。「補助制度は資金面で大変、役に立った。ぜひ、この制度を活用してほしい」とこれから開業する方にアドバイスをする。

準備から3カ月後、洗足学園やフィオーレの森があり、音楽や芸術文化で溢れ、環境に恵まれた高津区の久本南商店会にあった空き店舗を活用し、平成23(2011)年2月に開業した。たくさんのバイオリンや弦、弦楽器備品の品揃えを充実させた。バイオリンの製作は1本70万円台より承っているが、まだ購入者は現れていない。「購入しなくとも、まずは自分の作ったバイオリンを弾いて試してほしいの



弦楽器工房 armonia 江畑氏



弦楽器工房 armonia 店頭



弦楽器工房 armonia 店内

です」と強く言う。その強い思いを持って、営業に走り、実際に演奏家に弾いてもらったことがある。購入にはつながらなかったが「音に深みがあり弾きやすく、音がよく届く」と言われ、大きな自信となった。人との出会いを大切に、地道な努力を続け、購入者に結び付けたいという思いが生まれた。

「なかなか弾いてもらえないのですよ」と笑いながら、奥様のために製作したバイオリンを紹介してくれた。この店舗を見つけてくれたのも奥様であった。このバイオリンにはいつも力になってくれる奥様への感謝の気持ちが込められている。

現在は、2012年にイタリアのクレモナ市で行われるコンクールに出品するためのバイオリンを製作している。また技術を学びに店舗に若者も通いはじめ、新たな若き起業家が誕生する楽しみが増えた。子どもたちにも弦楽器を身近に感じてもらえるように、実際に触れてもらう機会を作ろうと考えている。

音楽で地域を活性化するとともに、地域の新しい魅力を創出し「音楽のまち・かわさき」を盛り上げていく若き起業家の活躍が期待されている。

**【店舗情報】**

店舗名称 弦楽器工房 armonia  
(ゲンガッキコウボウ アルモニア)  
代表者名 江畑 正一(エバタ ショウイチ)  
所在地 高津区久本2-2-2  
商店街 久本南商店会  
電話/FAX 044-948-5316  
URL <http://www.armonia-v.com/>

# かわさき市政カレンダー

平成 23(2011)年 3月 ~ 平成 24(2012)年 2月

3月1日

全市で「ミックスペーパー」、南部3区で「プラスチック製容器包装」の分別収集開始

全市で「ミックスペーパー」(新聞、雑誌等以外の紙類)川崎区・幸区・中原区で「プラスチック製容器包装」の分別収集が始まった。

3月11日

東日本大震災が発生

3月11日14時46分、東北地方を震源として東日本大震災が発生し、市内でも、帰宅困難者の発生、計画停電の実施、ミュージアム川崎シンフォニーホールの天井仕上げ材の落下などの被害が発生した。

3月25日

「川崎再生フロンティアプラン・第3期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」の策定を発表

2011～2013年度の市の全施策・事業を示した地域経営プランとして、「川崎再生フロンティアプラン・第3期実行計画」と、行財政改革の取り組みを示した「新たな行財政改革プラン(第4次改革プラン)」を策定した。

3月26日

川崎駅東口駅前広場がリニューアル

平成18(2006)年に策定された「川崎駅周辺総合整備計画」に基づく整備が完了し、川崎の環境技術を象徴するモニュメント「アースキャンドル」を新たなシンボルとして川崎駅東口駅前広場がリニューアルされた。バリアフリーへの配慮として、バス乗り場を「空島」「海島」の2つの島に集約するとともに、市街地への平面横断化を実現している。

4月1日

契約条例の一部を改正する条例を施行

本市と特定工事請負契約・特定業務委託契約を締結する事業主は、市が定める休暇報酬下限額以上を対象労働者に支払うことに定めた、契約条例の一部を改正する条例が施行された。これにより、いわゆる「公契約」の規定が新たに条例に盛り込まれた。

4月1日

多摩川河川敷に有料バーベキュー広場を開設

4月1日から二子橋周辺多摩川河川敷に、有料の「多摩川緑地バーベキュー広場」を開設した。多摩川河川敷のバーベキュー利用によるゴミ・騒音問題などに対処するための取り組みであり、平成22(2010)年9月に行ったバーベキュー利用有料化社会実験の結果を受けて開設した。

4月5日

日本初の映画専門の大学「日本映画大学」が麻生区に開学  
「映像のまち・かわさき」に、日本初の映画専門大学「日本映画大学」が開学した。「しんゆり・芸術のまち」を推進する麻生区にふさわしい芸術文化の発信拠点として期待される。

5月17日

川崎市電力不足対策基本方針を策定

東日本大震災の発生に伴う首都圏における電力不足に対応し、「川崎市電力不足対策基本方針 - KAWASAKI 電力使用削減大作戦 -」を策定した。計画停電の実施などを回避するため、市民・事業者と行政が一体となって、計画的に節電などに取り組んだ。

6月1日

市の人口が143万人を突破

市の人口が6月1日に143万267人となり、初めて143万人を突破した。10年前の平成13(2001)年6月1日時点から16万人以上の増加となった。

6月20日

九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランなどの事業者と帰宅困難者支援協定を締結しており、新たに2社と協定を締結した。これにより、本協定の締結事業者数は合計20社、1万6,012カ所となった。

7月1日

使用済みインクカートリッジの回収開始

家庭から排出される使用済みインクカートリッジを区役所などで回収する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を、市内2カ所のみでの回収から全市での回収へと展開した。回収したカートリッジは再資源化される他、1個当たり3円が国連環境計画(UNEP)に寄附され、環境保護活動に活用される。

7月12日

臨海部に実験動物中央研究所の新研究所が開所

羽田空港の国際化で発展が見込まれる臨海部の殿町地区に、実験動物中央研究所の新研究所「実中研 再生医療・新薬開発センター」が開所した。ライフサイエンス分野の研究開発拠点として先端医療開発の中心的な役割が期待される。

7月21日

日本女子大学と川崎市との連携・協力に関する

基本協定を締結

日本女子大学と川崎市は、相互の持つ人的、物的、知的資源を活用し、連携・協力することにより、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献することを目的に基本協定を締結した。今後はこの協定に基づき、学校教育インターンシップ事業の開始などが予定されている。

8月5日

なでしこジャパン宇津木瑠美選手に川崎市スポーツ特別賞を贈呈  
サッカー日本代表「なでしこジャパン」のメンバーとしてFIFA女子ワールドカップドイツ2011の優勝に貢献した、市内の小・中学校出身の宇津木瑠美選手に川崎市スポーツ特別賞が贈られた。

8月6日

「かわさきエコ暮らし未来館」が臨海部にオープン  
地球温暖化、再生可能エネルギー、資源循環の3つのテーマを中心とした体験型の環境学習施設として、「かわさきエコ暮らし未来館」が川崎区浮島にオープンした。12月には来館者数1万人を突破した。

8月10日

日本最大級の浮島太陽光発電所が運転開始  
市と共同で東京電力が建設を進めていた浮島太陽光発電所(メガソーラー)が運転を開始した。最大出力は7,000kW、一般家庭の約2,100軒分の使用電力量に相当する。12月19日に運転を開始した出力13,000kWの扇島太陽光発電所とあわせて、日本最大級の太陽光発電設備となった。

9月1日

麻生区でコミュニティバス「山ゆり号」が本格運行開始  
百合ヶ丘駅と高石団地前などを結ぶ市内初の営業用の緑ナンバーによるコミュニティバス「山ゆり号」が本格運行を開始した。地域住民で構成された「麻生区コミュニティバス協議会」が長年に渡って主体的に取り組み、試行運転の結果収支採算性が見込まれたことから本格運行となった。

9月3日

「川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム」が生田緑地に開館  
長年多摩区に住み、「ドラえもん」「パーマン」などの作品で知られる藤子・F・不二雄氏の作品の原画やゆかりの品などを展示する「川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム」が、ドラえもんの誕生日の101年前にあたる9月3日に開館した。登戸駅から運行するシャトルバスや、最寄り駅などに設置されたキャラクターのモニュメントも人気を集めている。

9月13日

「川崎マリエン」がビーチバレーの選手強化施設として認定される  
川崎区の港湾振興施設「川崎マリエン」が日本オリンピック委員会(JOC)から選手強化を支援する「バレーボール競技強化センター」に認定された。ロンドン五輪での選手の活躍に貢献することが期待される。

10月1日

生誕70年の坂本九さんの歌とともに多摩川花火大会を開催  
第70回川崎市制記念多摩川花火大会が高津区の高津川河川敷で開催された。電力事情や警備の都合により日程を秋に変更し、東日本大震災復興支援のため、東北物産展や川崎市出身の坂本九さんの生誕70年コンサートなどと併せて開催した。

10月24日

ミュゼ川崎シンフォニーホール復興のため、ザルツブルクから20万ユーロ寄贈  
オーストリアのザルツブルクで8月13日に行われた「ザルツブルク音楽祭」と1992年以来の友好都市であるザルツブルク市から総額20万ユーロ(約2,100万円)が、ミュゼ川崎シンフォニーホール復旧のために川崎市に寄附された。

10月25日

青少年科学館のマスコットキャラクターと施設愛称を決定  
平成24(2012)年4月にリニューアルオープンする青少年科学

館のマスコットキャラクターと施設愛称を公募した結果、マスコットキャラクターは「かわさきぶりん」、施設の愛称名は「サイエンスプリン」、通称名を「かわさき宙(そら)と緑の科学館」に決定した。

11月8日

川崎市で「九都県市首脳会議」を開催  
首都圏の都県・政令指定都市の首長が一堂に集まる「九都県市首脳会議」が高津区で開催され、「子どものための現金給付制度に関する緊急要望」などの議題を話し合った。

11月22～27日

「モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさき」を開催  
毎年スイスで開催されている世界三大ジャズフェスティバルの1つ、「モントルー・ジャズ・フェスティバル」が、川崎で開催された。入場者総数は5千人を超え、世界の大物アーティストが市内の会場で熱演を奮った他、街中でもフリーライブが開催された。

12月5日

市内3カ所に市税事務所を開設  
7区役所内に設置していた税務部門を集約し、3カ所の市税事務所と1カ所の市税分室を開設した。これにより、どの市税事務所でも申告書の提出ができるようになった。

12月22日

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区が指定される  
日本の経済成長のエンジンとなる産業の国際競争力の強化を目的に、国と地域の政策資源を集中する「国際戦略総合特区」として、川崎市・神奈川県・横浜市が共同で申請した「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」が指定された。

1月4日

区役所・出張所の窓口機能を再編  
平成21(2009)年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」に基づき、出張所の届け出受付窓口を区役所へ集約した。出張所では、原則としてこれまで発行していた証明書を取り扱い、新たに最新年度の市民税・県民税課税額(非課税・免除)証明書が発行できるようになった。

2月10・11日

「川崎国際環境技術展2012」を開催  
「今、かわさきから世界に伝えたい、環境技術」をテーマに、企業などの環境技術をアジア地域中心に広く世界に情報発信し、環境技術の移転による国際貢献をめざす「川崎国際環境技術展2012」がとどろきアリーナで開催された。4回目となる今回は、過去最多136団体226ブースの出展があり、来場者総数は1万3,500人に上った。

2月13日

毎日映画コンクール表彰式がチネチッタで開催  
日本三大映画賞の1つである第66回毎日映画コンクールの表彰式が川崎区のチネチッタで開催された。シネマタッチラリーの実施、ウエスタンカフェの期間限定オープンなど、関連するイベントも行われた。

## バックナンバー紹介

### 第 26 号特集

## 新しい時代にふさわしい 自治体像を探る

(2011年3月発行)

### 【巻頭鼎談】

#### 新しい時代にふさわしい自治体像を探る

川崎市長 阿部 孝夫  
東京大学大学院工学系研究科教授 大西 隆  
一橋大学大学院法学研究科教授 辻 琢也

#### 第3期実行計画策定の考え方

総合企画局企画調整課担当課長 南 昭子

#### 区役所分権時代に向けた区計画の策定

～区役所、区民が一体となった計画の策定をめざして～  
幸区役所企画課担当係長 加藤 剛史

#### 新たな行財政改革プラン(第4次改革プラン) について

～不断の改革により「持続可能な市民都市かわさき」を実現～  
総務局行財政改革室担当係長 和田 一晃

#### 新たな財政フレームの策定について

財政局財政課担当課長 三田村 有也

#### 川崎市における地方分権推進の取り組み

総務局行財政改革室担当課長 対馬 俊之

#### 市民の目から見たタウンミーティング

シニアリポーター 築野 俊雄

### 第 25 号特集

## 川崎の自治力 ～分権改革と自治のかたち～

(2010年3月発行)

### 【巻頭鼎談】

#### 分権改革と自治のかたちを展望する

東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗  
幸区役所副区長 森下 和子  
(司会)総合企画局自治政策部長 鈴木 毅

#### 区民会議「第二期の現状と課題」

総合企画局自治政策部区行政改革推進担当課長補佐 金子 浩美

#### 参加と協働を進めるための区民会議の役割

～第二期川崎区区民会議の取り組みと課題から～  
川崎区役所企画課主査 中岡 祐一

#### 川崎市自治基本条例に基づく市民自治の推進

～川崎市自治推進委員会の取り組みから～  
総合企画局自治政策部 菊池 剛露

#### 住民自治組織の現状と課題

～町内会・自治会の今～  
市民・こども局市民協働推進課課長補佐 大良 美臣

#### 「タテ」と「ヨコ」のつながり強化による職 員意識の向上への取り組み

総務局行財政改革室 北村 卓也

## 販売のご案内

「政策情報かわさき」のバックナンバーは川崎市役所本庁舎・第3庁舎売店、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所の各売店で販売しています。取り寄せの場合は別途送料がかかります。詳しくは川崎市職員生活協同組合にお問い合わせください。

なお、バックナンバーの情報は川崎市ホームページからご覧いただけます。

〔販売のお問い合わせ〕 川崎市職員生活協同組合  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町 6-2 ミヤダイビル 2F  
電話 044-211-6190 FAX 044-245-4688